

平成16年度研究報告書

# 児童虐待の援助法に関する文献研究

(第2報：1980年代)

## 戦後日本社会の「子どもの危機的状况」という 視点からの心理社会的分析

研究代表者	保坂 亨	千葉大学教育学部教育実践総合センター
共同研究者	増沢 高	子どもの虹情報研修センター
	秋山 邦久	文教大学人間科学部
	大川 浩明	子どもの虹情報研修センター
	佐々木宏二	子どもの虹情報研修センター
	渡邊 智子	中野区立教育センター教育相談室
	石倉 陽子	子どもの虹情報研修センター

社会福祉法人 横浜博萌会

子どもの虹情報研修センター

(日本虐待・思春期問題情報研修センター)

平成16年度研究報告書

児童虐待の援助法に関する文献研究

(第2報：1980年代)

戦後日本社会の「子どもの危機的状况」という  
視点からの心理社会的分析

子どもの虹情報研修センター

## はじめに

本研究は、「虐待」という言葉を越えて、「危機的状況」におかれた子どもに対する臨床研究や実践報告を概観、分析することが目的であるが、児童虐待に対する時代認識の変遷などといった社会学的考察も含むものである。

第1報では戦後から高度経済成長の終わる70年代までをとりあげ、今回はそれに続く第2報である。当初は93年の子どもの権利条約の批准前までを区切りとする予定であったが、90年に民間団体によって児童虐待防止協会（大阪）が設立されており、このことが日本の児童虐待対応において大きな意味を持つと判断したため、89年までを区切りとした。また今回から法律分野における判例、研究論文等の分析を加え、これについては別冊にて報告することとした。

90年以降であるが、90年から2000年の児童虐待防止法成立までを第3報、2001年から現在までを第4報として順次報告していく予定である。なお80年代の文献、研究等について、戦後から70年代のそれも含め、戦後日本における児童虐待関連文献、研究等の年代別リストとして資料2に示した。

# 目 次

はじめに

第1章	1980年代の子どもの危機状況	1
第2章	児童虐待に関する文献、調査研究の概観	8
第3章	児童相談所の事例分析から捉えた1980年代の特徴	14
第4章	1980年代の家族の戦後体制の崩壊	24
第5章	まとめと総括	36

資料

- 1 1970-1990年に見られる子どもの危機的状況を中心とした主な出来事
- 2 戦後日本における児童虐待問題関連文献・研究等の年代別リスト
- 3 児童相談事例集 年度別の虐待事例の状況
- 4 児童相談事例集の事例タイトルと児童虐待に関する記述  
(昭和56年度(1981)～平成2年度(1990)まで)
- 5 児童相談事例集(第12集)の事例タイトルと児童虐待に関する記述：昭和55年度(1980年度)

表

- 1 定義
- 2
- 3
- 4-1
- 4-2
- 5 出生率・乳児死亡率・新生児死亡率の推移
- 6 出生コーホート別既婚女性の出生児数：出生児数の女性の割合

図

- 1 紙おむつの生産量の推移
- 2 男女別大学進学率の推移
- 3 所定外労働時間の推移
- 4 単身赴任・別居の推移
- 5 平均初婚年齢の推移
- 6 学習塾開設数の推移
- 7 テレビの所有台数
- 8 家庭からの騒音苦情件数の推移
- 9 刑法犯少年検挙人員・人口比の推移（昭和24～平成12年）
- 10 日本人の2001年における生存曲線
- 11 出生コーホート別年齢別女子労働率
- 12 平均初婚年齢の推移（1908～1995年）
- 13 初婚年齢分布の年次比較
- 14 核家族率と世帯類型別世帯数

# 児童虐待の援助法に関する文献研究

## (第2報：1980年代)

### 戦後日本社会の「子どもの危機的状況」という視点からの 心理社会的分析

#### 第1章 1980年代の子どもの危機的状況

ここでは、80年代における我が国の社会的状況および家庭の状況を概観し、子どもに関する諸問題及びその背景を整理し、次に児童虐待問題を中心に提起し、この時代におかれていた子どもの危機的状況について考察する。なお資料1に、「子どもの危機的状況」に関連する出来事や事件、社会的状況、施策等を年次別にまとめ一覧表として示す。

##### 1. 1980年代の社会と家庭の状況

戦前、戦後しばらくの日本の社会構造は農業主体の第1次産業が柱であった。そこでは夫婦が共に働き子どもも重要な労働者として期待された。所有する土地と産業が結びついているため、出生地域への定着性が強く、3世代家族や親類同士が近くに住むなどの親族的つながりが濃厚な社会であった。結婚は家と家のつながりであり、家系をつなぐために子ども、特に長男は尊ばれた。60年代70年代初頭の高度経済成長期は第2次産業が主体となり、工業化社会が急速に発展する。工業化は都市に労働者を集め、出生地域の親族関係からの分離と核家族化を促進させた。同時に工場や会社で働く労働者の増加は、「夫が外に出て働き、妻が家庭を守り子どもを育てる」という役割分担をうむことになった。72年の総理府「婦人に関する世論調査」の中で、「夫は外で働き妻は家庭を守る」という考えに同感であると答えた割合は、男女とも80%を越えている。さらに生活の場から離れた職場での労働という形態は、「\*1家の外の世界の公共性と家の内の私との区別を明確にするものであった」。父親は家の外に、母親と子どもが家の中にとという家族の形が定着した時代といえよう。この時代、様々な子どもの心的失調に対して、その原因として「母原病」や「父親不在」が盛んに唱えられたのは、「母親は家で子育て」という母親への責任付与や、「家庭外にいる父親」という父親の家庭不在への憂いなど、当時の家族役割変化と無縁ではなからう。

高度経済成長は1973年の第1次オイルショックによって終わりを告げ、不況期となるが、80年代に入り再び経済は回復傾向に向かう。85年の円高傾向と原油価格の大幅な下落が好景気をもたらし、いわゆるバブル期に突入していく。第2次産業に替わって、加工組み立て産業やソフトウェア産業などの第3次産業が大きく伸び、合理性効率性を追求した商品開発が急速に進む。

家庭生活に目を向けると、子どもの出生率は70年代から下降するが、「\*1世帯規模の縮小と家電製品

---

\*1 平成2年国民生活白書から引用

の普及、インスタント食品や冷凍食品の登場などは主婦の家事労働時間の劇的な短縮と家事労働の軽減をもたらした」。また人工栄養や紙おむつなど子育て関連用品の進化と普及は子育ての手間を大幅に減少させた（図1）。これにより主婦の自由時間が増加し、「\*1 家計費の増加傾向もあって、より良き生活を求める主婦の就業を促進」させることとなる。スーパーマーケットや70年代後半に登場し増加するコンビニエンスストアの存在は、こうした女性達の就職機会となった。また1974年に高校進学率が90%を超え、70年代には大学進学率が高まる。80年代の進学率は男性が微減しているのに対して女性は逆に増加する（図2）。こうした高学歴の女性の増加は女性の就業事情を変えている。男女雇用機会均等法の成立（1985年）もあって、女性の社会進出が活発になっていく。このように80年代は、「母親は家庭内で家事と育児、父親は外で仕事」という家族の形が、女性の就労志向の高まりとともに崩れ始めたと見るができる。家庭外で過ごす時間が増加したのは女性だけではない。労働者の残業や休日出勤等の所定外労働時間は70年代後半から80年代に急激に増加する（図3）。ちなみに日本人の労働時間の長さは、欧米諸国から指摘されており、87年に労働基準法が改定されている。また男性の別居者、単身赴任者も80年の約21万人から90年には41万人と倍増している（図4）。

手に入る物質は豊かになり、生活水準は上昇したが、社会全体がさらなる豊かさを求め、高度消費社会へと移り、自らの楽しみや家庭外の社会的活動、社会的成功に意識や価値を見だし始めた時代といえよう。晩婚化が進んだ（図5）のもこうした背景からであろうが、86年にDINKS（共働きで子を持たない主義の夫婦）という言葉が流行語になり、子どもを持つことそのものに価値をおかない生き方も一つの選択肢として認められるようになる。中絶、避妊技術が広まり（1960年以降母子保健と人口抑制のため、WHOを中心に研究、普及が実施された）、自由意志による妊娠コントロールが可能となったことは、昔にあった「子は授かるもの」という意識を少なからず変えたであろう。またわが国では乳児死亡率が82年に世界最低（1000人あたり6.6人；国内乳児死亡率の推移については表5を参照のこと）となったが、こうしたことも、乳幼児にとって死が隣り合わせの時代に比べて、子どもの存在の尊さへの意識を低下させる一要因となっているのかもしれない。家庭外へと大人の意識が向かうに伴い、子どもを見つめる大人の眼差しは、時代が進むにつれ、少しずつ曇っていくように感じられる。この点については第4章でさらに検討を深める。

それでは子どもの具体的な生活実態はどうか。大人の抱く社会的成功への希求や高学歴志向は子どもにも影響を与え、子どもの学力向上や偏差値向上への期待はより強まる。このため学習塾へ通う子どもが増加し、学習塾が1981年に18,683カ所あったのが、91年には45,856カ所と10年間で倍以上となる（図6）。こうした子育て、教育機能の委託化によって、子どもの家庭外活動時間＝親子が離れて過ごす時間は増加する。在宅時の過ごし方については、ビデオデッキやテレビゲームの開発もあって、テレビの前にいる時間数を増加させた。こうした映像娯楽機器が、家族間の交流を減らしたことは確実であろう。国民生活白書には「\*1 母親の就業、子どもの学習塾通いの増加もあって、家族構成員一人一人が持つ個別スケジュールの比重が高まっていった。食事についても、勤め人の起床在宅時間がますます短くなっていること等もあって、家族がそろって食事をする世帯が減少している」と記されている。高度経済成長期以降、西洋的建築や西洋的生活スタイル（テーブルでの食事、洋式トイレ

等々)が急速に取り入れられ、「子ども部屋」など家族成員の個室化が進んだことも、家族それぞれの個別スケジュール化を促進させた背景とも思われる。ちなみに一家族ごとのテレビ保有台数の推移を見ると、都市部で増加傾向にある(図7)が、こうしたことも個別スケジュール化の一つの表れであろう。これらも家族関係や親子関係の希薄化といわれる現象を急速に進める背景を構成するものであろう。

さて、高度経済成長期にもたらされた「母親は家、父親は外」の家族通念は崩れつつあるものの、「家の中の私性と外の公共性との境界」を曖昧にさせたわけではない。むしろより家庭内プライバシーを重視し、境界の浸透性を閉鎖し、硬化させる傾向が強まったと考えられる。西洋式建築スタイルの扉や壁は、垣根や障子といった境界に比べて、個々を明確に区分するものである。都市化は笑い声、焼き物の煙や匂いなど、家族の営みがほんのりと交差しあう家々の関係から、防音や換気に気遣い、近所との関係を遮断するあり方へ変化させた。環境白書の騒音苦情内容別件数の推移(図8)によると、70年代は「工事・事業場」によるものが圧倒的に多く、「家庭生活」によるものは1979年までその項目が存在しないが、80年から「工事・事業場」の苦情件数割合が減る一方で、「家庭生活」の項目が新たに加わり、その割合は80年の4.3%から90年の8.4%へと倍増している。音、視界、匂いなどの進入を迷惑と感じる傾向は強まりつつあることが窺える。また、家庭内外を区分する境界の硬化は、同時に家庭の閉鎖性、密室性を招くものである。個別スケジュール化に伴い希薄化する親子関係の一方で、閉ざされた少数の人間関係は、家族成員のむき出しの感情がそのまま相手に向かいやすく、衝突や歪んだ関係に陥る危険性を孕むと考えられる。母親の社会参加が進んだといっても、専業主婦の割合は圧倒的に多く、就業していた妻も子どもの誕生とともにやむなく仕事を辞めて育児に専念する場合が多数である。また主婦が働き始めても、それに替わって父親が子育てに参加したわけではない。1991年の夫の1日の家事時間の調査でも、共働きの夫が11分、専業主婦の夫が14分でしかない(平成3年社会生活基本調査)。このように家庭内外に子育てのサポーターを得ることが難しい中で、母親と子どものみが密室で暮らす状況が浮かんでくる。この状況は現在にも続くものであり、母子の密着性や母親の抱えるストレスの問題など多くの課題を内包することになる。

以上をまとめると、80年代は、子どもの存在価値そのものが社会全体として薄らぎつつある中、家事や育児よりも、遊びや仕事、社会的成功など家庭外へ意識が向かう一方で、家族はその閉鎖性、密室性を強めていったことが大きな特徴といえよう。その中で、親子関係においては、関係の希薄化と、親子の密着傾向という一見両極の傾向が同時に進行していた時代と考えられる。

## 2. 子どもの諸問題

この時代を象徴する子どもの問題として、非行、校内暴力、家庭内暴力、登校拒否、いじめなどがあげられる。少年非行については80年代初めに戦後第3のピークを迎える(図9)。高度経済成長期の非行少年達(第2のピーク)の多くが貧困層の子ども達だったのに対して、中流階級の子どもたちが一見遊び感覚で短絡的に非行に走るところが特徴で、当初「遊び型非行」といわれたが、この名称では非行行動を軽視し、誤解を生みやすいことから、82年に警察庁は「初発型非行」と命名した。万引き、自転車盗、シンナー吸飲など、動機や手段は単純であるが、本格的な非行へと傾斜しやすい非行

であるとして警察庁は注意を促した。こうした非行の質的变化に対する理解として、速水（1989）は、それまでの欠損家庭が非行の原因であるという見解から、「母子関係の濃密化と父子関係の希薄化」を原因とみる見解に移行しているとし、その理由のひとつに「核家族化に伴い、親子関係中でも特に母子関係が密着化しやすい状況が生まれていること」をあげている。一方で同氏は、欠損家庭は60年代—70年代に減少したものの実際は思うほど減っているわけではなく、80年代はむしろ増加しており、80年代末には司法統計、警察統計、矯正統計、保護統計のどれをとっても25年前の水準に戻っていることを指摘している。萩原（2000）はこの時代を振り返り、偏差値教育などの教育環境の変化が、親の過剰期待や落ちこぼれ不安を増大させ、自己独自の生き方の方向付けができない目標喪失感、自己同一性拡散による非行が増大したと指摘している。また影山（2000）によると、従前の非行に比べ、スリルや刺激を求めて主として集団で群れて行動するのが特徴としている。少年達の多くは食事など基本的な欲求は満たされているものの、背景の心理に孤独や寂しさが窺われる。

校内暴力も80年代初めに社会的問題となる。校内暴力は70年代後半から始まり、徐々に発生件数が増えていくが、83年に文部省が全国の公立の中学高校を対象に初の実態調査を行っている。崎谷（1983）によると校内暴力は都市部で多発しており、家庭における問題点として、「養育態度が放任、甘やかしあるいは過保護」「母親が教育熱心だが父親は母親任せ」「父母の離婚、父親の飲酒、母親の家出などの家庭内問題の存在」などをあげている。森（1983）も校内暴力の背景の一つとして父母の養育態度をとりあげ、「子に対して過保護、過干渉な養育態度が広まってきた」ことと、その半面で「一転して無関心、放任的な養育態度も広まっていること」をあげている。いずれも放任傾向と密着傾向が同時にあげられており興味深い。また森氏は、校内暴力の背景に、教師に対する親愛感のもてなさも原因としてあげている。学力偏重が進む学校文化の中で、差別的偏見の態度、事務的態度、拒否的態度等の教師が被害にあいやすいと指摘している。1980年の朝日新聞（都内版）の校内暴力に関する特集に「親身になって面倒を見てくれるという信頼感や安心感の持てる教師の存在が試されている」という教師の言葉が掲載されるなど、少年達の暴力の背景に、教師に対する庇護や甘えの希求が指摘されていたことが窺われる。

校内暴力とあわせて家庭内暴力も同時期大きな問題となる。東京都立教育研究所相談部（1982）は家庭内暴力に関する先行研究を概観し、暴力を示す子どもの一般的な特徴として、「圧倒的に男子が多く」、「人格は未熟・幼稚さが目立ち、心理的離乳ができておらず（中略）暴力の主対象は母親が多く、愛憎（攻撃と甘え）が絡みあった特殊な母子関係である」と述べている。また親の問題として「母親の過保護、過干渉、支配など。父親に関しては物理的・心理的な不在が多く（中略）両親ともに学歴志向、上昇志向が強い」としている。青山（1979）は、思春期の暴力と乳幼児期の母子関係のあり方を研究し、「暴力の激しい例においては、乳幼児期の母子接触が十分でないと思われる」と指摘している。

子どもの発達には、乳児の母子一体的な依存の状態に対する養育者との密着性の強い関係から始まり、他の対象へと関係を広げながら、徐々に密着関係から分離し、自立へと向かって進む過程である（Mahler, M. S. et al, 1975）。これまで述べてきた家族役割や家庭生活の変化、およびこの時代の子どもの問題を鑑みると、1で見たように乳幼児に必要な密着した関係はむしろ希薄化へ、一方で社会



化と自立を促進すべき児童期、青年期には、成績や受験が絡む中で、むしろ年齢不相応の密着化へと進んだのではなかろうか。

80年代中期に校内暴力は減少するが、それに替わって、学校での「いじめ」が大きな問題となる。いじめによる不登校やいじめから傷害事件に発展するケースは80年代初頭からみられていたが、86年に東京で起きた中学2年生の自殺事件では、教室で葬式ごっこをするなど陰湿なものであり、センセーショナルに報じられた。その直後に、文部省が「いじめ体罰実態調査」の結果を発表し、その数の多さに注目された。この事件以降、いじめによる自殺事件や報道が増加する。ちなみにアイドル歌手の自殺事件も生じており、後追い自殺報道が相次いだ年でもある。加室ら（1997）はいじめに関する研究の動向を概観する中で、この時代のいじめの特徴として「一般化」「陰湿化」「長期化」「集団化」等が、多くの研究において指摘されたとしている。東京都立多摩教育研究所（2001）によると、当時は校内暴力の力による沈静化が、子どもたちの攻撃性をいじめとして発生させたとする見解が多く、いじめの問題は学校の問題として扱われる傾向があったことを示唆している。竹江（1996）は、攻撃性と問題行動との関連について、昭和30年代後半の粗暴化以降、非行の低年齢化、集団化、暴走族の出現、昭和50年代の校内暴力、昭和60年代のいじめ問題へと少年の攻撃性発散の質的変化の歴史を指摘している。校内暴力の移行形であるならば、いじめの背景にも、家庭内の放任と密着の狭間での心の満たされなさを推測することができ、それを埋めることを期待された学校も、人員不足ゆえに子どもと向き合うことに十分とは言えなかった。寂しさの中で救われずに立ちすくむ子どもたちの姿が想像される。非行については、83年をピークにその後減少するが、86年には女子中高生のテレクラ利用が激増するなど、性非行が社会的問題となる。村瀬（1997）は、こうした少女達は共通して心の底に「じっくり話を聞いてもらえない」「受け入れてもらえない」「寂しい」という思いがあるようだと言っている。ここにも親との希薄な関係を背景に持ったさびしく浮遊する子どもの姿が浮かんでくる。

### 3. 子どもの虐待事件から

第1報でも参考にした「年表子どもの事件 1945-1989」（山本,1989）から80年代の児童虐待事件報道を拾うと、70年代同様児童虐待による死傷事件報道が後を絶たないことが分かる。内容を見ると、70年代から目立ち始めた親の自己中心性が背景に窺われる虐待事件報道や、「子育ての悩み」「育児疲れ」から乳幼児を殺害あるいは心中する事件報道がある。昨今映画化され話題となった『誰も知らない』（2004）は、88年の「巣鴨子ども置き去り事件」をモチーフにしている。これは、母親が実子4人をアパートに残して蒸発し、兄弟は自炊するなどの生活の果て、末娘が死亡した事件で、当時注目されたものである。こうした事件の一方で思春期年齢の子どもの不登校や進路をめぐって親が子を殺害する事件や、家庭内暴力の子を殺傷する事件報道もある。これまであまり見られなかった類のものであり、この時代特有の児童虐待事件といえよう。70年代からみられる密室の育児や孤立した母子といった状況は、母親を高いストレス状態においたことが推察される。この時代の家族は、受験の失敗や子どもの問題行動によって行き詰まり、親による子どもの殺傷や心中など、絶望的な状況に追い込まれやすい脆さを有していたように思われる。こうしたことから、学力偏重等の狭い価値観の中でそれが

崩れたときの家族の耐性のなさ、家族の密室化と孤立化が進む中で周囲からのサポートが得られず抱え込まざるを得ない状況、母子の密着傾向が強い故に子どもの失敗や問題に対して母子一体で絶望的な状況に陥りやすい傾向などが考えられる。このような状況は同時に、問題性を孕んだ関係の歪みに対する、それを修復する力の欠落、家庭の内外にそうした機能が存在していないか、あっても脆弱なことを意味している。この点については第5章の「まとめと総括」で再検討する。

行き過ぎた密着性という点では、70年代末から80年代初頭に「母子相姦」が極めてセンセーショナルに報道されている。1979年8月に朝日新聞が「密室の母子」という特集を組み、その中で「母子相姦」が取り上げられている。それによると、ある民間の電話相談室に全国から寄せられた年間約6千件の相談の内、男性からの近親相姦についての訴えや相談が約550件あり、内母子相姦が23%を占めたと報告されている。記事によるとこうした傾向が複数の相談機関で見られるという。「母子相姦」を追ったフリーライターの高橋（1979）は電話相談員と精神科医にその実態を取材している。そこでは母親の過保護・過干渉が思春期の子どもの性的処理や性的関係へと発展していくなど、母子の著しい密着傾向からの度を越えた関係性が「母子相姦」へとつながった事例が複数紹介されている。

さて、これらは明らかな性的虐待の存在を示すものである。不思議なことに、「母子相姦」についての記事や文献はその後ほとんど見られない。家庭という密室の中でのあまりに衝撃的な内容に社会の拒否感や反発があったのかもしれない。「母子相姦」に限らず、さまざまな児童虐待事件が存在するのにもかかわらず、80年代は、第2章で紹介するような一部専門家を除いて、「児童虐待」として捉える視点はほとんどなかったといえる。児童虐待問題に対する行政的取り組みも80年代にはほとんどない。こうした家庭内の児童虐待に目を向けることが躊躇された背景に、家族の密閉性や閉鎖性により家庭の状況がより見えにくくなっていくこと、プライバシー保護がより強調されるようになり、家族関係への触れられなさが強まったことなどが推察される。その一方、80年代の末に大阪において、民間団体と行政が手を組み、児童相談所、保健所、警察などがネットワークを作って家庭内児童虐待に取り組む動きが始まり、その結果90年3月に「児童虐待防止協会」が設立された。現在の児童虐待対応につながる、先駆け的意味を持った協会設立であるが、第2章で述べられているように、この時代、専門領域間の交流や連携が不十分であったことを鑑みると、こうした取り組みは極めて例外的なものであったと言えよう。

#### 4. まとめとして

以上は次の5点にまとめられよう。

- ① 80年代は、高度経済成長期から始まる近代化と共に家族の状況が大きく変化した時代である。特に親子関係においては、閉鎖された私的空間における、過保護、過干渉、密着など「子どもに近づいていく関係」と、家族成員の就労や楽しみ、離婚、親の家出、子の放任など「子どもから離れていく関係」といった両極の方向性が、同時に進行していた時代と考えられる。
- ② 非行、校内暴力、家庭内暴力、いじめなどこの時代の子どもの問題を概観するとき、その背景にある親子関係として、①に示した両極のどちらも指摘されている場合が少なくない。
- ③ 児童虐待事件報道は、70年代同様に後を絶たないが、子どもの不登校や進路をめぐって子を殺害

したり、家庭内暴力の子を殺傷する事件報道があり、この時代特有の児童虐待事件と考えられる。

- ④ 現代からみれば様々な児童虐待事件報道が存在するが、この時代、社会全体にこうした事件を「児童虐待」として捉える視点がほとんどない。児童虐待問題に対する行政的取り組みもほとんどなされていない。
- ⑤ 外部との遮断性を強めつつある家庭において、親子の密室化と孤立化が進み、親子関係は高ストレス下におかれると共に、虐待状況を含め、家族関係の中で生じた歪みや問題に対して、それを修復する力が家庭内外に欠落していた。

これらは、第2章以降、特に第5章の「まとめと総括」で改めて検討する。

### <引用・参考文献>

- 青山 むつ子 (1979)「登校拒否と暴力の関係について」小児の精神と神経Vol.19 No.1.2
- 朝日新聞 (1979) 特集「密室の母子」
- 弁護実務研究会 (1997)「児童虐待ものがたり」大蔵省印刷局
- 速水 洋 (1989)「『非行の一般化』論再考—『欠損家庭』論から『母子密着』論への移行とその結合をめざして」犯罪社会学研究 (14)
- 平尾 靖 (1984)「新版非行心理の探究」大成出版社
- 保坂 亨 (2004)「虐待の援助法に関する文献研究 (第1報:1970年代まで) 戦後日本の『子どもの危機的状況』という視点からの心理社会的分析」子どもの虹情報研修センター
- 影山 任佐 (2000)「犯罪精神医学研究」金剛出版
- 環境庁 (1985)「図で見る環境白書 昭和60年版」
- 環境庁 (1989)「環境白書 平成元年版」
- 経済企画庁 (1990)「国民生活白書 (平成2年版)」
- 加室 弘子 他 (1997)「いじめ—現状と展望—」思春期青年期精神医学Vol.7. No.2. p97-112
- 萩原 惠三 (2000)「戦後の少年非行の推移」萩原惠三編. 現代の少年非行. 大日本図書
- Mahler, M. S., Pine, F., & Bergan, A (1975)「The Psychological Birth of Human Infant」(高橋 雅士他 訳「乳幼児の心理的誕生」黎明書房)
- 宮 淑子 (1979)「孤立の中に沈む母と子」月刊 教育の森 4(12) p138-145
- 森 次郎 (1983)「校内暴力の発生要因」法律のひろば12月号 p38-43
- 村松 励 (2002)「少年非行:最近の動向」臨床心理学vol.2 No.2 p154-162
- 崎谷 康文 (1983)「校内暴力の現状と対策」法律のひろば12月号 p4-13
- 総務庁 (1991)「平成3年 社会生活基本調査」
- 総理府 (1972)「婦人に関する世論調査」
- 竹江 孝 (1996)「攻撃性といじめ」こころの科学70 p50-55
- 東京都立教育研究所 (1982)「家庭内暴力の臨床的研究」
- 東京都立多摩教育研究所 (2001)「教員の児童・生徒への対応をめぐる諸問題に関する研究の動向と展望」
- 村瀬 浩治 (1997)「援助交際を生む背景と大人がなすべきこと」『援助交際の少女たち—シリーズ性を語るNo. 2—』
- 山本 健治 編 (1989)「年表子どもの事件 1945-1989」拓殖書房
- DVD:『誰も知らない Nobody Knows』是枝裕和/監督 (2004) バンダイビジュアル

(増沢 高 石倉 陽子)

## 第2章 児童虐待に関する文献、調査研究の概観

### 1 専門家の危機意識とそれに基づく調査研究

前報告で主として概観した「子どもの危機的状況」、とりわけ虐待問題について、1970年代が「一般の人々にも専門家の間にも、この問題の実態が十分知らされていない」（池田,1981; p11）時代だったとすると、1980年代は専門家が危機感を持って調査研究等を行った時代と総括できよう。

そのはしがけとなったものが、国際児童年である1979年10月に全国養護施設協議会によって開催された『親権と子どもの人権シンポジウム』であろう（なお、この記録は全国社会福祉協議会より1980年に全国社会福祉協議会養護施設協議会編として出版された）。

これには前史があり、村岡（1980）が次のように報告している。「1968年12月の人権週間に、全国の養護施設関係者は『子どもの人権を守るために』という集会を開き、それは以来10年間続けられ、その間第1回より全国の施設児の作文を募集して公開し、最後に5000編の中から200編ほどを選んで、『泣くものかー子どもの人権10年の証言』＝亜紀書房を刊行し、高度経済成長政策下の家族の生活の激変と、それにともなって起こった家族崩壊、さらには家族離散の中で子どもたちの赤裸々な嘆きを社会に訴えました。この子どもの率直な作文は多くの読者を得たと同時に、『毎日出版文化賞』も受けました」（p51）。こうした状況をふまえて全国調査の必要性が認識され、さらには国際児童年をきっかけにして全国社会福祉協議会養護施設協議会が、「養護施設児童の人権に関する調査」を実施した。その結果、養護施設で暮らしているおよそ31,000人の子どもたちのうち、約3割は「なんらかの親の一方的な虐待ともいえる事情で施設に送られてきて」（全国社会福祉協議会養護施設協議会編, 1980; p1）いる状態が明らかになった。そして、この調査をもとに先のシンポジウムが開かれることになったのである。

また、1981年には『ケース研究』に「座談会：親による子の虐待事件をめぐってーその実例・背景・対策ー」が掲載されている。これは判決の出た事例（妻の連れ子を虐待死させた継父、3歳の養女を折檻死させた養母、発達障害のある娘を虐待死させた実父）に基づいて、静岡家庭裁判所の裁判官、調査官、調停員と児童相談所措置係長、県立病院精神科医らが参加して座談会がもたれたのである（なお、前の2事例は静岡地方裁判所、最後の1事例は水戸地方裁判所のものである）。この中で、静岡中央児童相談所の池谷氏は「児童相談所で取り扱う虐待ケースというのは、年間を通じますとかなりあります」（p22）と述べたうえで、「母親の養育放棄ともいえるケース」が非常に増えてきていることを指摘している。

こうした危機感を持った専門家たちが行った調査研究として、まず法医学の分野のものがあげられる。日本法医学会の課題調査報告委員会が、1968-72年の10年間に司法解剖された被虐待児の事例調査を発表している（神田,1980; 日本法医学会課題調査委員会,1982）。そこでは40機関から185例が詳細に取り上げられている。同様に、内藤（1981）が1965-79年の15年間に経験した9例を、塩野他（1985）が1977-84年の8年間に経験した12例を、河野他（1989）が1980-86年の7年間に経験した12例の事例を報告している（他に黒田（1981）の1例があるが、こうした事例調査としてはすでに1978年に瀧野他

が1967-76年の10年間に神戸大学医学部法医学教室において司法解剖を行った18例を報告していた)。

また、1970年代に「愛情遮断症候群」と「被虐待児症候群」として、すでに何例かの事例(注1)が報告されていた医療分野からも、国立小児病院の小林登(現子どもの虹情報研修センター長)を中心とするチームが、1984,85年の予備調査をふまえ、1986年から継続的に小児医療の場で扱われている被虐待児・被放置児の実態調査を行っている(小林他,1986;松井他,1987;松井他,1988;内藤,1989)。なお、興味深いことにこの調査では、70年代の事例報告をふまえて「被虐待児症候群」と現在言うところのネグレクトにあたる「愛情剥奪症候群」を次の表1のように定義している(すでに小林(1973)は、「幼児虐待」のふたつの典型例として、「バタードチャイルド症候群」と「母親剥奪症候群」をあげ、後者について次のように説明している。「乳児が母親の適切な養護を受けないときは、いろいろな症状を示す。これをまとめて一つの症候群と考えて、このような名前でごよぶ。幼児虐待のひとつの型、受け身の虐待といえる」(p15)。こうした流れを継承してか、小児診療(1988)の特集「行動小児科学」では、「Battered Child Syndrome」(内藤他,1988)と「情緒剥奪症候群」(小林(美),1988)が独立した項目として掲載されている。また、先にあげた河野他(1989)は、両者を統合した名称として「Mal-treatment child syndrome」を提唱している。)

さらには、国際福祉連合の国際的調査に協力する形で、日本児童問題調査会が1983年度中に全国164児童相談所が受理した416件の児童虐待ケースの調査を行っている(日本児童問題調査会,1985;田村,1985;1987)。なお、これには前報告でもふれた1973年度に行われた厚生省による児童虐待の全国調査が付されている。また、この1973-83年の間に行われた調査としては、上述した「養護施設児童の人権に関する調査」に加えて、1970-75年度神奈川県下5児童相談所における21事例(石井,1976)や、1970-74年度大阪府児童相談所(1976)の120事例などがある。

その後も、先に続く養護施設入所児童の人権侵害に関する調査(1985)や、仙台市内4つの相談機関レベルでの実態調査(関口他,1986;1987)、大阪市中央児童相談所児童虐待調査研究会(1989)、また全国児童相談所長会調査(1989)などが行われている。このうち死亡例18を含む事例報告を行った大阪市中央児童相談所(1989)は生澤(1989)に紹介されており、全国児童相談所長会(1989)は柏女(1989)が紹介している。こうした調査の一覧とその概要を表2にまとめた。

なお、ここに該当するものではないが、次のような調査を紹介しておきたい。宇都宮地方法務局と栃木県人権委員連合会(1976)は、親の無理解により自分の子どもを長期にわたって学校を欠席させていた事例に対して教育・福祉関係機関・人権擁護委員会等が協力してその解決に努力したことをきっかけに「県内小・中学校における長期欠席児童・生徒の実態調査」を実施した。具体的には、「おおむね2ヶ月以上にわたって欠席している児童・生徒」74名のうち「疾病異常」を除いた41名について「『教育を受ける権利に対する侵犯』に該当するおそれのあるもの」として人権擁護委員が「その担当地区内の教育委員会、学校当局等と連絡をとり、その実態を把握するとともに、長欠者の家庭を訪問し実状を聴取した」(p4)。その結果、「人権侵犯事件」として14件を立件(うち5件は「特別人権侵犯事件」として法務省に報告)し、関係機関と連携しながら解決をはかった。この中で紹介されている7事例は、「放任状態」「監護教育を怠り」といった記述からいずれも「ネグレクト」にあたる。こ

の調査や先に紹介した「養護施設児童の人権に関する調査」からも窺えることは、1970-80年代においては、「人権」がこうした「ネグレクト」を含めた児童虐待への重要な切り口であったということだろう。

## 2 調査・研究論文等の概観から見える問題点

こうした専門家の危機意識と実態調査をふまえてのことであろうが、1983年には『小児看護』（6巻6号）が、また1984年には『現代のエスプリ』（206号）が、それぞれ「被虐待児症候群」の特集企画を組んでいる（それぞれの特集内容は表3参照）。それ以前においては、例えば1979年『教育と医学』の「特集：日本の教育の原点」（27巻1月号）の一論文「子育てにおける病理－児童虐待の2つのケースを巡って」（久保,1979）、また「特集・家庭内暴力」（27巻7月号）の一論文「幼児虐待症候群」（西川,1979）として登場していたことと比べるとそのちがいがはっきりする。（なお、『教育と医学』では、その後1985年の特集「いじめ、虐待」で田村、池田論文、1989年の特集「家族療法の周辺」で池田論文が掲載されている）。

これらの特集に収められた事例報告を含め、80年代に発表されている事例研究の一覧とその概要を表4-1、4-2にまとめた（前記注1の1970年代事例研究を含む）。

こうした概観からは、以下のようなふたつの問題点が浮かび上がってくる。

ひとつは、それぞれの専門領域間の交流が見られないことである。例えば、先にあげた法医学における司法解剖された「被虐待児」の実態調査は、この当時の「児童虐待」問題の第一人者ともいえるべき医師の池田の論文（1981,1984,1989等）にはまったく登場しない。また、そのいずれにおいても池田は法律関係の重要論文ともいえるべき石川（1979）論文にはふれておらず、『現代のエスプリ』特集の巻頭論文（池田,1984）では、1960年代の家族法の著書を引用している。ようやく池田（1986,1987）に至って、法医学調査（神田,1980;内藤,1981）が紹介され、また石川（1979）論文や冒頭に挙げた『親権と子どものシンポジウム』（1980）の論説がふれられている。したがって、医学と法律というこの児童虐待の問題を考えるうえで両輪とも言うべきふたつの分野における交流はほとんどなかったと考えざるを得ない。

さらには、実務的にも『小児看護』の特集事例に見られるように、医療分野と児童福祉分野の連携が行われていたとはいえない実状が窺える。ましてや、この問題において1990年代以降に見られるようになる弁護士の姿はまったく見られない。おそらく実務上のこうした専門家同士の連携がなかったことと、研究上で専門家同士の交流が生まれなかったことは無関係ではないだろう。

1973年（中谷,1973）以降この問題で積極的に発言し、『親権と子どもの人権シンポジウム』でもシンポジストとして登場し、専門家交流のキーパーソンとして期待された刑法学者の中谷瑾子氏の主たる関心が、「性的虐待」（中谷,1981;1984;1986）に向かっていった影響もあったかもしれない。また、同じくキーパーソンとして期待されていた社会心理学者我妻洋氏（我妻,1980;1981;1985他）が若くして亡くなってしまったことも影響したのかもしれない。（なお、我妻（1985）は、その著書「家族の崩壊」（文藝春秋）の中でアメリカ社会の児童虐待と近親相姦にそれぞれ1章をあてて紹介してい

る。また、1978年には日本における児童の虐待や遺棄の実情についてアメリカ人類学会で発表している (Korbin, J. (ed) Child Abuse and Neglect-Cross Cultural Perspectives. University of California Press.)

ふたつめには、現在ネグレクトとしてとらえられているものが、用語として、あるいは定義として混乱していることがあげられる。すでに前報告で取り上げたケースワーク第2集 (1950) においても、「母の注意不足 (Neglect)」という記述が見られるものの、1970年代以降「監護放棄」「放任家庭」(児童相談事例集第3集)、「養育監護が著しく欠けていた事例」(同第6集)、「養育放棄」(同第7集)、「養育・監護環境の不備」(同第11集)、「養育拒否」(同第13集)と統一された訳語・用語として使われてはいない。また、先にあげた法医学における司法解剖の報告書 (神田, 1980他) においても、主として「放置」という言葉が使われているのに加えて、直接の死因は気管支肺炎だが解剖主要所見では「栄養不良」とされる1歳児に「neglectの傾向」という記述が見られるにすぎない。すでにこの当時の児童相談所がつかんでいた実態としても、先に引用したように「母親の養育放棄ともいえるケース」(池谷, 1981) が非常に増えてきていたにもかかわらずである。

ひとつめにあげた専門領域間の交流が欠けていたこともあってか、研究論文においても「neglect」にあたる訳語・用語も概念も混乱している。具体的には、法律関係の重要論文である石川 (1979) では、「放任」と訳され、先にあげた我妻 (1980) は「無視」、中谷 (1984) は石川と同じく「放任」と訳している。一方、池田の代表作 (1979) においては、「遺棄・放任・無視」という用語が使われ、池田 (1989) は「児童虐待Neglectの研究」として捨て子の長期予後調査を行っている。また、先に調査としてあげた関口他 (1986, 1987) では「保護の怠慢ないし拒否、いわゆる遺棄 (Neglect)」と使われている。こうした混乱を反映してか、法学者の浅見 (1982) は、「a neglected child」を「遺棄された子ども」、鑑別所の性的虐待事例を報告した滝井他 (1987) は「遺棄 (neglect)」と表記し、看護を専門とする家常 (1983) は、「neglect」を「精神的虐待」と誤訳している。また、慶応大学精神分析研究グループの深津 (1989) も、次のように記述している。「ケムベはこのような虐待を受けた子どもを、殴打された子の症候群 (The battered child syndrome) と名づけました。現在では、身体的虐待だけでなく、遺棄、性的暴行、精神的虐待、母性的愛情の剥奪など、広い意味が含まれるようになり、ケムベ自身もより広義に児童虐待 (Child Abuse) という言葉を用いて、これが一般的にも使用されるようになりました」(p191)。浅見 (1982) と同様に、おそらくこの中の「遺棄」が「neglect」を想定していると考えられる (注3)。

先にもふれたように、これにも池田、中谷や佐藤 (1992) ら、この分野の女性研究者の関心が「性的虐待」に向かっていったことも影響しているかもしれない。例えば、池田 (1981) では、いわゆる「ネグレクト」はまったく取り上げられずに、「親の性的暴行」が取り上げられている。そこでは、中谷 (1981) 同様、1973年の最高裁判決\*2 (「親殺し—尊属殺の重罰規定が憲法14条の法の下での平等

\*2 吉田恒雄 他 (2005) 「虐待の援助法に関する文献研究 児童虐待に関する法制度および法学文献資料の研究 第1期 (1980年から1990年まで)」子どもの虹情報研修センターを参照のこと。

に違反する」) にふれて、「その契機となった実父殺しの犯人はこのような状況におかれた犠牲者の一人」(p15) の事例が詳しく述べられている。

こうした中であって、竹内・船戸(1983)は、希有な事例報告といえる。そこでは、「ネグレクト」にあたる自験例をあげたうえで、「現在ではbattered child syndromeをchild abuse & neglectとして広義に解釈されるようになった」(p97) 欧米の現状を丁寧に追って、次のようにその定義を紹介している。「neglectというものも、abuseの一つの形で、微妙な(subtle)、しかも重要なabuseの形と考えられている。したがって、「child abuse」は、事故が原因でない、刑罰的な身体的外傷(Infllicted physical Injury)と定義され、「neglect」は、子どもの身体的および心理的発育に必要なものを適切な形で提供されていない状態と定義されている」(p15)。

しかし、この論文がきわめて例外的であり、残念ながらここで引用した「neglect」の訳語をはじめ、その概念と定義は、1980年代を通して専門家の間でも混乱していたと言わざるを得ない。なお、池田(1987)が一般向けに書いた『児童虐待』以降「ネグレクト」(注3)という用語が定着していくが、その用語と概念・定義が一般に広まるまでにはまだ相当な時間がかかることになる。

例えば、先にあげた生澤(1989)では、児童虐待の定義のひとつとして「②保護の怠慢ないし拒否(Intrafamilial child neglect)-遺棄、衣食住や清潔さについての健康状態を損なう放置(遺棄とは、いわゆる棄児。健康状態を損なう放置とは、栄養不良、極端な不潔、怠慢ないし拒否による病気の発生、学校に登校させないなど。)」(p19)と説明されているが、同時に以下のように指摘している。「我が国の関係諸機関も、すでにさまざまな努力を積み重ねてきているが、この問題に対する社会一般の認識はまだ十分ではないのが現状である」(p17)。

### 3 おわりに：「巣鴨子ども置き去り事件」(注4)の意味するもの

1988年7月、マスコミ各社はこの「巣鴨子ども置き去り事件」を報道する。この事件の少年の弁護人である若穂井(1988)は、後に事件を振り返って「この事件は栄養失調となった二女(3歳)に対する『保護の怠慢ないし拒否』(ネグレクト)という意味での<児童虐待>が法廷で裁かれた」(p25)と述べているが、新聞報道で事件を知った当初「私の問題意識は、傷害致死をめぐる長男の責任に絞られ、保護者遺棄をめぐる母親への関心は、後景に退く結果となったことは否めない」(p21)と正直に告白している(なお、この論文はジュリスト特集「子供置き去り事件を考える」に掲載されたが、他に石川、庄司論文がある)。

弁護人ですらこう考えたこの事件は、事件当初からマスコミはもちろんのこと後に本などさまざまに取り上げられることになる。しかし、いずれも事件当初のこの弁護人同様「少年事件」としてしか注目していないことに、現在のわれわれは驚きを禁じ得ない。それらは例えば、『少年事件を考える』(兼松他,1989)や『少年「犯罪」シンドローム』(小笠原,1989)、『浮遊する殺意』(岸田・山崎,1990)などであるが、これら3冊に共通に取り上げられている他の事件は「名古屋・アベック襲撃事件」と「目黒区・両親、祖母殺害事件」である。マスコミをはじめ、こうした事件を取り上げた本においても、当然母親の責任を追及する面はあったのだが、「ネグレクト」という言葉は先の若穂井(1988)



以外には登場しない。(石川、庄司論文には「虐待、遺棄、放任」という言葉はある。)結局、このジュリストの特集を除いては、つまりは、まったくと言っていいほど、この事件そのものがネグレクトという意味での「児童虐待」とはとらえられていないのである。このことがこの問題に対する当時の状況認識を象徴しているとわれわれは考えている。

注1: 「被虐待児」をタイトルとしたものは、前報告であげた池田・成田(1979)論文に加えて表4-1に示す事例報告があり、1970年代には「被虐待児症候群」が医学分野においては用語として確立していたといえる。

注2: 付言すれば、この12年後、深津(1993)は次のように正確な定義を記している。「一般に児童虐待は養育者により非偶発的に児童に加えられた、①身体的暴行、②保護の怠慢ないし拒否、③性的暴行、④心理的虐待、といった行為を指している」(p55)。

注3: 池田(1987)は、自らも関わった日本児童問題調査会(1985)で使用した定義(身体的虐待、保護の怠慢ないし拒否、性的虐待、心理的虐待)を挙げ、「この定義は国際児童福祉連合で使用されているものに準じており、国際的に比較できる利点がある」(p8)と述べている。

注4: 事件概要は、兼松 他(1989)「少年事件を考える:『女・子ども』の視点から」を参照のこと。吉田恒雄 他(2005)「虐待の援助法に関する文献研究 児童虐待に関する法制度および法学文献資料の研究第1期(1980年から1990年まで)」においても当事件について解説している。併せてご参照いただきたい。

なお、第1章でもふれたように、この事件をもとにした映画『誰も知らない』が昨年(2004年)に発表され、主演を演じた少年がカンヌ映画祭で主演男優賞を獲得してマスコミの話題をさらったことは記憶に新しいところである。

## <引用・参考文献>

深津 千賀子(1993)「乳幼児を虐待する母親」 imago(イマーゴ)4-6 青土社

兼松 左知子 他(1989)「少年事件を考える:『女・子ども』の視点から」朝日新聞社

岸田 秀・山崎 哲(1990)「浮遊する殺意」晩成書房

Korbin, J.ed. (1978)「Child Abuse and Neglect -Cross Cultural Perspectives」University of California Press

小笠原 和彦(1989)「少年『犯罪』シンドローム」現代書館

村岡 末広(1980)「養護施設児童の人権と親権について」ケース研究181 p50-63

佐藤 紀子(1992)「児童に対する性的虐待-われわれは『シンデレラ』(近親姦物語)を越えられるか」精神療法 18(5)

宇都宮地方務局・栃木県人権委員会連合会(1976)「県内小・中学校における長期欠席児童・生徒の実態調査」

全国社会福祉協議会養護施設協議会(1977)「泣くものか-子どもの人権10年の証言」亜紀書房

全国社会福祉協議会養護施設協議会(1980)「親権と子どもの人権」全国社会福祉協議会

\* その他の文献については、戦後日本における児童虐待問題関連文献、研究等の年代別リスト(2005):本報告書資料2をご参照いただきたい。

(保坂 亨 渡邊 智子)

## 第3章 児童相談所の事例分析から捉えた1980年代の特徴

### 1. はじめに

1970年代は、専門家の一部には児童虐待についての問題意識があったが、社会全体の認識はまだ薄かった。それが、1979年の国際児童年を契機にして、社会全体とはいかないものの、専門家のなかで児童虐待が深刻かつ緊急の問題であるとの認識が広まっていく。このような流れの中で、児童福祉の最前線行政機関である児童相談所が、1980年代にどのように児童虐待を認識し対応していたかを、児童相談所が扱った事例を通して見ていくことにする。分析の対象とした文献は、児童相談所が扱った事例をいくつか集めて、毎年編纂されてきた「児童相談事例集」の第13集（1981年）から第22集（1990年）である。

資料3は、「児童相談事例集」の年度ごとの特集内容と、そこに収められた論文の中で分析に耐えられるだけの詳細が記述されている事例の数（事例総数）を示し、さらにその中で今日の基準からみれば明らかに児童虐待と捉えられる事例の数（虐待事例数）をカウントし、虐待事例数の事例総数に対する割合から虐待事例割合を表したものである。これをみると、1981年から1990年までの10年間に「児童相談事例集」に収められた論文数は193編であり、詳細が記された事例総数は230事例である。そのうち、今日の児童虐待の定義に当てはまるとされる事例数が111件あり、虐待事例の割合は平均48.3%におよんでいる。「児童相談事例集」はその年度ごとにテーマを変えて特集が組まれるため、特集によって虐待事例の割合は変動する。1981年の「児童養護と親権の周辺をめぐって」や1989年の「児童の権利擁護」などの特集テーマのときには、その虐待事例割合は95%以上を示しており、最も低かったのは「集団指導事例」をテーマとした1983年の10.7%である。

### 2. 各事例集の分析

資料4は収録されたそれぞれの事例を、年度ごとにその内容について一覧表にしたものである。分類の内容は、①タイトル、②虐待内容と現在の視点からの虐待分類、③児童相談所の虐待認知があったか無かったか、④執筆者の職種、⑤児童相談所名であり、備考として児童相談所の虐待認識等を示した。

#### 1) 1981年

第13集（1981年）は特集テーマを「児童の養護と親権の周辺」とし、Ⅰ）保護者による児童虐待等の事例、Ⅱ）養育拒否の事例、Ⅲ）父子家庭・未婚の母の場合の3分野の事例で編集されている。監修後記には、養護問題に触れながら「保護者自身が自分の子供を虐待、放任するといったケースも後を絶たず、児童福祉関係者は児童の基本的な人権という角度から由々しい問題であると心痛を重ねているのが実態である。」との記述が見られ、「虐待」と「放任」を分けて記すなど、今日の児童虐待とは微妙な定義の違いは認められるが、児童虐待を含む児童養護問題を真正面から取り扱っているといえる。

このため、21事例中20事例が児童虐待と読み取れるが、児童相談所が明確に虐待と認知しているの

は、その内の10事例のみであり、認知の割合は50%である。また、虐待を認知している事例であっても、現在の児童虐待分類の「身体的虐待」については虐待と認知していても、「ネグレクト」や「心理的虐待」については、虐待であるとの認識が無い。唯一、岡山県中央児童相談所の「不純異性交遊に走った女子非行児の指導事例」のみが、心理的虐待を児童虐待と明確に記述しているのみである。その他の事例では、「性的虐待」に対して、「性的ないたずら」との記述や、「身体的虐待」に対しても「体罰」あるいは「厳格すぎる養育態度」と書かれているものが見受けられる。

ところで、児童相談所の所在地別の検討では、大都市圏や地方にかかわらず、児童虐待事例が認められる。また、児童虐待の認知や虐待内容の認識にも、所在地間の差は認められない。執筆者の職種はほぼ児童福祉司であり、心理判定員のみ執筆は2事例のみである。

## 2) 1982年

第14集(1982年)は、「暴力行為を示した児童の指導事例」が特集テーマである。これは、この事例集の序に「最近とみに問題となっている家庭内暴力・校内暴力等の問題行動をしめす児童の取扱い過程であり、関係者に貴重な示唆を与えるものと考え。」と書かれているように、この時期、家庭内暴力や校内暴力がマスコミにも大きく取り上げられてきたという社会的背景がある。

このため、収録された事例は児童の問題行動の側面が強調され、その問題行動をいかに改善するかという方向での記述が多く見られる。事例のテーマも、「家庭内暴力児の指導事例」、「前思春期に家庭内暴力を起こさざるを得なかった児童の治療過程」、「精神科に通院中の家庭内暴力児童の取扱いについて」など、児童個人の心理的問題として扱われている場合が多い。

これらの事例を詳細に検討していくと、19事例中8事例に身体的虐待のほか、心理的虐待やネグレクトなど今日で言う児童虐待が記述されており、その割合は42.1%を占めている。しかし、記述内容からみると、それらを児童虐待として児童相談所側が認知していたものはなかった。また、特に興味深いことに、虐待の記述が認められる事例は、児童福祉司が中心となって執筆したものであり、心理判定員が中心となって書かれた事例では、1事例も虐待の記述が認められていない。

## 3) 1983年

第15集(1983年)の特集テーマは「集団指導事例」である。児童虐待の記載が見られる事例は、収録28事例中3例のみでその割合は10.7%であり、その3例とも児童相談所として児童虐待との認知が有ったことは、その記述からは読み取れない。主な執筆者は、ほぼ心理判定員であり、児童福祉司のみでの執筆は1事例だけである。

## 4) 1984年

第16集(1984年)の特集テーマは「育成相談を中心に」で、育成相談には夜尿や多動などの性格行動相談、しつけ相談、不登校相談、適性相談が含まれており、19事例が集録されている。その内、児童虐待と思われる記述が見られる事例は12事例であり、その割合は63.2%であるが、児童相談所が児

童虐待と認知していた事例は2事例である。1事例は児童福祉司と心理判定員とが連名で執筆した「落ち着きのない子の相談事例」で、明確に「心理的虐待」を想定している。もう1事例は心理判定員が執筆した「失禁・漏便を繰り返す、落ち着きのない児童の指導事例」であり、実父からの身体的暴力を虐待と捉え「被虐待児」と記述しているが、残念ながら母親からの心理的虐待については虐待との認識はない。

この第16集の特徴の一つは、その執筆者の多くが心理判定員（心理判定員のみが12事例、心理判定員と児童福祉司の共著が7例）であり、虐待との認知をしていなくとも保護者からの不適切なかかわりが事例の中に明確に記述されたことである。もう一点は、心理判定員と児童福祉司の連名で著された「抜毛癖児童の心理機制と治療経過」の事例では、民生委員と学校が実母のネグレクトを児童虐待と捉えているのに対して、児童相談所側が虐待との認知をしていないことである。

これまで心理判定員が事例を記述する場合に、児童本人の心理状況や援助技法的な側面に重点が置かれやすかったが、この事例集では心理判定員が家庭環境や親子関係へも目を向け始めてきたことが示されている。この傾向は、この後の事例集でも認められている。一方で、社会の「児童虐待」についての問題意識と、児童相談所の認識とのズレが見られはじめ、児童相談所が「児童虐待」の扱いについて揺れ始めた時期であるのではないかと考えられる。

## 5) 1985年

第17集（1985年）は「一時保護事例」を特集テーマとして、児童福祉司や心理判定員以外に、一時保護所の児童指導員や保母（保育士）が執筆していることが特徴である。25事例が掲載されており、その内で児童虐待と考えられる事例は12事例と、48.0%を占めている。しかし、児童相談所側が児童虐待の事例であると認知していたものは、たった1事例のみである。「多問題家庭に育った情緒障害児の一時保護事例」では、実母からの心理的虐待や実父からのネグレクト、それに実兄からの性的虐待が記述されながら、児童相談所ではそれらを児童虐待とは捉えていない。また、児童虐待事例として児童相談所が認知していた、「養育を拒否された児童の事例」では、実母と継父からの身体的虐待のみ児童虐待と捉え、心理的虐待との認識はない。

## 6) 1986年

第18集（1986年）の特集テーマはこの時期に社会問題となった「いじめ」である。監修後記では、収録事例を分析して（1）学校との連携のあり方が大きなポイントとなるが、コンサルテーションの方法論の確立が必要、（2）いじめっ子グループ全体へのアプローチをはかるグループワークの必要性、（3）いじめられっ子が転校等によりいなくなると、新たな児童がいじめの対象とされる現象や、いじめっ子がいじめられっ子になっていく過程等いじめの根本構造に迫った対応の必要性、の3点をいじめに対する対応として考察している。

ここで、この「いじめ」特集に掲載された事例を児童虐待の視点から捉えると、25事例中9事例に児童虐待を示す記述がなされており、その割合は36.0%である。しかし、6事例には明らかな身体的

虐待が記述されながらも、執筆者はそれらを児童虐待とは認識していない。ここには、主訴である「いじめ」の華々しさに、児童虐待が隠れてしまうマスキング現象が感じられる。このことは、先に記した監修後記での考察からすると、厚生省も児童相談の陰にある「養護・児童虐待問題」が見えなくなっていた可能性があることが示唆される。

## 7) 1987年

第19集(1987年)では「措置困難事例」が特集テーマである。措置困難事例とは、その多くは児童相談所が施設入所を決定しても、親権者の同意が得られない場合である。これは、今日の児童虐待の事例とも通じ合う問題である。このため、この第19集では、その下位分類に、Ⅰ) 被虐待児・養護児童の施設入所措置、Ⅱ) 教護・触法児童の施設入所措置、Ⅲ) 登校拒否児童・情緒障害児童の施設入所措置、Ⅳ) 心身障害児童の施設入所措置の4分野を置き、第一に虐待を取り上げている。

まず、全体からみると22事例中14事例が児童虐待と考えられ、その割合は63.6%におよんでいる。特に、Ⅰ) 被虐待児・養護児童の施設入所措置では、4事例中すべてが児童虐待事例であり児童相談所も虐待を認知している。しかし、そのすべてが身体的暴力のみを虐待としており、心理的虐待やネグレクトは虐待とは認識していない。Ⅱ) 教護・触法児童の施設入所措置と、Ⅲ) 登校拒否児童・情緒障害児童の施設入所措置の分野では、10事例に児童虐待の記述が見られるものの、こちらはすべての児童相談所は児童虐待とは認知していない。これらの事例の中には身体的暴力も記述されているが、それについても虐待との認識をしていない。「教護院に措置された登校拒否児のケース」では、実父からの身体的虐待を体罰との記述で済ませている。

ところで、「家事審判申し立てにより養護施設措置に至った事例」では、「児童相談所は、一貫して同意入所の方針を持ち続けてきた。児童の福祉と親権のはぎまで、『強制執行』は最後の切札であり、各関係機関との連携を図りながら、あくまでも、円満な解決を望んできたのである。こうした児相の方針が、一度目の審判を流産させ、時には『弱腰の児相』と批判を受ける原因とはなったが、(中略)最終的には、審判を受けての強制的入所に至ったものの、同じ人間として、親として、子供を無理やり『はぎとられる』痛みを感じながらの措置であった。」とまとめている。この、児童の福祉と親権の間で揺れる「弱腰の児相」との批判や、入所措置にともなう痛みは、今は、児童虐待防止法や児童福祉法が改正され、法的な根拠を一応は示すことができるとは言え、児童虐待相談に携わる者には、なお同じように背負っていかなければならない課題だと思われる。

## 8) 1988年

第20集(1988年)は、「家族へのアプローチ」が特集テーマであり、今回取り上げた10年間の事例集の中で最多の25編の論文(25事例)が載せられている。下位分類としては、Ⅰ) 家族合同面接、家族療法を中心とするアプローチ、Ⅱ) 心理治療、ケースワーク、一時保護等によるアプローチ、Ⅲ) 被虐待児の家族へのアプローチの3分類である。第19集に引き続き、虐待を分類項目としてあげており、厚生省児童家庭局が確実に児童虐待を問題視してきたことが理解される。

全体的には、児童相談所でもこの時期から取り組み始めた「家族療法」を、児童相談にいかに関活用していたかを示す事例が中心である。このため、心理治療技法的な側面に重点が置かれ、執筆者も心理判定員が大半を占めている。

児童虐待については、Ⅲ) 被虐待児の家族へのアプローチに分類された3事例を除く22事例の中に、児童虐待を示す記述が認められた事例は、2事例のみである。興味深いことは、児童虐待事例において「性的虐待」を児童虐待であると明記されていたことや、心理的虐待やネグレクトも児童虐待であるとの認識を持って児童相談所が対応した事例が示されていることである。その中で「継母子関係のあつれきと児童相談所の役割」の事例では、「継母による虐待との通報で警察が緊急出動したことに端を発し、(中略)我々も当初必然的に"ママ子いじめ"というイメージで理解したように思う」と、児童虐待に感情的に反応してしまったこと、その一方で、一時保護や施設入所といった児童を家庭から分離する対応への児童相談所側の躊躇などに考察を加えており、今日の児童虐待相談に対する児童相談所の苦悩と、反対に児童虐待によって他の児童問題がマスキングされてしまう可能性についても触れていることは大変意義深い。

ところで、監修後記に「今回は『家族へのアプローチをめぐる事例』として、主として家族関係の改善をはかることで問題の改善を目指した事例を特集した。ここに収録したものは25編であるが、近年注目を集めつつある家族療法のオリエンテーションをもつものをはじめ、家族合同面接、カウンセリング、各種心理療法、ケースワーク、関係機関との連携によるもの等種々の方法による家族への切り込みと援助、更には児童の中の家族像を変容させていくアプローチが工夫されているものばかりである。なお、家族調整がうまくいかず最終的に実母の申し立てにより実父の親権が剥奪された事例も取り上げてあるので参考にしていただきたい。」(下線は筆者による)と述べている。このことは、当時の厚生省児童家庭局としては児童虐待を問題としながらも、家族調整で対応が可能であり、また、子ども自身の家族認知の問題でもあるとする見方をとっていたことが分かる。つまり、児童虐待の「心の問題」化という、心理主義的な範囲で児童虐待をも考えていたのであろう。このため、社会的養護の視点が希薄であり、親権剥奪についても否定的な見解となっていたものと考えられる。

## 9) 1989年

第21集(1989年)の特集テーマは、国際連合の「児童の権利条約」を受けて「児童の権利擁護」を特集テーマとし、Ⅰ) 被虐待児童への援助、Ⅱ) その他の児童の権利侵害への援助の2分類で編集している。掲載論文数は22本(24事例)で、その内の23事例(95.8%)が児童虐待事例である。何をもちて児童虐待と認識するかについては、22児童相談所中の9児童相談所(40.9%)が、身体的虐待だけではなく、心理的虐待・ネグレクト・性的虐待をも児童虐待と認識している。

その一方で、養父による身体的虐待が明記されながら、養父による「いじめ」との記述をしている事例が1つと、Ⅰ) 被虐待児童への援助に分類されながらも、執筆者がネグレクト事例を児童虐待と認識していないものも2事例ある。また、「児童相談所で被虐待児のケースを扱うことは、そう多いわけではない。」と書いているものもあり、児童相談所間での児童虐待に対する認識のズレが大きく

なっている。一概には言えないものの、ここで取り上げられた事例からは、大都市圏の児童相談所ほど児童虐待を広く今日的定義に近い意味で捉えており、地方の児童相談所では身体的虐待のみを児童虐待と捉える傾向があったようである。このため、厚生省は第21集の末尾に児童虐待の定義を載せている。それによると、児童虐待とは①身体的暴行、②棄児・置去り、③保護の怠慢、④性的暴行、④心理的虐待、⑤登校禁止の5つであるとしている。

## 10) 1990年

第22集(1990年)は、その特集テーマが「心身障害児に対する援助」となり、児童虐待や児童養護の問題からは少し離れたテーマ設定となっているが、土井豊(厚生省児童家庭局長)の「はじめに」の文章に「国内においては、近年、出生率の低下、児童や家庭を取り巻く環境の変化等をふまえて、児童や家庭の福祉に関する関心が高まってきており、『子どもが健やかに生まれ育つための環境づくり』が国民的課題として浮かび上がってきています。」とあるように、子育て支援環境づくりの一環として、障害児の地域での療育を取り上げたと考えられる。このため、下位分類もⅠ)療育システム事例と、Ⅱ)集団指導事例、Ⅲ)個別指導事例となっており、地域療育システムがはじめに提示されている。

さて、児童虐待についてみていくと、掲載された22事例のうち5事例(22.7%)に虐待の記述が見られるが、1事例のみ児童相談所で児童虐待を認知しているものの、他の4事例では認知されていない。ここにも、第18集(1986年)の「いじめ」のところで書いたように、主訴(心身障害)によって、その裏にある児童虐待や児童養護問題が隠れてしまう、マスキング現象が認められる。

## 3. まとめ

1981年から1990年までの児童相談事例集(第13集から第22集まで)に収録された事例を、児童虐待の視点で分析し、1980年代の児童相談所の児童虐待に対する認識について検討した結果から、以下の諸点が1980年代の特徴として指摘される。

### 1) 児童養護問題への回帰

厚生省児童局「児童福祉10年の歩み」(1959年)には、「児童福祉法による児童相談所制度は、戦後の児童の緊急援護として棄児、迷子、家出児等の浮浪児の一時保護から発足し、保護者を失った児童、保護者のもとでは適正に育成することが困難と思われる精神薄弱児、非行児等を各種別の児童福祉施設に収容、措置し、また、何らかの問題をもつ児童を正しく理解するために専門的な診断を行い、その後に適切な処遇をとり、治療することを目的として誕生したものである。」とあり、児童相談所の設置当初は、第一に一時保護で、その後に鑑別と措置を行い、さらに治療であった。

その後、戦後の混乱から社会が落ち着くにつれて、児童相談所の業務も鑑別・措置、診断と治療という流れになり、総相談受付件数に占める養護相談の割合も減少傾向に転じていく。(柏女1997;p84)そして、児童相談所の機能も初期の浮浪児保護や措置の役割が減少し、クリニック的な部

分が重要視されるようになった。そのため、1970年代の児童相談事例集でも、そのテーマは「早期発見・早期治療事例（1974年）」「精神薄弱児（1976年）」「カウンセリング及び行動療法的アプローチの事例（1977年）」「調査・判定過程の技術方法（1979年）」など、判定・診断技術、援助・治療技法などが中心であり、児童相談所は判定や治療機関、いわゆるクリニックとしての機能を強めてきた。

こうした流れの中であって、児童相談事例集を監修している厚生省が、第13集（1981年）に「児童の養護と親権の周辺」を、第17集（1985年）は「一時保護事例」を、そして第21集（1989年）には「児童の権利擁護」を特集テーマとして選んでいることは、1980年代の児童相談所の児童虐待への視点を考える上で興味深い。児童養護の問題を考える場合に児童相談所の持つ、①判定指導、②措置、③一時保護の3機能のうち、特に措置機能と一時保護機能が重要な役割を果たすことになるからである。これは、1979年の国際児童年を契機にして、専門家のあいだに児童虐待が問題であるとの認識が広まっていくなかで、厚生省もその対応を求められることになったためでもあろう。

このように、1980年代は児童相談所にクリニック機能から、再び一時保護や措置機能重視といった視点への転換が求められた時期であると考えられる。事例からみると、児童の心理的な問題や問題行動から、児童養護問題への回帰が求められた時期であるともいえる。このことは、児童相談所のクリニック機能を中心的に担ってきた心理判定員が、第16集（1984年）の特集「育成相談を中心に」の中で、児童個人の心理面だけではなく、その児童を取り巻く家庭環境や親子関係へも目を向け始めてきたことから裏づけられる。

## 2) 心理主義と社会とのズレ

しかし、それは児童相談所の中から出てきたというよりは、社会側からの要請といった色彩が強いため、特に児童虐待に対しては社会の認識と児童相談所の認識とのあいだにズレがあった時期でもある。

ところで、それまでの児童相談所のクリニック機能の強化は、問題行動を示す児童の「心」を治療することで児童問題は解決するという心理主義の傾向であり、児童問題を「心の問題」化してしまう危険性を持っている。

このため、社会的要請から児童相談所でも養護問題を再び取り上げようとしながら、個人病理という視点で問題を捉えてしまう傾向が見られる。この傾向は児童相談所だけではなく厚生省にもみられる。たとえば、第20集（1988年）の特集「家族へのアプローチ」において、厚生省は児童虐待を個人病理よりは広く捉えてはいるが、それでも家族問題レベルであり、社会病理の視点では捉え切れてはいない。このため、その対応も家族調整や児童個人の家族認知の変容によって、解決可能であるとの楽観的な見方を示している。

このような、児童相談所や厚生省の児童虐待の捉え方が、すでに社会問題として児童虐待を捉え始めていた、一部の学校や地域から児童虐待の通告を受けながらも、児童相談所側にそれを児童虐待として認知することが無く、そこにズレを生じていたと考えられる。また、この時期は児童相談所において、児童に対する身体的暴力を児童虐待として捉えるようにはなっていた。しかし、今日の児童虐待の定義である心理的虐待や性的虐待、それにネグレクトについては、ほとんど児童虐待である



との認識が児童相談所側には無かったことも社会とのズレの原因でもあったとも考えられる。

そして、この認識のズレは、そこには児童問題の事実が存在しながらも、それを扱う側にその認識が無ければ、それは存在しないことになる危険性をはらんでいる。児童虐待についても、事例を今日の基準から詳細に検討すれば、明らかな児童虐待がありながらも、それを捉える視点が無いことから、他の種別に分類されていたり、明確な記述がなされずにいたりする場合が増えてくるのである（保坂ら「虐待の援助法に関する文献研究：第1報」p3）。

### 3) 児童虐待への対応の今日的課題とマスキング現象

以上のように、社会的な要請から少しずつ児童相談所が児童虐待を認知し始めた1980年代は、その対応において今日でも児童虐待相談を取り扱う場合にぶつかる課題が示された時期でもある。たとえば、第19集（1987年）の特集「措置困難事例」の中に示された、「児童の福祉と親権」や「弱腰の児相批判と強制執行」といった問題などである。

また、児童相談所に持ち込まれる相談の多くは、主訴が心身障害相談や非行相談、あるいは育成相談といった種別に分類されるケースであっても、多くの場合その陰に養護問題が存在している。しかし、今回見てきた事例でも、いじめや心身障害、あるいは非行相談などの他の目立つ問題が絡む場合には、児童虐待などの児童養護問題がその陰に隠れてしまうマスキング現象が認められている。さらに、その反対に児童虐待によって他の児童問題がマスキングされてしまう可能性があることに、1事例ではあるが触れていることも、特徴であるといえる。

## ～補足～

### 1. はじめに

1980年代に、児童相談所が児童虐待をどのように認識し、対応してきたかを「児童相談事例集」の事例をもとに考察してきた。ここで、1980年代の始まりである1980年の「児童相談事例集」の第12集（1980年）では、児童虐待をどのように児童相談所が扱っていたか検討しておく。

「児童相談事例集」第12集のテーマは「児童の人格評価、行動観察」であり、その章立ては、Ⅰ) 心理学的評価、Ⅱ) 行動観察、Ⅲ) 継続指導となっている。

この事例集の中に収められた論文（論文総数22編）の中で、分析に耐えられるだけの詳細が記述されている事例の数（事例総数）は23事例で、さらにその中で今日の基準からみれば明らかに児童虐待と思われる事例の数（虐待事例数）をカウントすると12例である。したがって、虐待事例数の事例総数に対する割合である虐待事例の割合は52.2%であり、1981年から1990年までの虐待事例割合の平均48.3%よりやや多い割合である。

資料5は、分析の対象とした事例の、①タイトル、②虐待内容と現在の視点からの虐待分類、③児童相談所の虐待認知があったか無かったか、④執筆者の職種、⑤児童相談所名であり、備考として児童相談所の虐待認識等を示したものである。

## 2. 分析

### 1) 虐待の内容と現在の視点での虐待分類

虐待事例12例のうち、身体的虐待が5事例、心理的虐待が2事例、ネグレクトが4事例であり、1事例は実母からの身体的虐待と実父からの性的虐待事例である。やはり、身体的虐待がもっとも執筆者にも意識されているため、虐待ケースとの認識が薄くても、記述されやすいことが伺われる。これに対して、現在でも「サイレント・アブ्यूズ」と言われる性的虐待や心理的虐待は、よほど援助者がその視点でかかわらない限り表面化しない点は、現在にも通ずる問題であろう。性的虐待の1事例も、その記述からはケース処遇の中で徐々に明らかになったとされている。

### 2) 児童相談所の虐待認知

虐待事例12例中、児童相談所がその記載から明らかに虐待事例としての認知していたのは1事例のみである。他の事例では、身体的虐待に対して「厳しいしつけ」、「体罰」、「折檻」といった記述がなされている。また、心理的虐待やネグレクトは、明確に記載されているものは無く、注意深く事例を読み込んでいかないと見過ごしてしまう可能性もある。

執筆者の職種は心理判定員、児童福祉司、保母（保育士）、児童指導員であるが、職種によって虐待認知に差は見られない。この点は、1981年以降に児童福祉司が他職種よりも児童虐待に少しずつ関心に向けてきたことを考え合わせると、興味深い。

### 3) 事例に対する児童相談所の視点

事例の記載内容から、児童相談所がどのような視点で事例を捉え考察していたかをみると、児童の「心理面」、「器質面」、「症状や問題行動」が中心であり、「児童養護問題」との把握が2事例である。これは、第12集のテーマが「児童の人格評価、行動観察等」であることから了解しやすいことではある。しかし、「児童の心理、症状、問題行動の把握には、常にその児童の置かれた環境との関係を考慮しなければならない」とする現在の視点から考えると、狭い意味での「心理主義」に偏っていた時代であったと言える。

## 3. まとめ

以上、1980年の児童相談事例集（第12集）を現在の児童虐待の視点から考察してみると、児童相談所は児童虐待との視点をまだ十分に持っていなかったと思われる。そしてその背景には、この時代の児童相談所では、児童虐待だけではなく児童問題全体についての捉え方が「心理主義」に偏っており、問題行動などを示す児童の心理面や身体面を治療すれば問題が解決できるという発想がこのころまでは根強く残っていたと考えられる。この心理主義的見方は、児童問題を児童自身の問題として「個人化」してしまうため、児童虐待などの関係性の視点で捉えなければ見えてこない問題が見えなかった。

このことは、児童問題を考える場合に非常に重要な問題提起である。児童問題では、そこに児童虐待などの事象や事実が有っても、それを捉える視点が無ければ、それは無かったことになってしまう

ということである。つまり、現在においても私たちがその視点を持っていないために、無かったことにされている新たな児童問題が、将来明らかになる可能性が十分にあることを示しているのである。

ところで、1980年代の事例集の分析を含めて考えてみると、1980年までの児童問題を児童に「個人化」していた段階から、その後の1980年代は児童問題の「家族化」と考えられる。しかし、ここでは「家族」を「社会」に開かれた、あるいは「社会」と連動しているシステムとの見方が必要である。この視点が明確になっていないと、「個人化」同様に家族を治療すれば問題が解決するという、単純な支援や対応しか見出せなくなってしまう。この点で1980年代の児童相談所の対応は、個人から家族へのシフトは認められたものの、いまだ児童問題を家族の中に閉じ込めてしまう、閉ざされた「家族化」の時代であったと考えられるのである。

#### <引用・参考文献>

- 保坂 亨 他（2004）「虐待の援助法に関する文献研究（第1報：1970年代まで）戦後日本の『子どもの危機的状況』という視点からの心理社会的分析」子どもの虹情報研修センター
- 柏女 霊峰（1997）「児童福祉改革と実施体制」ミネルヴァ書房 p84
- 厚生省児童家庭局（1980～1990）「児童相談事例集」第12集～第22集
- 厚生省児童局（1959）「児童福祉10年の歩み」
- 竹中 哲夫（2000）「現代児童相談所論」三和書房

（秋山 邦久）

## 第4章 1980年代の家族の戦後体制の崩壊

ここでは、第1章でふれた1980年代の子ども観の変化と家族役割の変化について改めて検討してみたい。

### 1 「子ども」の誕生と消滅

#### (1) 「子ども」の誕生

今日のわれわれの社会は、年齢を基準に構成メンバーを分ける基本として「大人」と「子ども」という二分法を持っている。学校をはじめとして社会的活動のさまざまな局面において、この区別によって異なった扱いを受けることを当然のように受け入れている。その前提として、「大人」とは一人前の社会人であり、「子ども」とは未熟で保護されるべき存在という認識がある。しかし、こうした「子ども」に対するイメージ、つまりは「子ども」という概念ははたして自明のことであろうか？

フランスの在野の歴史学者アリエス（Aries,1960）は、歴史的に見ればこうした「子ども」という概念が中世以降に誕生したという斬新な主張を行ったことで今日知られている。すなわち、中世までの社会においては、「子ども」という概念は成立していなかった、子どもは小さな大人にすぎなかったということを、絵画や書簡などきわめて具体的な事物を分析することによって明らかにしたのである。その分析によると、中世の西欧社会では、乳幼児期を終えた「子ども」は、そのまま共同生活に組み込まれた。「子供時代に相当する期間は、『小さな大人』がひとりで用を足すにはいたらない期間、最もか弱い状態で過ごす期間に切りつめられていた」（p1）。ほぼ7歳前後で大人といっしょになり、仕事や遊びなどの日常生活を共にしていた。この身体的に大人とみなされる7歳以降の「子ども」は、大人と比べて体は小さく能力は劣るものの、いわば「小さな大人」とみなされていた。したがって、こうした現在でいうところの「子ども」は「子ども」扱いされることなく、見習い修行に出され、日常のあらゆる場で大人といっしょに働き、遊び、暮らしていた。

同じく社会史学者のギリス（Gillis,1981）によれば、当時の子どもたちは慣習上および発達上ひとつの区切りとなっていた6歳ないし7歳頃に仕事を始めていたという。また後に紹介するポストマン（Postman,1982）によれば、中世社会において7歳前後で「小さな大人」とみなされたのは、おおよそそれくらいの年齢で自由に話ができるようになったからだ指摘する。いずれにしても、当時の西欧社会には現在われわれが持っている未熟で、大人が保護すべき存在としての「子ども」という概念そのものが存在しなかったのである。

こうした社会状況の前提として、ギリス（1981）が指摘するように、その時代の人口動態上の条件、つまりは工業化以前の社会経済構造と結びついた生活状態の厳しい現実（多産多死）をあげねばならない。30歳前後と推定される当時の平均寿命の短さは、当然乳幼児の高い死亡率によるものである。17世紀末のフランスのある村のデータによれば、子どもたちの18%は生後1ヶ月以内に、35%が1年以内に、そして53%が20歳になるまでに亡くなっている（Gillis,1981）。推定によれば当時の年齢分布は、およそ半数が20歳以下であったと考えられるが、それだけ多くの子どもたちが亡くなってい

たのである。例えば、当時の行儀作法書には「子ども」の死に対する心の準備が説かれていたという (Gillis,1981)。子どもが2人生まれても、そのうち1人しか生き残らないという過酷な状況における親たちの「子ども」に対する考え方が、今日の家族が置かれている状況とはまったくちがうということとは容易に想像できよう。

このように、アリエスは、「子ども」という現在われわれが自明なものとしてとらえているものが、社会・歴史といった文脈の中から生まれてきたことを示し、同時に家族や学校といったものもそうした文脈から捉えることが可能であることを提示した。こうしたいわば「子ども」期の発見から子どもが教育やしつけの対象として見られるようになり、子どもを理性ある人間（ヨーロッパ社会においては良きキリスト教徒）に育てることが目標とされ、近代学校教育の成立へと向かう。

また、この「子ども」期の発見は、後に詳細に論じるように近代家族の成立とも結びついている。これまで述べてきた中世以降の社会変化によって、共同体の中での生活の比重が減ることと平行して近代家族意識が誕生していく。この近代家族は「社会とのあいだに距離をもち始め、絶え間なく拡大していく個人生活の枠外に社会を押し出す」（Aries,1960; p200）結果となった。

## （2）「子ども」期の消滅

これに対して現代アメリカのメディア研究者であるポストマン（1982）は、「子ども」という概念を生み出した社会状況は近年大きく様変わりし、近世以降に成立した「子ども」期は消えつつあると主張する。

ポストマンはメディア研究の視点から、印刷技術の登場によって出現した読み書き能力を習得する必要性こそが「子ども」期という大人と区別された時期を生み出したと考察する。つまり、「幼児期は、話す能力ができたところで終わる」、「子ども期は読みかたを覚えるという課題とともに始める」（p68）。したがって、この読み書き能力を必要とせずに、さまざまな情報を与えるテレビをはじめとする映像メディアの出現によって、「子ども」期は消滅しつつあるというのである。

ポストマンは、この「子ども」と大人の境界をあらわすキーワードとして「秘密」ということをあげている。そもそも印刷物自体が、読み書き能力を持たない子どもにとっては解読不能な文化的秘密である。読み書き能力を習得して大人になることは、こうした大人の秘密に近づくことができることを意味する。こうして話し言葉で意思疎通が可能になる7歳以降においても、読み書き能力を獲得するための「子ども」期が必要となり、学校教育が成立していったと考えられる。

ところが、テレビをはじめとする映像メディアの出現はこうした読み書き能力とは関わりなく子どもが大人の持つ「秘密」に近づくことを可能にしてしまった。インターネット上に氾濫する「性」に関するさまざまな情報（かつての「秘密」）などその最たるものであろう。ポストマン（1982）は、次のように述べる。「昔、低年齢の子どもが、大人の領域のことにまったく無知だったとは言わない。私が言っているのは、中世以来、いまぐらい子どもが大人の生活について多くを知っていることはないということだけである」（p145）。そして、「それは—私自身のたとえを使わせてもらえば—以前は隠されていた大人の情報という禁断の木の実にすることによって、子どもたちが子ども期という

エデンの園から追放されたということなのである」(p146)。

いわば読み書き能力とそれに伴う「秘密」という「子ども」期を生み出した条件が崩れはじめて「子ども」期が消滅しつつあり、現代は「大人のような子ども」と「子どものような大人」の社会になりつつあるというのがポストマンの主張にほかならない。

### (3) 日本の状況

上記(1)にみるような西欧社会における「子ども」期の誕生は、我が国においては明治維新後の急激な近代化の中で起きたと考えられている。それ以前の江戸時代における子育ては、封建的な身分社会の中で「所属する階層や男女の別に応じて、それにふさわしい大人になるようにしつけられた」(河原,1998; p8)。また、その中で人口の大半を占めた農村社会では、「子生み・子育ては農業を中心とした地域社会の、労働力再生産のための行為」であり、「地域共同体全体の関心事であったといってもよい」(佐藤,1977; p98)。したがって、中世の西欧社会と同じように、乳幼児期を終えた「子ども」は、そのまま共同生活に組み込まれ、仕事や遊びなどの日常生活を共にしていたと考えられる。やはり「子ども」期という概念が誕生する以前の状態であったといえよう。そのひとつの例として、明治初期の仮刑律では、7歳が刑事責任年齢とされていた事実(長井,2003)をあげることができる。こうした社会状況の前提として、西欧社会と同じく当時の日本が多産多死社会であったことが指摘できる。歴史人口学者の速水(2001)によれば、江戸時代の人口を知る上で重要な資料である「宗門改帳」は西欧の「教会簿冊」にくらべて子どもの数を正確には算出できないが、推計では生まれてから1年未満に25-30%が死んでいるという。また、図10は生活史理論研究者のスプレイグ(2002)が示す最も古い日本の生存曲線(1891-1898年)と1970年および2001年の生存曲線の比較である。19世紀末、つまり1891-1898年(明治24-31年)においてすら、乳幼児死亡率は驚くほどの高さを示している。1歳で15%、6歳までには25%の幼児が亡くなっているのである(表5)。やはりこうした多産多死社会における親たちの「子ども」に対する考え方が、今日の日本社会の状況とはちがうということがいえるだろう。

そうした状況から、明治政府による近代化政策、とりわけ1872年(明治5年)義務教育のスタートによって「子ども」期が制度的に生み出されていくことになる。平行して、1879年(明治12年)に成立した旧刑法では、12歳未満の少年は刑事責任年齢を欠くとされ、さらに1907年(明治40年)の現行刑法において14歳未満へと改正されていく(長井,2003)。

その中で、フェミニズムの立場からは「近代社会による『子ども』の発見に伴って母親の存在意義も発見され、女性たちが母親というジェンダーに再編成されていった側面」(田間,2001; p5)が指摘されている。例えば小山(2002)は、明治時代の雑誌を「家の中で子どもの教育を担うのはだれか」という観点から検討して、以下3点を明らかにしている。「一つは、家庭での教育の担い手が母へと転換していること。別な言い方をすれば、わたしたちにとって当たり前の、教育する母という考え方は、歴史を越えて普遍的に存在しているわけではなかったということである。二つには、教育の担い手を母とする考え方の背景には、家族のあり方そのものの変化が想定されていること。つまり、近代

的な性役割分業を行う家庭という家族を想定したうえで、教育する母が登場してきているということである。三つには、このような家族にあって子どもは『家』の跡継ぎ、村の子どもとしてとらえられることはなく、子どもの教育は国家と家族という枠組みで考えられていたことである」(p108-109)。先に述べた西欧における「子ども」期の発見と成立は、封建制から近代資本主義への転換期に、都市部から始まって広がっていったとされる。近代日本においても同様の転換期(具体的には明治末から大正時代にかけて)に、都市部に現れた新中間層という子どもの教育ができる家庭の登場がその始まりといわれている(小山,2002)。

その「子ども」期の発見は、近代家族の成立とも結びついているとアリエスが述べたことを、家族社会学者の落合(1997)は、日本の特徴をふまえて歴史人口学のデータに基づき検討している。その中で、「子育てから何から、人の生活の主要な部分について、家族が責任を負う幻想」(p96)が生まれたのは、それほど古くないこの時代であることが明らかにされる。例えば、我々が当たり前のように考えている料理や洗濯といった家事そのものも近代的な社会基盤によって成立し、日本においても「生活に余裕ができた階級から女は家事に専念できるようになり」、「主婦の成立は大正時代、特に第一次大戦後」(p43)とされる。「母性の研究」で知られる大日向(1999)も「大正期の育児雑誌による母性の強調」(p155)を指摘しているが、これらは当然、先の田間(2001)や小山(2002)らのフェミニズムの立場からの「母性」の誕生と重なる議論といえよう。

この問題、すなわち『母性』をめぐる伝統はいかに作られたか』について議論している大塚(2004)も、「明治政府がこの国に近代国家を立ち上げようとした時、天皇制との整合性をもって導入されたのが今日のいわゆる『家』制度である」(p43)とし、それを支える新たな「伝統」のひとつが「母性」であったと指摘する。そのうえで、日本人特有と言われる「母子心中」について、こうした「母性」という新たな伝統が作られていく過程であらわれた新しい社会病理というとらえ方を、民俗学者柳田国男の見解(注1)や当時の新聞記事の分析(注2)を引きながら提示している。同じく「母親の子殺しとその背景」を研究した佐藤(1977)も、次のように指摘している。「母性が強調される時代に入ってから(具体的には大正期頃より)母子心中は増加の傾向を示し、昭和に入ってから急激に増加の一途をたどっていることに、十分注目しておかなければならないと思う」(p101)。

大塚(2004)は、こうした背景として捨て子を許容する社会状況(たとえば「心中」で子の生存権を奪うより、「捨て子」で母子それぞれが別途に生きる手段を選択しえた江戸時代)の変化、つまり柳田の言うところの「子どもを小さな時から人に与える」「普通の習慣」が機能しなくなったことがあると分析する(大塚,2004; p66)。そして、「捨て子」の習慣の衰退が「母子心中」を増加させたことについて数字で示した岩本の研究を紹介している。

さらに、大塚(2004)は、もらい子につく養育費目当てに次々と子どもを殺した「岩の坂もらい子殺し事件」(注3)が、「捨て子」から「母子心中」という「二つの『習慣』の交代期に」それを「象徴するかのようにマスメディアをにぎわした」(p67)と見ている。児童養護施設と虐待防止法の歴史を報告している前田(2004)は、こうした事件が直接のきっかけとなって、1933(昭和8)年に日本で最初の「児童虐待防止法」が成立したとしているが、その背景には当然こうした新しい社会病理

である「母子心中」の登場も考えられよう。そして、なによりもその前提となるのが、先に取り上げた「子ども」の誕生であり、ここで述べきた「母性」の誕生であろう。

先にも引用した小山（2002）は、第1回国勢調査が行われた1920（大正9）年が、日本における「多産多死社会から少産少子社会への転換点に位置している」（p165）とし、この年を境に出生率、死亡率、乳幼児死亡率が減少していくことに注目している。（具体的には、この1920年の乳幼児死亡率は16.6%、それから75年後の1995年では0.43%になっている（表5）。）また、例えば「母の日」が日本で始まったのは1931（昭和6）年であり、「母性」をめぐる社会制度や習慣がこの時期に成立したことを、先の大日向（1999）や佐藤（1977）をはじめ、多くの女性史研究者が指摘している。つまり、日本における「子ども」および「母性」の誕生と、こうした社会の転換点が一致することが確認できる。

しかし、当時の日本の社会状況から、こうした新中間層における「子ども」と「母性」の誕生は、十分な広がりを見せないまま、戦中・戦後の混乱期を迎えることになる（戦後の混乱期については保坂ら（2004）「虐待の援助法に関する文献研究：第1報」を参照のこと）。

やがて、この「子ども」と「母性」と「家族」の時代ともいべき日本の近代社会は、西欧に遅れて戦後の高度経済成長期にその頂点を迎えることになる。先のポストマン（1982）は、「1850年から1950年にかけては、子ども期の絶頂期だった」（p103）と指摘し、次のように述べる。「アメリカだけ見ても、この期間に、すべての子どもを学校に入れて工場で働くのをやめさせ、子どもだけの服装をさせ、子どもだけの家具を使わせ、子どもだけの読み物を読ませ、子どもだけの遊びをさせ、子どもだけの社会生活をさせるいろいろな試みがおこなわれ、いずれも成功した。多くの法律で、子どもは大人とは質的にちがうものとしてあつかわれることになった。多くの慣習で、子どもは優先的な地位をあたえられ、大人たちの生活の気まぐれな変化から保護されることになった」（p103）。こうした状況が、日本の高度経済成長期には出現したといえよう。

この高度経済成長期が終わりを告げてから、子どもの変貌が言われるようになる。戦後50年の子どもの写真集『子ども やがて悲しき50年』（村上,1995）は、その解説で次のように記している。「日本の子どもたちは『疾走する10年（60年代後半から70年代前半）』を境として、それ以前とそれ以後では画然として変貌をとげたように思われる」（p164）。そして、その日本においても「子ども」期の消滅が言われるようになってくる。たとえば、現在の日本の子どもの状況については、その卓越した観察者である教育評論家の斎藤（1998）は、『『子ども』の消滅』をその本のタイトルとし、「現実を直視すれば、子どもが消滅しつつあるのは明白」とまで断じている。そして、その大人と子どもの境界が消失した理由として、斎藤（1998）は「市場原理が社会全体をおおいつくしてしまったこと」（p11）をあげて、次のように論じている。

「子どもからおとなへの段階的な上昇というイメージは、個人的な消費のレベルではほぼ完全に消え失せてしまった。むしろ、『少年ジャンプ』をサラリーマンが読んでいたり、大のおとなが『ドラクエ』に熱中したりというような、従来の子どもの文化の上限が消失した例の方が多いのかもしれないし、子どもが通信教育や塾でファックスを使ったり、ファックスからパソコンに関心に移ったりして、一般的耐久財のユーザーの年齢の下限は下がる一方なのである。



子ども文化が、子ども固有の流儀による『対抗』文化である可能性は、次第に乏しくなっている、といえるだろう。バイクや車の運転、飲酒・喫煙の禁止などの法的規制以外に、おとなと子どもとの境界は埋めつくされてしまったのだ。かつて『子どもの誕生』（アリエス）の時代があったように、いまぼくたちは文化の問題としてみれば『子どもの消滅』の時代に立ち合っているのかもしれない（p37）。

また、われわれと同様に、アリエスとポストマンをひいて現代日本の社会を「消滅しつつある子どもと大人の境界」と論じている児童精神科医の服部（2003）は、次のように「子どもの遊びの消滅」を指摘している。「子どもの遊びという観念さえ私たちの理解を超えるものになっているようです。何百とあった昔からの子どもの遊びはほとんど見られず、2000年以上昔のペリクレス時代のアテネでされていたかくれんぼでさえ、子どもたち自身の選んだ遊びのレパトリーから完全に姿を消しています」（p3）。確かに、1986年当時の小学生の遊びを10年、20年前と比較調査した結果でも、大人数での屋外遊びが減り、少人数の屋内遊びが主流になっていることが明らかにされている。10年前と20年前の第一位が「鬼ごっこ」であるのに対して、1986年は、ファミコンが第一位というのは象徴的ともいえよう（毎日新聞1989年11月16日付記事より）。

## 2 近代日本における家族の変動

### （1）「家族の危機」の真相

21世紀に入った現在のわれわれは、日本の高度経済成長期がさまざまな分野における日本社会の大きな転換点であったという認識を持ちつつある。そして、それが子どもの問題においてもあてはまるのが、長期欠席・不登校（保坂,2000）や非行問題（土井,2003）についても論じられている。われわれが前報告で論じた「子どもの危機的状況」の質的転換もこの高度経済成長期の終わりに起きたと位置づけることが可能だろう。

こうした大きな社会変動の中で、1970年代以降、核家族化を筆頭に家族問題を論じる際には、「家族解体」や「家族の危機」といった表現が使われ始める。落合（1997）は、こうした危機感を煽ってきたものとして、経済企画庁国民生活局が発表する国民生活指標をあげている。「国民生活を『経済的安定』『環境と安全』『健康』『勤労生活』などといった8つの領域に分け、それぞれについてプラス指標とマイナス指標の動向を総合して各領域の状態を評価してきたのですが、これによると、1975年以来、ほとんどの領域が向上の一途をたどってきたなか、唯一『家庭生活』だけは大幅な悪化を示したということになっています。特に83年までの低下が深刻で、プレス発表を受けたマスコミ各社は毎年毎年、家族の危機と書き立てました」（p5）。この1983年は、「大平内閣が『家庭基盤の充実』を一つの政策課題として掲げ、その流れを受けて家族問題を特集した昭和58年度版国民生活白書、通称『家族白書』がまとめられた」（p7）年でもあるという。

しかし、落合（1997）が指摘するまでもなく、「家庭生活」領域の悪化に大きく影響したマイナス指標として、少年非行の発生率や小中学校の長期欠席児童・生徒の割合が用いられていることは疑問を持たざるを得ない（注4）。政府が主導を果たしたとも言えそうな扇情的な家族危機論ではなく、

以下に紹介する落合（1997）の冷静なデータに基づく家族変動論をふまえると、高度経済成長期以降に起きていることは、「戦後の家族体制」の崩壊ととらえることができる。

以下においてはこうした認識を踏まえ、「子どもの危機的状況」と密接な関係にある家族の問題を考えてみたい。

## （２）「家族の戦後体制」の成立

上記 1 にも引用した落合（1997）は、歴史人口学をベースに戦後日本の家族変動論を取り上げ、1955－75年という高度経済成長期に20世紀近代家族である「家族の戦後体制」が成立したと論じて、以下のように分析していく。

そもそも人口学的には、「多産多死でも少産少死でも、一夫婦当たり成人するのはほぼ二人。つまり人口規模が変わらない安定した社会」であり、「間にはさまれた移行期に、おうおうにして、多産少死という時期が生じる」（p86）ことになる。こうした近代化に伴う多産多死から少産少死への人口構造の変化を「人口転換」ととらえると、そこで急速な人口増加が起こる。「2、3人の子どもを専業主婦の母親がたっぷりと『愛情』を注いで育てる『近代家族』の大衆化は、世界的にも、巨視的に見れば、人口転換と付随して起こっている」（p254）。

そして、日本におけるこの人口転換の「移行期世代」は、「1925-50年生まれ、つまり昭和ヒトけたから戦後の団塊の世代まで」（p87）であり、「きょうだいが多くて、それがみんな育ち上がった」（p90）世代と分析される。そして、「この移行期世代の人たちが結婚して家族を作るのが主流だった時代、それが『家族の戦後体制』（p88）であり、その特徴として次の3点があげられる。1.女性の主婦化 2.再生産平等主義（みんなが適齢期に結婚し、子どもが2、3人いる家族を作る）3.人口学的移行期世代が担い手 「世界にも稀有な戦後日本の高度経済成長というのも、実はこの移行期世代の人口学的条件があったからこそ可能になった」（p88）ともいえる。

それぞれの特徴を落合（1997）が示すデータで確認してみよう。図11は、「出生コーホート別年齢別女子労働力率」である。ここに見られるM字型の底は、結婚・出産・育児期に仕事から離れて、専業主婦になった人の割合を示すことになる。それは、戦後のいわゆる「団塊の世代」（1946-50年生まれ）まで深くなっていく。つまり、一般に言われるように、戦後、女性は社会進出したのではなく、主婦化したことをデータは示している。実際、「『労働力調査』（総務庁統計局）によると、女子労働力は、1960年には、54.5%、65年には50.6%、75年には45.7%と、戦後30年間下がり続け、75年をボトムに上昇傾向に転じ」（p21）ていくのである。

また、図12は平均初婚年齢の推移、図13は男女別の初婚年齢分布の年次変化を示している。まさに図12の初婚年齢が安定している時代が高度経済成長期に他ならない。また、この時期の初婚年齢のばらつき（分散）もその前後にくらべて小さい値を示すが、それは図13の1970、75年と80年以降の分布のちがいが確認できよう。つまり、1970、75年にはみんなが同じような時期、いわゆる「適齢期」に結婚していたことをデータが示している。

さらに、表6は、「出生コーホート別既婚女性の出生児数：上記の出生児数の女性の割合」を表し

ている。1928-32年生まれ（昭和ヒトけた世代）から「2人か3人しか産んでいない女性が圧倒的」（p56）になり、その後現在までほとんど変わらないことがわかる。同時に落合（1997）は、ここで「結婚したけれども子どもを産まなかった明治女性は1割以上いるのに、昭和ヒトけたでは3%台に減っている」（p57）ことにも注目し、少子化と同時に再生産平等主義、つまりは画一化が進んだという重要な指摘をしている。

これらをまとめて、この1955-75年という高度経済成長期に重なる時代に、適齢期で結婚し、女性は主婦になって「子どもは2人か3人いなければならないという画一主義」（p101）、つまりは「すべての男女に画一的なライフコースを歩み、画一的な家族を強制する」（p76）風潮が広まっていったと分析されるのである。同じく家族社会学の立場から山田（2004）も、この時代の家族の安定性を示すデータとして、離婚率と非嫡出子率（結婚していない女性から生まれる子どもの率）が日本史上稀にみる低率で推移したこと、1930年生まれの人95%以上が結婚し、離婚経験率が10%程度（注5）にすぎないことをあげている。その上で高度経済成長期を「夫は仕事、妻は家事・育児を主に担当し、豊かな生活を目指す」という家族モデル、すなわち「サラリーマン-主婦型家族」（p81）が誕生し、「画一的な家族生活が強要された時期」（p86）をとらえている。いうまでもなく、この時期にポストマンの描く「子ども」期の絶頂期（アメリカ社会においては1850-1950年）が日本にも出現していたと考えられる。

さらに、落合（1997）は、このように短期間の移行期世代（注6）が「家族の戦後体制」を作ったことにより、2つの特殊条件が生まれたと指摘する。そのひとつは家制度と両立する核家族化の進展である。図14は1955-90年の核家族の割合を表している。その割合は1955年の59.6%から1975年の63.9%と、高度経済成長期を通して5%増にもならず、一般に言われているほどではないことがわかる。実数で核家族が増えていることはまちがいないが、「その他の親族世帯」（夫婦の親世代が含まれる場合）の実数は減っていない。つまり、三世同居の「家」が高度経済成長期に壊れたのではなく、きょうだいが多かったために親と同居する世帯はそのままに核家族世帯が増えたことが実態であった。このことを落合（1997）は「家制度と訣別しないままの核家族化」（p85）と名づけている。事実、1975年以降、核家族の割合はわずかに減少を示しており、きょうだい数の減少の裏返しで20、30代の子どもから見た親との同居率は1975-85年までわずかながら増加を示すという（廣島,1993）（注7）。

いまひとつが、家族の社会的ネットワークに関するものであるという。高度経済成長期を支えた移行期世代は、「きょうだい数が多かったので、都会に出た後もきょうだい同士で何くれとなく支え合っていた」（p94）ことが指摘される。確かにわれわれも含めてこの世代を親に持つ子どもたちは、いとこたちとの頻繁な交流経験を持っているようだ。つまり、この世代の社会的ネットワークの特徴として、親族ネットワークが強いことと、親族ネットワークと近隣ネットワークが代替的であることが指摘されている。したがって、一般に言われるように、この世代から近所付き合いがなくなったのではなく、実際は近所付き合いがない世帯は親族とよく交流していたのであり、親族ネットワークがない世帯が近所付き合いをしていたと考えられる（落合,2000）。

### (3) 「家族の戦後体制」の崩壊

こうした家族の象徴ともいえるべき存在が、1970年代後半マスコミにしばしば登場する「ニューファミリー」(注9)であり、「日本において近代家族の理念をもっとも先鋭的に志向した家族だった」(落合,1997; p156)と分析される。そして、この「ニューファミリー」という名の近代家族に「妻たちの思秋期」(斎藤,1982)が訪れる。「思秋期」とは斎藤の造語で、落合(1997)は「結婚して、主婦になりきっていたのが、子どもが小学生や中学生になって手が離れたとき、ふと気がつく。もう若くはないワタシ。いったいワタシは何をしているのかしら、こんなことをしていていいのかしらと、漠然とした不安にとらわれる」(p159)と解説している。図11の出生コーホート別年齢別女子労働力率を見ればわかるように、上の世代がゆるやかに再就職したのに対して、団塊の世代は再就職がより早く、一斉になされたことがわかる。これには、高度経済成長が終わり、「オイルショック以来、夫たちの賃金が頭打ちになり、教育費や住宅費を妻が補助しなくてはならなくなったという経済的事情もはたらい」(p162)た(注10)。それにしても「主婦化と少子化、家族の戦後体制の特徴にあげたこの2つの条件があるからこそ、『思秋期』は起きた」、「それがもっとも典型的だった団塊の世代に、もっとも強く」(落合,1997; p167)ということになる。

そして、この団塊の世代とはちがって、次の世代(図11の1956-60年と1966-70生まれ)は、「晩婚化すると同時に再就職率が低下し、家庭にこもり家事専業の生活をする期間は確実に短く」なっている。つまり、「団塊より若い世代の女性たちは、なかなか主婦にならないし、なっても人生のほんのわずかな期間しか主婦でない、しかもみんないっせいに主婦になるようなことはしない」(落合,1997; p164)。

こうしたふたつの側面から1980年代の「主婦離れ現象」(p163)が起きて「家族の戦後体制」は終わりを告げる。落合(1997)は「こうした構造変化が統計数字に表れるようになったのは1975年ころ」(p194)と指摘する。この1975年が現在まで続く出生率の低下の始まりであるのは、「家族の戦後体制」が持つ再生産平等主義(みんなが適齢期に結婚し、子どもが2、3人いる家族を作る)が消えていったことの結果のひとつとも考えられよう。

やがて大きな社会問題となるこの少子化をはじめ、1980年代にはさまざまな「家族の問題」が取り上げられた。先の「妻たちの思秋期」しかり、核家族化、離婚率の上昇や独居老人の増加、さらにはいじめや登校拒否(不登校)など子どもの問題も家族の問題と結びつけられた。そして、上述のように政府やマスコミが「家族の危機」といった表現を多用しはじめる。その原因は家族があるべき姿からはずれてきたからだというのが一般的な解釈であったが、そうした捉え方の背景には、近代家族こそ人類普遍の家族の姿であるという理論的な思いこみがあるといえよう。ここで紹介してきた落合(1997)の冷静な家族変動論をふまえれば、1980年代に起きたことは、「戦後の家族体制」という画一化の崩壊にほかならない。「70-80年代は、『家族の戦後体制』に埋め込まれていた矛盾が、一挙に噴き出した時代」であり、「戦後家族の理想を実現できなかったからではなく、まさに実現してしまったからこそ、これらの家族問題は起こった」(落合,1997; p192)のである。

### 3 おわりに

「子ども」の誕生、「母性」の誕生、そして「近代家族」の誕生。近代日本においては、そのいずれもが時代の転換点ともいえるべき1920年代に、都市部の新中間層において始まった。そして、それらが戦後日本においては、高度経済成長期という世界的に見てもきわめて稀な時期に短期間に大衆化していったことがデータからも裏づけられる。

これをふまえると、その後の1980年代に一見家族の危機と見えたものは、実は「近代家族」という概念の消滅であり、「母性」という概念の消滅であり、なによりもその背景としての「子ども」期の消滅であると考えることができよう。上記1において、こうした概念の成立した時代の転換点に現れて注目された新しい社会病理「母子心中」についてふれたが、ここでもそうしたデータからの分析が可能である。1984年までのデータを基にして母子心中の研究を行った高橋（1987）は、1976年以降は「若干の増減を示しつつも確実に減少傾向にある」（p107）と分析し、さらにその中で「母子心中の減少」と「児童虐待、子捨て、母親の自殺など」の増大を予測して、次のように指摘している。「伝統的な日本の母子心中は愛情から子どもを道連れにしたが、今後は母親自身が単身化することで、欧米的な憎しみから子どもを虐待、殺害する現象が増大することが危惧される。しかも、殺害方法はもっと残酷になることが心配される」（p14）。

繰り返しになるが、われわれが前報告でとらえた戦後日本の「子どもの危機的状況」の質的転換も高度経済成長期の終盤に生じている。したがって、1980年代以降、つまりは1990年代から現在に続く虐待という「子どもの危機的状況」、そしてなによりも児童福祉全体をとらえるにあたっては、この「子ども」期の消滅と「家族の戦後体制」の崩壊を前提とする必要があるだろう。そうした意味でも、前節の最後にあげた「巣鴨子ども置き去り事件」は時代を象徴するものといえるかもしれない。

#### 注

1. 「柳田は母子心中が『いろいろの古風な考え方が、新たな誤れる感情と交錯』して生まれた新しい流行だと、考えていることがわかる。母子心中は『ここ四五年来急に目立って』きた、と記していることからうかがえるように、柳田は新しい病理としての母子心中をここで採り上げている」（大塚,2004; p55）。
2. 小峰（1937）は、「東京日日新聞」の記事から親子心中の件数の変化を調べた。それによると、「明治30年代までは、年に1、2件だった母子心中が明治40年代から微増を始め、大正15年の68件」、「昭和2年に216件と急増、それ以降、毎年、200から300例の親子心中が報道されているという。また、この時期の『親子心中』の70%が『母子心中』だったとされる」（大塚,2004; p55）。
3. 「東京・板橋の集団もらい子殺し事件：1930年4月13日、当時の東京市外、板橋の岩の坂で41人もの貰い子が殺された事件が発覚した。明治・大正の頃から、そのあたりでもらい子殺しがあったらしい。（中略）この貰い子殺し事件は結末がはっきりしない。罪を担ったのは1人だけらしい」（加太こうじ,2002; p516-517）。また、3年後には次のような事件も起きている。「川俣初

太郎大量もらい子殺し事件：1933年3月10日、25人にもものぼるもらい子を次々と絞殺していた栃木県出身の川俣初太郎（33歳）が東京で逮捕された。（中略）34年9月23日、1審は求刑どおり死刑判決。これに対して川俣は控訴せず、彼の死刑は確定した」（宗田,2002;p158）。

4. 国民生活指標は1992年から大幅に改訂され、従来の8領域を使わないようになった。
5. 同じく山田（2004）によれば、2000年時点での40歳（1960年生まれ）の人の離婚経験率は約20%、また1980年代生まれの人の最終的な離婚率は30%程度と予測されている。
6. この間はわずか25年にすぎず、「この三世代のうちの人口転換を経験した社会は日本が一番最初」（落合,1997; p87）であるという。
7. 2003年の国勢調査では、団塊の世帯の約60%が子どもと同居していた（朝日新聞2005年1月11日付記事）。しかし、長谷工アーベスト（2003）が、親子の住まい方について団塊世代とその子ども世代を調べたところ、次のような興味深い結果となった。「親世帯、子世帯ともに80%が『親子で行き来しやすい所に住む』ことを希望。希望する親子の住まい方は『近居』が主流。『近居』として『親子で同一マンションに住む』ことについては、親世帯の約46%、子世帯の約54%が肯定的」（p1）。こうしたデータからも、住居に関して二世帯住宅も含めて「同居・別居」という二分法がもはや成り立たなくなっているといえよう。
8. 1977年の国民生活白書でも「ニューファミリーとオールドファミリー」の比較が取り上げられている。
9. 経済学者の松谷（2004）も、40-54歳の女性の労働力率が1976年から急速な上昇に転じていることを指摘している。

#### <引用・参考文献>

- Aries, P. (1960) 「L'Enfant et la vie familiale sous l'Ancien Regime. Plon, Paris.」（杉山光信、杉山恵美子訳（1980）「<子ども>の誕生：アンシャン・レジーム期の子供と家族生活」みすず書房）
- D.スプレイグ（2002）「サルの子育て、ヒトの子育て：人生計画の生物学」京都大学学術出版会
- Gillis, J. R. (1981) 「Youth and History: Tradition and Change in European Age Relations, 1770-Present. (Expand Student Edition)」Academic Press, Inc. London.（北本正章訳（1985）「<若者>の社会史：ヨーロッパにおける家族と年齢集団の変貌」新曜社）
- 服部 祥子（2003）「日本の社会と家族の困難」別冊 [発達] (27) ミネルヴァ書房
- 速水 融（2001）「歴史人口学で見た日本」文春新書
- 廣島 清志（1993）「若手有配偶男子の世帯形成動向：過去と未来」人口学研究16 p11-15.
- 保坂 亨（2000）「学校を欠席する子どもたち：長期欠席・不登校から学校教育を考える」東京大学出版会
- 保坂 亨 他（2004）「虐待の援助法に関する文献研究（第1報：1970年代まで）戦後日本社会の「子どもの危機的状況」という視点からの心理社会的分析 平成15年度研究報告書」子どもの虹情報研修センター
- 加太 こうじ（2002）「東京・板橋の集団もらい子殺し事件 事件・犯罪研究会編 明治大正昭和平成 事件・犯罪大辞典」東京法経学院出版
- 河原 和枝（1998）「子ども観の近代：『赤い鳥』と『童心』の理想」中公新書
- 小山 静枝（2002）「子どもたちの近代：学校教育と家庭教育」吉川弘文館

- 前田 徳晴 (2004) 「児童養護施設と虐待防止法の歴史」 子どもの虐待とネグレクト 6(3) p283-295
- 松谷 明彦 (2004) 『『人口減少経済』の新しい公式』 日本経済新聞社
- 宗田 和美 (2002) 「川俣初太郎大量もらい子殺し事件 事件・犯罪研究会編 明治大正昭和平成事件・犯罪大辞典」 東京法経学院出版
- 村上 義雄 編 (1995) 「子ども やがて悲しき50年」 太郎次郎社
- 長井 圓 (2003) 「保護処分の対象少年における行為時責任能力の要否：刑法の責任年齢との関係をめぐって」 児童青年精神医学とその近接領域 45(3) p263-267
- 中谷 瑾子 (1982) 「子殺し・親殺しの背景」 有斐閣新書
- 落合 恵美子 (1997) 「21世紀家族へ(新版)：家族の戦後体制の見かた・越えかた」 有斐閣
- 落合 恵美子 (2000) 「近代家族の曲がり角」 角川書店
- 大日向 雅美 (1999) 「子育てと出会うとき」 NHKブックス
- 大塚 英志 (2004) 『『伝統』とは何か』 ちくま新書
- Postman, P. (1982) 「The Disappearance of Childhood」 Dell Publishing Company. New York. (小柴一訳 (2001) 「子どもはもういない」 新樹社)
- 斎藤 次郎 (1998) 『『子ども』の消滅』 雲母書房
- 斎藤 茂男 (1982) 「妻たちの思秋期」 共同通信社
- 佐々木 保行 (1982) 「育児ノイローゼ」 有斐閣
- 佐藤 カツコ (1977) 「母親による子殺しとその背景」 犯罪社会学研究2 p93-105
- 高橋 重宏 (1987) 「母子心中の実態と家族関係の健康化：保健福祉学的アプローチによる研究」 川島書店
- 田間 泰子 (2001) 「母性愛という制度：子殺しと中絶のポリティクス」 勁草書房
- 山田 昌弘 (2004) 「希望格差社会」 筑摩書房
- 株式会社 長谷工アーベスト (2003) 「団塊・団塊ジュニア世代の意識調査 ～親子の住まい方と資金援助について～」  
<http://www.haseko.co.jp/hc/news/pdf/031016.pdf>

(保坂 亨)

## 第5章 まとめと総括

第1章では、80年代における我が国の社会的状況を俯瞰し、子どもの存在価値そのものが社会全体として薄らぎつつある中で、家事や育児よりも、遊びや仕事、社会的成功など家庭外へ意識が向かう一方で、家族はその閉鎖性、密室性を強めていったことをその特徴としてあげた。そうした中で、非行問題などさまざまな子どもをめぐる危機的状況の概観において、放任と密着という一見相反するふたつの傾向が同時にあげられる興味深い事実を指摘した。

第2章では、80年代における主要な児童虐待に関する文献、調査研究を概観し、医学や法律などの領域でそれぞれの専門家が危機感を持ってさまざまな調査研究を行った時代であることを確認した。その一方で、残念ながらそうした専門家同士の交流が十分でなかったこと、およびネグレクトに対する用語上、概念上の混乱があったことを問題点としてあげた。その結果、児童虐待という子どもの危機的状況に対する社会一般の認識は十分とは言えない時代であったと考察された。

第3章においては、そうした中で児童福祉の最前線とも言うべき行政機関である児童相談所が、80年代にこの児童虐待という子どもの危機的状況をとらえていたかについて、毎年の児童相談事例集に収録された事例から分析を行った。そして、児童養護問題への回帰、心理主義と社会とのズレ、児童虐待への対応の今日的課題とマスキング現象という3つの特徴を取り出した。

最後に第4章では、以上をふまえ80年代の子どもの危機的状況としての児童虐待を考える視点として、第1章でもふれた家族の問題を取り上げて考察した。基本的には近代における産業社会以降に生じた「子ども」という概念の誕生と消滅という仮説を土台として、家族社会学者である落合恵美子氏による「家族の戦後体制」の崩壊をデータに基づき紹介したことになる。それは、1980年代以降、つまりは1990年代から現在にまで続く虐待という子どもの危機的状況をとらえるにあたって、重要な前提となるべき概念と考えたからである。

これらをふまえ、冒頭の第1章でふれた、家族のあり方として、閉鎖された私的空間における、過保護、過干渉、密着など「子どもに近づいていく関係」と、家族成員の就労や楽しみ、離婚、親の家出、子の放任など「子どもから離れていく関係」といった両極の方向性が、同時に進行していた80年代というとらえ方に再び戻ることしよう。

この点については、それぞれの家族がこれら両極のどこかに分類されるのか、あるいは同一家族の中で、両極性が共存し進行しているのかは、詳細な検討が必要であろう。あるいは成員個人の中にこうした両極性が存在し、子どもとの関係で展開している可能性もある。しかし、ここではあえて今日につながる問題として、われわれは二極化説を取りたい。つまり、単純化して言えば、社会経済的に上層に位置する家族における過保護、過干渉、密着など「子どもに近づく関係」と、社会経済的に下層に位置する家庭における家庭崩壊に伴う放任など「子どもから離れていく関係」という二極化が社会の中で進行していたのではないかとわれわれは考えている。90年代以降に指摘されるようになった日本社会におけるこの二極化はすでにこの80年代に始まっていたと考えられるからである。

さらに、こうした二極化した家族においては、虐待状況を含めて家族関係の中で生じたゆがみや問



題に対して、それを修正する力が家族内外に欠落していることが指摘できる。この点、同時代に指摘されていたことは母子密着状況に対する父親の介入など家族成員同士で修正する力が欠如しているという点であろう。しかし、このとらえ方は、近代家族を前提としたものであり、第4章で考察したようにその崩壊が進んでいたことを考えると的確な現状分析から出てきたものとは言いがたい。

もう一方の家族外に目を向けると、社会全体にあるべき家庭内の問題に介入するシステムがなくなってきたことの方が重要であるとわれわれは考えている。これには家族の密閉性により家庭内で生じていることが外部から見えにくいことや、仮に外部の者が問題の存在に気づいたとしても、家庭内プライバシーに触れることへの抵抗などがあげられよう。言うならば、地域ネットワークの崩壊である。第1章でも取り上げたように、西洋式建築スタイルの扉や壁は、垣根や障子といった境界に比べて、「家の中の私性と外の公共性との境界」を明確に区分するものである。たとえば、昔の日本家屋にあった「縁側」が、あいまいな境界線として機能していたことを考えれば、そうした隣近所との「縁側の付き合い」は建物の変化とともに消えていった。80年代の大都市においてはバブル経済にともなう地上げによって、旧建造物の破壊と地域ネットワークの崩壊は急速に進行していったと言わざるを得ない。

この時代を象徴する「巣鴨子ども置き去り事件」について若穂井（1988）は、先にもふれた論文の最後で「このような悲惨な結果が生ずるまで、その異変に気付かなかった隣近所などの地域はどうなってしまったのだろうか」（p26）と疑問を呈している。この点については、小笠原（1989）が事件報道（7月22日）から約2週間後の毎日新聞記事（8月5日）を引用して、その後の経過を次のように伝えている。「なぜ、子どもの面倒をみなかった／近所に"非難"の投書、無言電話／いたたまれず、転居家族も／このマンションには十数世帯が入居しているが、葉書が来たり、無言電話がかかるようになったのは7月末から。愛媛県の匿名の女性からは『都会暮らしということはわかるが、近くに住んでいてなんとかならなかつたのか。あなたに人間として問いたい』と書かれたはがきが2通寄せられた。入居中で置き去りの子供らと似たような年齢の子がいる一家はいやがらせと事件のショックが大きかったことから、近くマンションを引っ越しすることにした」（p153）。

こうした興味深い経過を見ると、当の事件が起きたマンション住人を非難した人々は、それこそ縁側の付き合いに象徴される古き良き時代の近所の付き合いが存在する地域ネットワークをいまだ信じていたといえるだろう。しかし、現実にはそうした付き合いは高度経済成長期を通して徐々に弱まっていき、少なくとも都市部においては80年代には幻となっていたといえるだろう。第1章であげた環境白書の騒音苦情件数において、70年代は工事・事業場によるものが圧倒的に多かったのに対して、80年から「家庭生活」の項目が設けられ、80年の4.3%から90年の8.4%へと倍増したという事実がそれを物語っている。

こうした家庭の密室化によって見えにくくなった虐待という子どもの危機的状況に対して、家族の問題としてこれをとらえることは、進行する近代家族の崩壊＝「家族の戦後体制の崩壊」という実態にそぐわないものになりつつあったと言わざるを得ない。いわば、すでに消えつつある「家族」という幻想にすがっていたとも言えるかもしれない。また、一方でやはり消えつつあった地域ネットワークという幻想も存在していた。こうした点で、先にあげた二極化したどちらの家庭の内外においても、

実状とは離れた、古き良き過去の姿（＝幻想）にすぎるといふ同じような構図が指摘できよう。

従来から虐待の背景として必ずあげられる核家族も、すでに第4章で確認したように、こうした幻想としての構図におさまるものといえよう。見えにくい虐待において問題なのは、核家族という形態にあるのではなく、たとえどんな家族形態にせよ、近隣ネットワークやその代替となる親族ネットワークを持たない孤立した関係の中で、抑止力がなくなり、第三者の目が届かなくなることであろう。したがって、孤立した関係への介入（＝援助）という視点が重要になってくる。

このように80年代を総括すると、続く90年代は児童虐待という家庭内の問題に対して、第三者が少しずつ介入を試み始めた時代であるということが可能であろう。児童虐待を軸に、社会と家族との関係に変化がみられ始めた時代ともいえよう。その萌芽が80年代末から見られる大阪市および大阪府における虐待防止活動であり、その活動が日本で最初の児童虐待専門の民間団体である「児童虐待防止協会」設立として実を結ぶことになる（吉田他,2005）。90年代以降の分析にあたっては、この家族と社会との関係性、および家庭内への第三者の介入システムの展開に視点をおいて検討したいとわれわれは考えている。

#### <引用・参考文献>

児童虐待防止制度研究会編（1993）「子どもの虐待防止」朱鷺書房

小笠原 和彦（1989）「少年『犯罪』シンドローム」現代書館

津崎 哲郎（1992）「子どもの虐待」朱鷺書房

吉田 恒雄 他（2005）「虐待の援助法に関する文献研究 児童虐待に関する法制度および法学文献資料の研究 第1期（1980年から1990年まで）」子どもの虹情報研修センター（印刷中）

資料1 1970—1990年に見られる子どもの危機的状況を中心とした主な出来事

	子どもの「危機的状況」に関する主な出来事	法制度・施策
1970 (昭45)	コインロッカーベビー事件 2件 「予定外の子」と夫婦で3歳の子を虐待し殺す(千葉)、酒乱の父親が赤ちゃんを振り回し殺す(大阪)など 計32件(うち無理心中:3件)	里親数ピーク時('58)の半数(4,729)に
1971	日本マクドナルドが銀座に第1号店をオープン 外食化が進む 第2次ベビーブーム(~'74) コインロッカーベビー事件 3件 睡眠薬中毒の20才妻、幻覚でわが子殴り重体(東京)、若い母、先妻の子を虐待殺し逮捕(大阪)、遺産もらえぬと父、三児を殺す(奈良)など 計40件(うち無理心中:3件)	児童手当法公布(全国で児童手当制度 3,000円/月)
1972	コインロッカーベビー事件 8件 ベビーホテル繁盛 東京で捨て子ラッシュ(90人) 父、2児を1年半小屋に監禁、死の寸前救出(山梨)、自宅を釘付け2児置き去り、母逮捕(群馬)、心労の母、泣く幼女を棒で殴殺(徳島)など 計45件(うち無理心中:13件)	
1973	コインロッカーベビー事件 46件 全国乳児院 未婚の母の子1割(316人) 赤ちゃん斃命事件(宮城)(産婦人科医が中絶を希望する女性を説得して出産させ、子どもの恵まれない夫婦に「実子」として斃命) 尊属殺人罪重罰規定違憲判決(性的虐待を受けた娘が父を殺害。初めて尊属殺人罪規定が無効とされる) 自殺の低年齢化が社会問題となる 厚生省「児童の虐待、遺棄、殺人事件調査」を実施 夫婦喧嘩の腹いせに父が娘を殺す(兵庫)、むすかる乳児に逆上、母が馬乗りになって殺す(神奈川)、新しい愛人で来た母、幼女を邪魔と殺す(埼玉)など 計47件(うち無理心中:16件)	厚生省 養護施設入所児童の高校進学を認める
1974	高校進学率90.8% 中卒就職率7.7%に低下 『ローラ、叫んでごらん—フライパンで焼かれた少女の物語』がベストセラーになる 泣きやまぬと母、双子の赤ちゃん殺す(福島)、愛人と同居、邪魔と娘殺す(富山)、離婚話こじれ、父、乳児を殺す(神奈川)など 計39件(うち無理心中:15件)	
1975 (昭50)	乳児死亡数(1年未満) 2万人を割る(19,103人) 初の0歳児専門公立保育所開設(東京) 泣き叫ぶわが子を茶箱に入れて殺し埋める(神奈川)、父、泣き止まぬわが子を感電死させる(東京)、夫婦喧嘩の面当てに、父がわが子を殺す(鹿児島)など 計38件(うち無理心中:9件)	育児休業法公布
1976	大学進学率38.6% 父、2歳のわが子を木刀で殴殺(東京)、新しい愛人で、子ども邪魔と餓死させる(静岡)、赤ちゃんの夜泣き苦に子連れ心中(大阪)など 計37件(うち無理心中:15件)	児童扶養手当支給年齢を18歳未満に引き上げ
1977	「岸辺のアルバム」が放送され高視聴率を得る 「ニューファミリー」が流行語となる 小学生26.6% 中学生38%が通塾(文部省) 家庭内暴力に疲れ果てた父が高2息子を殺害(東京)、うるさいとごみ箱に入れられ赤ちゃん窒息死(広島)、子連れ逃亡、長男は学校に行けず次男は栄養失調死、父逮捕(神奈川)など 計40件(うち無理心中:9件)	児童福祉法一部改正(「保父」を認可) 一歳半健診開始
1978	家庭内暴力顕在化 合計特殊出生率1.89 暴走族少女リンチ事件(初の少女のみ暴走族摘発、神奈川) 父が酔って娘を投げ殺す(奈良)、父親が赤ちゃんに噛みついて殺害(福岡)、別れた夫への恨み、2歳のわが子を折檻餓死させた母親逮捕(北海道)、母、二児をトイレに投げ込み殺す(新潟)など 計56件(うち無理心中:31件)	
1979	育児に悩んだ母、赤ちゃん殺す(大阪)、3歳の子を折檻死させた父、逮捕(兵庫)、育児疲れ、赤ちゃん殺す(愛媛)、近所付き合いに悩み、母子心中(埼玉)など 計64件(うち無理心中:38件) サラ金など生活苦による一家心中多数	国際児童年
1980 (昭55)	校内暴力1,558件 家庭内暴力1,025件(警察庁) 予備校生が金属バットで両親を殺害(神奈川) 総理府「家庭内暴力に関する調査研究」 育児ノイローゼで母子4人心中(山形)、歩道に生後10ヶ月の赤ちゃんが捨てられる(兵庫)、17歳、同姓の邪魔とわが子を殺す(埼玉)、父親がおねしょした5歳長女を折檻死(茨城)など 計60件(うち無理心中:28件)	
1981	校内暴力ピーク(~'83) 育児に疲れた母、二児を絞殺し自殺(群馬)、わが子を折檻し全身ヤケドを負わせた父逮捕(京都)、高校入試に失敗と誤解、母子心中(広島)、登校拒否の中学生のわが子を殺し、母も自殺(和歌山)、暴力振るうわが子の将来を思いあぐね、父が殺す(大阪)など 計59件(うち無理心中:29件)	
1982	乳児死亡率が世界最低となる(出生1,000人当たり6.6人) 18歳の母、夜泣きの赤ちゃんに布団かけ死なす(大阪)、覚せい剤中毒の母、水につけたり乳児を折檻(京都)、食事を与えずわが子を殺した両親逮捕(茨城)、いじめられ登校拒否の息子に思い余り、母が殺す(神奈川)父が家庭内暴力の息子を刺殺(兵庫)など 計52件(うち無理心中:24件)	

	子どもの「危機的状況」に関する主な出来事	法制度・施策
1983	ファミコンの発売開始 中学生ホームレス襲撃事件(神奈川) 少年非行 戦後第3のピーク(警視庁) いじめの仕返しに男子高校生、同級生に重症負わせる(愛媛) 戸塚ヨットスクール校長傷害致死容疑で逮捕 文部省 校内暴力についての初の全国実態調査を実施 日本児童問題調査会「家庭内児童虐待調査」を実施 育児疲れで母が赤ちゃんを窒息させる(大阪)、寝起き悪いと3歳の子を折檻死させ、父逮捕(兵庫)、生まれた子5人を次々殺し隠していた母逮捕(北海道)、私立か公立かで対立、母が小6の息子を殺し、自殺(東京)など 計52件(うち無理心中:24件)	
1984	小中学校でいじめが頻発 同級生2人でいじめ加害者を殺害(大阪) 警察庁 初めていじめによる事件数を発表(84年:531件) 育児疲れの母、赤ちゃんを殺す(愛媛)、赤ちゃんの泣き声静めようと口にガーゼ、死なせた母逮捕(兵庫)、神のお告げと母が9歳の長女を殺す(愛知)、懐かぬ生後11ヶ月のわが子を父が折檻死させる(東京)、母、家庭内暴力の長男を刺し心中切り、娘に止められて自首(東京)、進学問題で悩んだ母、6歳の長女を殺す(神奈川)など 計65件(うち無理心中:35件)	
1985 (昭60)	円高傾向と原油価格の大幅な下落(バブル期へ) 一時保護所で宿直中の保母が保護中少女2人に殺害される(愛知) 警察庁「警察白書」の中で始めて「いじめ」が項目としてとりあげられる(84年度:531件) 児童虐待調査研究会が「児童虐待」を刊行 日本児童問題調査会が養護施設児童の人権に関する調査を報告 厚生省児童家庭局長通知「児童相談所の設置形態等について」が出される 赤ちゃんの夜泣きに悩む母、石・針・防虫剤飲ませ死なす(岡山)、21歳の父が寝付き悪いと2歳のわが子を折檻死殺す(高知)、帰宅遅い、成績悪いと母が小5女児を折檻死(埼玉)など 計27件(うち無理心中:8件)	男女雇用機会均等法公布
1986	コンビニエンスストアが急増 「DINKS(共働きで子を持たない主義の夫婦)」が流行語となる いじめを苦に自殺(東京・香川) アイドルあと追い自殺事件 東京で4月までに誘拐事件4件発生 女子中・高生のテレクラ利用が激増 警察庁 いじめが原因と思われる自殺 '84は7人、'85は9人と報告(「昭和61年 警察白書」) 文部省「いじめ体罰実態調査」を発表 母、育児とローン苦に2児を連れ無理心中(奈良)、何回もおもらしと母、2歳の子を投げつけ殺す(兵庫)、夫の浮気に妻が赤ちゃんを殺す(千葉)母、家庭内暴力の17歳の息子を殺し逮捕(東京)父、家庭内暴力の息子を殺す(大阪)など 計40件(うち無理心中:24件)	行革一括法
1987	携帯電話の発売開始 育児疲れの母、2階から赤ちゃん投げる(神奈川)、生後3ヶ月の子をほったらかし、覚せい剤中毒の母逮捕(大阪)、夜泣きに腹を立てた父、生後8ヶ月の子の口に粘着テープを貼り死なす(岡山)、教育に悩んだ母が二女を道連れ無理心中(和歌山)など 計43件(うち無理心中:22件)	特別養子制度創設
1988	サラリーマンの妻のうち専業主婦が50%を割る 日本の総人口に占める15歳未満の子どもが20%を割る 親から虐待された子ども、半年間で全国1,039人(全国児童相談所長会「子どもの人権侵害事例調査」) 幼児連続誘拐殺人事件 母蒸発し4兄弟が自炊、栄養失調で学校へも行けず。うち幼児の死体見つかる(東京)、育児疲れで、20歳の母が1歳のわが子を殺す(大阪)、むずかる1歳の息子を母が殺す(兵庫)など 計31件(うち無理心中:12件)	
1989 (平1)	大学・短大への進学率が男女逆転(男子35.2% 女子37.4%) 女子高校生殺害コンクリート詰め事件(東京) 児童虐待が年間2000人となる(読売新聞 6月10日) 4歳のわが子を折檻死させ、1ヶ月放置していた母逮捕(宮城)、愛人の1歳7ヶ月の女児を殺して埋めた、20歳の男逮捕(千葉)、母に乱暴した18歳のわが子を父が刺し殺す(大阪)など 計19件(うち無理心中:4件) *1989.1月~10月まで	国連『児童の権利条約』を採択
1990	児童虐待防止協会が設立	

\* 児童虐待に関係する事件……斜字 出典:山本 健治(1989)「[年表]子どもの事件 1945-1989」柘植書房

資料2 戦後日本における児童虐待問題関連文献・研究等の年代別リスト

\* 研究論文・学術専門雑誌論文……黒 一般雑誌記事……薄 専門図書および一般和書……斜字

戦後日本における文献	
1949	厚生省児童局「児童のケースワーク事例集」第1集
1950	厚生省児童局「児童のケースワーク事例集」第2集
1951	厚生省児童局「児童のケースワーク事例集」第3集
1952	厚生省児童局「児童のケースワーク事例集」第4集
1953	厚生省児童局「児童のケースワーク事例集」第5集
1954	厚生省児童局「児童のケースワーク事例集」第6集
1955	厚生省児童局「児童のケースワーク事例集」第7集
1956	厚生省児童局「児童のケースワーク事例集」第8集
1957	厚生省児童局「児童のケースワーク事例集」第9集 久保 撰二 「近親相姦に関する研究」廣島醫學 5(12) 「英国の児童虐待防止について」青少年問題 4(9)
1958	厚生省児童局「児童のケースワーク事例集」第10集
1959	厚生省児童局「児童のケースワーク事例集」第11集
1960	厚生省児童局「児童のケースワーク事例集」第12集 安部 忠夫 他 『「実子殺し」の一例—被害者の人格と加害者の人格と加害者の人格および犯行に際しての心理的過程について』犯罪学雑誌26(1)
1961	厚生省児童局「児童のケースワーク事例集」第13集
1962	厚生省児童局「児童のケースワーク事例集」第14集
1963	厚生省児童局「児童のケースワーク事例集」第15集
1964	厚生省児童家庭局「児童ケースワーク事例集」第16集
1965	厚生省児童家庭局「児童ケースワーク事例集」第17集
1966	厚生省児童家庭局「児童ケースワーク事例集」第18集 黒川 慧 「米国の児童虐待に関する一研究」青少年問題 13(6)
1967	厚生省児童家庭局「児童ケースワーク事例集」第19集
1968	厚生省児童家庭局「児童ケースワーク事例集」第20集
1969	今村 重孝 「Deprivation Syndromeについて」小児科 10 厚生省児童家庭局「児童相談事例集」第1集
1970	厚生省児童家庭局「児童相談事例集」第2集
1971	池田 由子 他 「双生児の人格発達の研究4 精神衛生の立場から見た双生児の母親の研究」精神衛生研究 19 厚生省児童家庭局「児童相談事例集」第3集 佐竹 良夫 「小児の虐待: Battered-Child Syndrome」小児科診療 34 山中 樹 他 「Deprivation dwarfismと思われる症例」小児科診療 34
1972	厚生省児童家庭局「児童相談事例集」第4集 西田 博文 他 「長年、社会から遮断されて育った3きょうだい」精神医学 14(8) 「<特集>日本人の歪められた性と幼児虐待」潮 151
1973	小林 登 「幼児虐待 社会小児科学の立場から」からだの科学 52 厚生省児童家庭局「児童相談事例集」第5集 中谷 瑾子 「幼児殺傷・遺棄」ジュリスト 540 新田 康郎 他 「被虐待児症候群について」日医新報 2569 立花 隆 「子殺しの未来学」文藝春秋 1月号 谷田貝 公昭 他 「子どもの虐待について: その1『親による子殺し』」日本保育学会大会研究論文集 (26) 田野 稔郎 「Deprivation Syndrome」小児内科 5
1974	橋本 清 「被虐待児症候群」小児科 15(10) 厚生省児童家庭局「児童相談事例集」第6集 来栖 瑛子 「子どもの養育に関する社会病理的考察—嬰兒殺および児童の遺棄、虐待などをめぐって」ジュリスト 577 厚生省児童家庭局 「児童の虐待、遺棄、殺害に関する調査結果」厚生 29 長畑 正道 「被虐待児症候群—Battered Child Syndrome」小児科診療 37 新田 康郎 他 「Battered Child」小児科診療 37(6) 諏訪 城三 「被虐待児症候群8例の臨床的観察」第7回日本小児科学会総会 高橋 種昭 他 「母親の児童に対する虐待に関する調査研究」日本保育学会大会研究論文集 (27) 土屋 真一 「嬰兒殺に関する研究」警察研究 45(7) 土屋 真一 他 「嬰兒殺に関する研究」法務省総合研究所研究紀要 (17)

戦後日本における文献	
1975 (昭50)	厚生省児童家庭局「児童の虐待、遺棄、殺害事件に関する調査」 ※日本児童問題調査会「児童虐待」(1985)に再掲 厚生省児童家庭局「児童相談事例集」第7集 越永 重四郎 他 「戦後における親子心中の実態」厚生 の 指標 22(13) 大久保 修 「Emotional Deprivation(情緒剥奪)の1症例」小児科診療 38(6) 諏訪 城三 「被虐待児症候群」小児科 16(4)
1976	藤井 千穂 他 「多発外傷」臨床医 2 石川 功一 「被虐待児についての一考察」福祉研究 34 厚生省児童家庭局「児童相談事例集」第8集 大阪児童相談所 「虐待を受けた児童とその家族の調査」大阪府児童相談所紀要Ⅱ
1977	安藤 公子 「なぜ実母が虐待するのか?」月刊福祉 60(11) 遠藤 みどり 「養育障害児症候群(Deprivation syndrome)」日本臨床 35(春季増刊号) 藤土 圭二 「子どもを拒否する親—養育拒否の心理」教育と医学 25(4) 橋本 清 「被虐待児症候群」小児科 18(12) 飯田 喜彦 「被虐待児症候群(Battered Child Syndrome)について」日本臨床 35(春季増刊号) 池田 由子 「児童虐待の問題について—精神衛生と福祉の立場から」精神医学 19(9) 石浜 淳美 他 「近親相姦とその問題点 <特集>思春期」小児科 18(7) 石川 稔 「子の監護・保育をめぐる家庭と国」ジュリスト増刊総合特集 6 児玉 浩子 他 「Deprivation syndromeおよびBattered child syndromeについて—共通する発生要因および社会的背景についての考察」 日本小児科学会雑誌 81(7) 厚生省児童家庭局「児童相談事例集」第9集 黒川 慧 「イギリスの児童虐待の研究事例(海外報告)」青少年問題研究 25(4) 来栖 瑛子 他 「東京における子殺しの実態 戦後22年間(昭和25~46年)の動向」ケース研究 160 村田 豊久 「被虐待児症候群(The Battered Child Syndrome)」教育と医学 25(4) 西岡 和男 「小児虐待—児童相談所における症例の検討—」小児保健研究 36 西田 博文 「社会隔絶下に育てられた子どもたち」教育と医学 25(4) 佐藤 カツコ 「母親による子殺しとその背景」犯罪社会学研究 (2) 高木 隆郎 「母性愛剥奪症候群」教育と医学 25(4)  池田 由子 編著 『児童精神衛生相談の実際』医学書院 稲村 博 『子殺し:その精神病理』誠信書房 ジーン・レンボイツ著/沢村 謙 久保 純章訳 『幼児虐待 原因と予防 (こころのライブラリー5)』星和書店
1978	林 千代 「戦後にみる母子寮の歩みと課題」母子研究 1 池田 由子 「児童精神衛生における最近の問題について」社会精神医学 1(2) 厚生省児童家庭局「児童相談事例集」第10集 西岡 和男 他 「小児虐待—治療上の問題について」小児保健研究 36(4) 大久保 修 「情緒剥奪(Emotional deprivation)」小児内科 10 龍野 嘉紹 他 「被虐待児(Battered Child)の司法解剖例の検討」日本法医学雑誌 32(1) 津崎 哲郎 「近親相姦の家族特性と処遇—児童相談所が対応した父子相姦の事例研究—」少年輔導 23(6) 「<特集>近親相姦」現代思想 6(6)
1979	荒川 和敬 他 「性受難時代に生きる少年少女たち」あけぼの 24(7) 福島 章他 「幼児虐待と死の本能—1鑑定例の精神分析的考察—」季刊精神療法 5(1) 池田 由子 他 「被虐待児の研究 その1 事例を通してみた処遇の問題点について」精神衛生研究 26 川名 紀美 『密室の中の母子』に見る病める家庭の素顔』朝日ジャーナル 21(37) 厚生省児童家庭局「児童相談事例集」第11集 久保 純章 「子育てにおける病理—児童虐待の2つのケースを巡って」教育と医学 27(1) 宮 淑子 「孤立の中に沈む母と子—『母子相姦』を追って—」月刊教育の森 4(12) 森川 昭広 「被虐待児症候群の一例」北関東医学 29(3) 長屋 正男 他 「被虐待児の心理的特性の検討【Ⅱ】ロールシャッハテストについて」関西心理学会第91回大会発表論文集 西川 祐一 「幼児虐待症候群」教育と医学 27(2) 西尾 博他 「被虐待児の心理的特性の検討【1】バウムテストについて」日本教育心理学会第21回総会発表論文集 小田 晋 「父殺し・子殺しの歴史犯罪学的考察」教育と医学 27(7) 佐々木 正美 「被虐待児症候群」臨床精神医学 8 津田 浩一 「被虐待児の心理的特定の検討【Ⅲ】三つの願いとProjective Question について」関西心理学会第91回大会発表論文集 全国養護施設協議会人権問題特別委員会 「親権を問う!!」季刊児童養護 国際児童年記念特集号  池田 由子 『児童虐待の病理と臨床』金剛出版 石川 稔 『児童虐待—その法的対応—』現代家族法大系 3』有斐閣 来栖 瑛子 『子殺しの実態』現代家族法体系 3』有斐閣 中谷 理子 『子殺しに対する法の役割』現代家族法体系 3』有斐閣
1980 (昭55)	平木 典子 「アメリカ報告:100万件の子供虐待」婦人公論 65(3) 神田 瑞穂 「被虐待児の司法解剖例調査、再鑑定に関する調査および医療事故死例検例調査」日本法医学雑誌 34(3) 厚生省児童家庭局「児童相談事例集」第12集 久保 純章 「児童虐待について」青少年問題研究 29 村岡 末広 「急増する崩壊家庭の実態」婦人公論 65(3) 村岡 末広 「養護施設児童の人権と親権について」ケース研究 (181) 大内津 恵子 「親権の濫用と親権の喪失」現代のエスプリ 206 佐野 健吾 「児童虐待と親権問題—主として体罰と懲戒権をめぐる」教育30(2) 曾我 啓一 他 「最近経験した被虐待児症候群について」小児科臨床33(8) 杉山 素子 他 「被虐待児の実態、処遇、発生予防に対する保健、医療、福祉機関との連携活動に関する研究」子ども医療センター医学誌 9(1) 諏訪 城三 「被虐待児症候群が急増!!」婦人公論 65(7) 丹野 喜久子 「親権と子どもの人権—養護施設児童の実態から考える」月刊福祉 63(1) 鐘 幹八郎 「家庭内暴力はどのように起こるか」現代のエスプリ別冊 臨床社会心理学 我妻 洋 「現代アメリカ社会の病理 児童虐待の例にみる」サイコロジー 1(5)  川名 紀美 『密室の母と子』潮出版 佐々木 保行 『日本の子殺しの研究』高文堂出版社 高橋 美幸 『母子相姦幻想の虚実』『引き裂かれた性』現代評論社 全国社会福祉協議会養護施設協議会 『親権と子どもの人権』全国社会福祉協議会

戦後日本における文献	
1981	<p>           繁田 進 「母子寮と収容施設—母子分離と母子密着をめぐって」 母子研究 2            池田 由子 「親の暴力—児童虐待—」 臨床精神医学 10            池田 由子 「親への暴力」 臨床精神医学 10(9)            小松 教之 他 「被虐待児の心理的特性: ロールシャッハ法を中心として」 京都教育大学紀要 人文・社会 59            厚生省児童家庭局 「児童相談事例集」 第13集            黒田 曜子 「被虐待児屍の解剖所見について」 日本法医学雑誌 35            桑原 洋子 「親の児童虐待と児童福祉法」 家庭の友 33(3)            内藤 道興 「乳幼児突然死の本態についての考察」 日本法医学雑誌 35(3)            内藤 道興 「幼児虐待(Child Abuse)の研究」 犯罪学雑誌 47(5-6)            中谷 瑾子 「ボワソナドと謙抑主義—近親相姦非犯罪化のルーツ」 時の法令 1101            野田 愛子 「子の福祉をめぐる諸問題」 ケース研究 182            岡田 隆介 「養護施設から家庭引きとり後におこった被虐待児症候群について」 児童青年精神医学とその近接領域 22(3)            R.J.ゲレス 「現代アメリカの家庭における小児虐待」 現代のエスプリ(166)            島崎 修次 他 「Battered child syndrome」 救急医学 5            我妻 洋 「アメリカの近親相姦」 サイコロジー 2(19)            米倉 明 「子どもの虐待(一)」 法学教室 10            米倉 明 「子どもの虐待(二)」 法学教室 11            「座談会: 親による子の虐待事件をめぐって—その実例/背景/対策」 ケース研究 (187)         </p> <p> <i>日本子どもを守る会</i>  <i>「子捨て・子殺し」; 『子ども白書 1981年度版』 草土文化</i> </p>
1982	<p>           秋本 辰雄 他 「密室の中の母子」 教育と医学 30(3)            浅見 公子 「アメリカにおける子どもの虐待・遺棄の事例」 成城法学 12            馬場 一雄 「未熟児出生児で被虐待児症候群と思われた一症例」 厚生省心身障害研究            池田 由子 他 「被虐待児の研究 その2 被虐待多胎児の事例研究」 精神衛生研究 29            厚生省児童家庭局 「児童相談事例集」 第14集            増田 周二 「児童虐待における性的暴力の研究」 四国学院大学論集 52            中村 好子 「子の虐待—子どもと法律」 法学セミナー 26(6)            日本法医学会 課題調査委員会            「被虐待児の司法解剖例集録」 日本法医学雑誌 36(5)         </p> <p> <i>荒川 和敬 『加害の母性—“母性”は子どもの能力を壊す』 ゆまにて</i> </p>
1983	<p>           藤田 浩 「New York v. Ferber.458 U.S.747, 102S.Ct.3345,1982—チャイルド・ホルノの規制は第一修正に違反しない」 アメリカ法 1983(2)            厚生省児童家庭局 「児童相談事例集」 第15集            長畑 正道 「被虐待児症候群—小児の身体的、情緒的虐待—」 小児医学 16            関 哲夫 「児童ホルノ頒布の規制と修正1条(アメリカの刑事新判例紹介77)」 判例タイムズ 506            高田 知恵子 他 「群馬県における児童虐待の諸側面について」 群馬大学医療技術短期大学部紀要 4            竹内 徹 他 「被虐待児症候群」 小児内科 15(3)            「子供ホルノの頒布等を禁ずる規制の合憲性—New York v.Ferber102S.Ct.3348(1982)」 ジュリスト (802)         </p> <p> <i>&lt;特集&gt;「被虐待児」 小児看護 6(6) *掲載順</i>            家常 恵 「被虐待児の現況とその問題点」            亀井 クニ子 他 「実母による被虐待児の看護を経験して」            高橋 京子 他 「被虐待児症候群幼児の成長発達へのかかわり」            陣田 泰子 「硬膜下血腫をくり返した事例をとおして」            本多 和子 他 「知識不足の育児から慢性胃炎を起こした乳児の看護」            奥原 芳子 「被虐待児症候群児の家族へのかかわり」            工藤 とし 他 「母親に拒否反応を示す児へのかかわり」            遠藤 幸子 他 「被虐待児症候群児の死に至る奇跡」            水守 法子 他 「被虐待児症候群(母性剥奪症候群)の子の看護をとおして」            池田 由子 「児童虐待の診断と治療をめぐって」            石川 知子 「被虐待児の家族的社会的背景」            西川 祐一 「親の性的暴行」            中谷 瑾子 「被虐待児と法律」            池田 由子 「児童虐待をめぐる海外の状況について」         </p> <p> <i>熊谷 文枝 『アメリカの家庭内暴力—子供・夫・妻・親虐待の実態—』 サイエンス社</i> </p>
1984	<p>           池田 由子 「実態報告 幼児虐待の日本的事情」 婦人公論 69(10)            厚生省児童家庭局 「児童相談事例集」 第16集            中谷 瑾子 「性行為に対する刑事規制の限界—特に姦通罪と近親相姦について」 杏林社会科学研究            佐橋 文寿 「日本の児童虐待について」 鶴見大学紀要 第3部 保育・保健歯科編 21            関 恒明 他 「被虐待児症候群における胎仮性嚢胞の1例」 小児内科 16            城山 昇 「幼児虐待(チャイルド・アブユーズ)—アメリカ社会の一段面」 文化評論 281            諏訪 城三 「被虐待児」 小児科診療 47            鶴田 光敏 他 「被虐待児症候群—症例報告と文献的考察—」 小児科 25            吉川 俊夫 他 「被虐待児の1例」 小児科 25         </p> <p> <i>&lt;特集&gt;「被虐待児症候群」 現代のエスプリ 206 *掲載順</i>            池田 由子 「概説・被虐待児症候群」            畠山 富而 「実験育児学」            大久保 修 「愛情剥奪症候群」            諏訪 城三 「愛情剥奪性(母性剥奪性)小人症の内分分泌学」            福島 章 他 「幼児虐待の一精神鑑定例」            内藤 道興 「幼児虐待(Child Abuse)の研究」            石川 知子 「被虐待児の家族的社会的背景」            池田 由子 他 「被虐待児の事例研究」            遠藤 幸子 他 「被虐待児症候群児の死に至る奇跡—極小双胎未熟児M子ちゃん、M枝ちゃんの場合」            南風原 幸子 他 「子どもを代理としたMunchausen症候群」            池田 由子 「ある被虐待児と親の治療例」            西川 祐一 「親の性的暴行」            大内 津恵子 「親権の濫用と親権の喪失」            中川 高男 「欧米における最近の親権の動向」         </p> <p> <i>南 博 『家庭内性愛』 朝日出版社</i>  <i>中谷 瑾子 「児童虐待と刑事規制の限界」; 『岡藤重光博士古稀祝賀論文集 3』</i>  <i>佐藤 紀子 「被虐待児症候群の家族関係」; 『心の健康と家族(家族心理学年報2)』 金子書房</i> </p>

戦後日本における文献	
1985 (昭60)	<p>荒木 和久 「いじめ、虐待に対する対処の仕方」教育と医学 33(9)</p> <p>江橋 崇 「児童モデルポルノの規制と表現の自由」ジュリスト(828)</p> <p>藤井 和子 「性的虐待とその家族」精神衛生研究 32</p> <p>井垣 章二 「児童虐待の家族と社会」同志社大学人文学会 評論・社会科学 (26)</p> <p>池田 由子 「被虐待児症候群」教育と医学 33(9)</p> <p>池田 由子 「児童虐待と母性喪失」養護MOOK 21</p> <p>池田 由子 「児童虐待に関する最近の資料について」精神衛生研究 32</p> <p>南風原 幸子 他 「子供を代理としたMunchausen 症候群」小児の精神と神経 25(1)</p> <p>厚生省児童家庭局「児童相談事例集」第17集</p> <p>黒川 慧 「アメリカの少年少女の売春」青少年問題 32(5)</p> <p>中沢 たえこ 他 「親子関係の診断と治療」安田専門講座</p> <p>日本児童問題調査会 「児童虐待—昭和58年度全国児童相談所における家庭内児童虐待調査を中心として」 (付 昭和48年度「児童の虐待、遺棄、殺害事件に関する調査結果について」)</p> <p>篠崎 昌子 他 「被虐待児症候群へのアプローチ—ある症例検討を通じて」小児科 26</p> <p>塩野 寛他 「被虐待児症候群の剖検例12例の法医学的検討」日本法医学雑誌 39(5)</p> <p>杉山 登志郎 「児童虐待へのチーム医療—治療チームを作成して治療を行った1症例」小児の精神と神経 25</p> <p>田村 健二 「家庭内児童虐待の実態」教育と医学 33(9)</p> <p>田村 健二 「“児童虐待”の実態調査について」児童手当 15(7)</p> <p>田村 健二 「思春期における児童虐待の現状」世界の児童と母性 19</p> <p>佐藤 紀子 『白雪姫コンプレックス』金子書房</p> <p>芥藤 学 『アルコール依存症の精神病理』金剛出版</p> <p>関口 博久 他 「近接領域との連携上の問題—被虐待児の処遇をめぐって」、『児童精神科臨床 5 発達・社会・展望』星和書店</p> <p>滝野 功 「禁じられた性—日本人の近親相姦・近親相愛—」、『日本人の深層分析3・エロスの深層』有斐閣</p> <p>我妻 洋 『家族の崩壊』文藝春秋</p>
1986	<p>江幡 玲子 「非行・性非行—盗み・性的被害の事例」小児内科 18</p> <p>本城 秀次 「幼児期に虐待を受けた—児童症例の精神病理学的考察」児童青年精神医学とその近接領域 27(4)</p> <p>池田 由子 「被虐待児症候群」からだの科学 130</p> <p>池田 由子 他 「児童虐待調査から見た母子関係」昭和60年度厚生省心身障害研究[母子相互作用の臨床応用に関する研究]</p> <p>出海 光子 「非行少女における親の暴力体験」刑政 97(4)</p> <p>井上 登生 「被虐待児症候群とその背景に関する一考察」日本小児科学会雑誌 22(7)</p> <p>乾 吉佑代表 「家族の深刻な過大にどう関わるか—母の虐待とケースワーク」ソーシャルワーク研究 12(2)</p> <p>菊池 憲一 「ここまで来た幼児虐待」潮 323</p> <p>小林 登他 「被虐待児症候群実態調査」昭和60年度厚生省心身障害研究[母子相互作用の臨床応用に関する研究]</p> <p>小平 隆太郎 他 「神経皮膚黒色症にchild abuseを合併した1症例」小児の精神と神経 26</p> <p>松永 伸彦 「被虐待児症候群の1症例」眼臨 80</p> <p>厚生省児童家庭局「児童相談事例集」第18集</p> <p>南 博 「性的虐待 妻への不満が“家庭内性愛”の温床生む」世界週報 67(38)</p> <p>長嶋 完二 「Deprivation syndrome」小児内科 18</p> <p>中谷 瑾子 「子ども的人権と刑事規制—刑法・少年法・児童福祉法・青少年保護条例」ジュリスト増刊号総合特集 43</p> <p>中谷 瑾子 「少女の性的虐待と法制上の問題点」現代のエスプリ 230</p> <p>小野 星吾 他 「愛情遮断性小人症の1例—被虐待児症候群との差異—」小児科診療 49</p> <p>レイザー(j.i.) 他 「婦人保護施設の子どもたち 全国児童虐待放任対策センターの調査から」子どもと家庭 23(8)</p> <p>関口 博久 他 「児童虐待の実態調査および予後に関する研究(第1報)」研究助成論文集(安田生命社会事業団) 22</p> <p>曾我 啓一 他 「被虐待児症候群の自験例について」小児科診療 49</p> <p>甘菜 昌子 他 「被虐待児をめぐる社会病理」精神科MOOK 14</p> <p>山下 克知 「児童虐待について」関西非行問題研究 11</p> <p>アイン・ホース他著/木村 三生夫訳 『ホケットカーナイト[小児科]』丸善</p> <p>ウィルヘルム・ライヒ他著/幾島 幸子訳 『未来の子どもたち—性の病理を防ぐために』思索社</p>
1987	<p>秋元 美世 「虐待児の保護をめぐるイギリス裁判手続(「家族と法」研究レポート12)」判例タイムズ (626)</p> <p>深田 きよ 「体罰・暴力を振るう親」児童心理 41(13)</p> <p>早川 武夫 「性犯罪と子供たち(アメリカ法の最前線)」法学セミナー 32(2)</p> <p>Howard Deborah 「児童虐待事件とその救済—米国アラスカ州における児童保護訴訟手続の概要」少年補導 32(6)</p> <p>池田 由子 「乳幼児虐待の現状と展望—家族精神医学の観点から—」精神科MOOK (17)</p> <p>井上 登生 「Munchausen Syndrome by proxy (自験例を通して一考察)」日本小児科学会雑誌 91(5)</p> <p>川嶋 浩一郎 他 「思春期男児に発症したMunchausen syndrome proxy」小児科 28</p> <p>菊池 憲一 「“家庭”という名の密室で静かに増え続ける愛情剥奪症候群(日本)」Asahi Journal 29(35)</p> <p>君塚 葵 「被虐待児症候群」日本臨床 45(春季特集号)</p> <p>厚生省児童家庭局「児童相談事例集」第19集</p> <p>松井 一郎 他 「親子関係の失調に関する社会病理的研究—小児医療の場における被虐待児の実態」 昭和61年度 厚生省心身障害研究[家庭保健と小児の成長・発達に関する総合的研究]</p> <p>内藤 和美 「被虐待児症候群実態調査の報告」小児科診療 50(3)</p> <p>内藤 和美 「わが国における被虐待児症候群 小児医療現場における実態」世界の児童と母性 22</p> <p>納谷 保子 他 「被虐待児症候群の臨床と予後」小児科臨床 40(6)</p> <p>佐藤 紀子 「増える被虐待児症候群とは 白雪姫コンプレックス」児童心理 41(1)</p> <p>関口 博久 他 「児童虐待の実態調査および予後に関する研究(第2報)」研究助成論文集(安田生命社会事業団) 23</p> <p>滝井 泰孝 他 「性的虐待について—仙台少年鑑別所に収容された9例を通して」児童青年精神医学とその近接領域 28(5)</p> <p>田村 健二 「家庭生活17 家族周期の問題 -3-児童虐待を中心として」児童心理 41(3)</p> <p>田中 哲郎 「小児の突然死と死亡来院」小児科診療 50(2)</p> <p>佐々木 保行 「家族・社会問題としての性的虐待—アメリカの動向を中心に」青少年問題研究 36</p> <p>下泉 秀夫 「地域を対象とした小児虐待実態調査の比較」小児の精神と神経 37</p> <p>山下 克知 「アメリカにおける児童虐待と法的処理の問題」関西外国語大学研究論集 46</p> <p>「幼児虐待—“家族の危機(ファミリー・クライシス)”を映す暗い鏡(ルボ)」Asahi Journal 29 (35)</p> <p>藤永 保他 『人間発達と初期環境』有斐閣</p> <p>池田 由子 『児童虐待：ゆがんだ親子関係』中公新書</p> <p>金子 善彦 『老人虐待(第7章 児童虐待との比較)』星和書店</p> <p>多賀 幹子 『追いつめられた子供たち—アメリカはここまで病んでいる』PHP研究所</p> <p>高橋 重宏 『母子心中の実態と家族関係の健康化—保健福祉学的アプローチによる研究—』川島書店</p>



戦後日本における文献		
1988	<p>藤本 昇 「事例研究7 被虐待児童の実践事例研究-母性的養育の剥奪-」文京女子短期大学保育科紀要 7  藤田 裕司 他 「非行少女における父子病理-近親相姦事例を中心に」大阪教育大学紀要 4,教育科学 37(1)  次良丸 睦子 「被虐待児童候群の一事例研究」筑波大学医療技術短期大学部研究報告9  橋本 明 「『児童福祉インテーク』より(アメリカ) 青少年問題 35(11)  池田 由子 「児童虐待 Neglectの研究 捨て子の長期予後調査」研究助成論文集(健全育成関連分野) 24(2)  石川 稔 「児童保護と法制度上の問題点」ジュリスト 923  小林 美智子 「情緒剥奪症候群」小児科診療 51(1)  厚生省児童家庭局 「児童相談事例集」第20集  松井 一郎 他 「親子関係の失調に関する社会病理的研究-小児医療の場における被虐待児の実態-」昭和62年度 厚生省心身障害研究[家庭保健と小児の成長・発達に関する総合的研究]  内藤 和美 「虐待・放置事例への対応について」小児科 29  内藤 和美 他 「Battered Child Syndrome-行動小児科学からの視点から-」付録 アメリカ医師会「小児の虐待と放置に関する診断・治療方針」の紹介」小児科診療 51(1)  大野 由美子 「『児童虐待』を放送して」青少年問題研究 35(9)  Peter O.Peretti 「児童虐待の母親の離婚者而非離婚者についての心理学的変数に関する比較[英文]」犯罪学雑誌 54(6)  清水 隆則 「英国における性的虐待の実態」ソーシャルワーク研究 14(1)  曾我 啓一 他 「養護前歴を有する被虐待児の自験例」心身医学 28(2)  庄司 順一 「小児虐待をめぐって」世界の児童と母性 24  庄司 洋子 「現代家族の福祉-ニース-閉塞と虚構に生きた非婚母子の事例をととして」ジュリスト(923)  田崎 孝 他 「S県下における乳幼児突然死の実態」日本小児科学会雑誌92(2)  多々良 紀夫 「アメリカにおける児童虐待 問題の性質・範囲と対策の現況」子どもと家庭 24(12)  遠山 尚孝 他 「一児童虐待例にみられた心身反応と恨みの解消過程」精神研ケース研究 4  甘菜 昌子 「わが国の児童虐待の現状」青少年問題 35(9)  若穂井 透 「付添入活動をふり返って(子置きさきり事件を考える)特集」ジュリスト(923)</p> <p>樋口 範雄 『親子と法-日米比較の試み』弘文堂  小宮山 主計 『被虐待児童保護概況,児童愛護思想並児童保護施設普及に関する参考資料』『現代日本児童問題文献選集 21』日本図書センター  ロビン・ウッド 著/落合 恵子訳 『愛しすぎる女たち』読売新聞社  島田 照三編 『母性喪失』同朋社出版  スティーヴン B.F 著/慶応乳幼児精神医学研究グループ訳 『虐待と遺棄の心理的発達に及ぼす影響』『乳幼児精神医学』岩崎学術出版社  テド・トル・シュタイン 他著/家庭養護促進協会訳 『児童福祉インテーク-意思決定のための実践ハンドブック』ミネルヴァ書房</p>	
	1989 (平1)	<p>深津 千賀子 「母性拒否症候群の治療」発達 別冊 9  橋本 和広 他 「被虐待児童候群の5例」小児保健研究 48(4)  早川 武夫 「胎児虐待と胎児権(アメリカ法の最前線)」法学セミナー 34  福島 章 「母親になれない女性たち:児童虐待・子殺しの事件から」青年心理 74  藤松 忠夫 「リサ・スタインバーグの死と波紋」潮 360  池田 由子 「離婚と児童虐待を中心とした家族危機と家族病理」精神医学 31(6)  池田 由子 「児童虐待の家族病理(＜特集＞家族療法の周辺)」教育と医学 37(11)  生澤 雅夫 「家族の病理 児童虐待」都市問題研究 41(10)  石川 義之 「近親相姦の現状(その1)」鳴門教育大学研究紀要(人文・社会科学編) 4  石井 小夜子 他 「＜特集＞座談会 どこまで続く児童虐待」月刊子ども 4(8)  上出 弘之 「児童虐待-全国児童相談所長会の調査結果より」子どもと家庭 26(9)  柏女 霊峰 「児童虐待の現状」青少年問題 36(10)  柏女 霊峰 「児童虐待の実態」児童手当 19(9)  川田 文子 「保育園の中の『虐待』という『管理』」月刊女子教育もんだい 39  北沢 賢二 他 「保健室の性教育110番」健康な子ども18(12)  清永 賢二 他 「少女売春の実態-1 売春少女の行為実態と意識」科学警察研究所報告 防犯少年編 30(1)  小林 登 「被虐待児双生児症例の検討」日本小児科学会雑誌 93  国立小児病院 「被虐待児童候群の諸問題-失明を主訴として来院した頭部外傷の既往のある4歳女児例をめぐって」小児内科 21(2)  許斐 有 「児童福祉法における親権の制限-保護者による児童虐待等の場合の強制的措置」淑徳大学研究紀要 23  河野 朗久 「被虐待児(Mal-treated child)に関する法医学的,社会医学的考察」小児科臨床 42  厚生省児童家庭局 「児童相談事例集」第21集  松井 一郎 「未熟児の虐待ハイリスク因子」昭和63年度 厚生省心身障害研究[家庭保健と小児の成長・発達に関する総合的研究]  松井 一郎 他 「小児医療の場における被虐待児の実態(1 被虐待症候群全国継続調査の成績 2 被虐待児双生児症例の検討)」昭和63年度 厚生省心身障害研究[家庭保健と小児の成長・発達に関する総合的研究]  三原 聖子 他 「被虐待症候群の早期発見と対応-プライマリーケアの場で経験した7例を通じて」小児保健研究 48(4)  森口 直彦 他 「愛情遮断による著明な低身長を併発した被虐待児童候群の1例」小児科 30  内藤 和美 「被虐待児・被放置児の実態と対応に関する研究」小児保健研究 48(3)  中村 雅彦 他 「児童の問題行動と被虐待との関連性に関する研究-臨床心理学の観点からの接近の試み」愛媛大学教養部 紀要22(1)  中谷 瑾子 「女子の性非行の国際的動向」青少年問題 36(8)  ナンソール・テレサ 「ストリート・チルドレン(3) 性的搾取を受けている少女のための環境療法」世界の福祉 23  西村 由美 「日本でも明るみに出始めた虐待-近親姦」Asahi Journal 31(51)  奥村 元子 「近親相姦がもたらす障害と日本の状況」現代性教育研究月報 7(5)  山内 眞紀子 「性的虐待(Sexual Abuse)と社会」世界の児童と母性 27  大阪児童虐待調査研究会 「被虐待児のケアに関する調査報告書」  大阪市中央児童相談所 「紀要-特集 児童虐待の処遇について」  清水 隆則 「被虐待児に対する保護法制のあり方」社会福祉学 30(2)  清水 隆則 「性的児童虐待ケースに対する体系的処遇-英米の実践例」ソーシャルワーク研究 15(2)  篠崎 昌子 「Battered child症候群」小児内科 21(補)  杉浦 信之 「ここまでのアメリカ幼児虐待殺人の加害者いまや主流は親たち(幼女連続殺人)」AERA 2(37)  多賀 幹子 「児童虐待を生むアメリカの土壌-リサ・スタインバーグはなぜ殺されたか」世界週報 70(25)  田村 健二 「国際児童虐待防止会議に参加して」世界の児童と母性 27  田村 健二 「日本における児童虐待とその防止」東洋大学社会学研究所年報 22  手嶋 昭子 「家族間の紛争に対する法の介入-アメリカにおける児童虐待を中心に」法社会学 41  辻 由美子 「父親の性的虐待におびえる子どもたち-罪に問われないことが生む『病理家族』」Asahi Journal 31(5)  甘菜 昌子 「被虐待児の保護と治療」精神科治療学 4(5)  山内 眞紀子 「少女売春の実態-2」科学警察研究所報告 防犯少年編 30(1)  山元 絢生 「いま、なぜ子どもが狙われるのか?」政界往来 55(8)  山内 優子 「被虐待児童候群の実態について」沖縄の小児保健 16  八島 祐子 他 「母親の強迫的人格障害による家族間葛藤とMaternal Deprivation Syndrome」小児の精神と神経 29  横山 潔 「要保護者・児童に対する性的乱用の罪-西ドイツ(海外情報)」青少年問題 36(11)  米倉 明 「児童虐待等に対する援助方策の開発に関する研究」平成元年度 厚生科学研究総括研究報告書  吉原 秀明 他 「被虐待児童候群(＜特集＞小児外傷)」救急医学 13(11)  吉岡 一 他 「被虐待児童候群」小児科診療 52  全国児童相談所長会 「子どもの人権侵害例の調査及び子どもの人権擁護のための児童相談所の役割についての意見調査」全国児童相談所長会編集 47</p> <p>テト・レンス・ライツ 刊行委員会編 『テト・レンス・ライツ いま世界の子どもたちは』日本評論社  クワディア・フラック 著/齊藤 学訳 『私はおやのようにほならない-アルコホリックの子供たち』誠信書房  ティビッド・グットマン 『走る-国際化時代の父親術』岩波書店  イングラム・ウオーカー 著/内藤 昭彦他訳 『第10章 虐待の犠牲者』『救急精神医学ハンドブック 危機介入と問題解決の手引き』西村書店</p>

資料3 児童相談事例集 年度別の虐待事例の状況

年度	西暦	集番	特集	論文総数	事例総数	虐待事例数	虐待率(%)
S56年度	1981	13集	児童養護と親権の周辺をめぐって	19	21	20	95.2
S57年度	1982	14集	暴力行為を示した児童の指導事例	15	19	8	42.1
S58年度	1983	15集	集団指導事例	12	28	3	10.7
S59年度	1984	16集	育成相談を中心に	19	19	12	63.2
S60年度	1985	17集	一時保護事例	23	25	12	48.0
S61年度	1986	18集	いじめ	14	25	9	36.0
S62年度	1987	19集	措置困難事例	20	22	14	63.6
S63年度	1988	20集	家族へのアプローチ	25	25	5	20.0
H元年度	1989	21集	児童の権利擁護	22	24	23	95.8
H2年度	1990	22集	心身障害児に対する援助	24	22	5	22.7
合計				193	230	111	48.3

\* 詳細が記されたもののみを事例としてカウント

資料4 児童相談事例集の事例タイトルと児童虐待に関する記述（昭和56年度（1981）～平成2年度（1990）まで）

第13集 昭和56年 1981	目次（事例タイトル）	虐待分類/内容	虐待 認識	職名	都道府県	備考
特集	児童の養護と親権の周辺をめぐって					
I	保護者による虐待等の事例					
1.	家庭引き取り後虐待された事例についての考察	実母による身体的虐待 3例	有	司・相談	広島市	
2.	ある虐待ケースの指導経過	実父による身体的虐待、実母はそれを黙認	有	心	神戸市	身体的虐待以外、虐待の認識薄い
3.	親権をめぐるケースワーク過程とその検討 ～実父の暴行・虐待による養護事例をとおして～	実父による身体的・性的虐待、実母は精神障害のためにネグレクト	有	司	新潟・中越	身体的虐待以外、虐待の認識薄い
4.	実母家出後の養父による虐待事例	養父による身体的虐待とネグレクト 実母は養父の暴力から家出	有	司・心	福島・中央	身体的虐待以外、虐待の認識薄い
5.	軽度の精神発達遅滞を伴った養護ケース取り扱いについて	養父による身体的・性的虐待、実母は知的問題からネグレクト	有	司	兵庫・播丹	身体的虐待以外、虐待の認識薄い
6.	子への殺意を表明する母 ～ケース処遇をめぐって～	精神障害の実母による身体的・心理的虐待	有	司	大阪・吹田	身体的虐待以外、虐待の認識薄い
II	養育拒否等の事例					
7.	両親から養育を拒否された養護事例	実父による身体的・性的虐待 母再婚後の養父による心理的虐待	有	司	山梨・都留	身体的虐待以外、虐待の認識薄い
8.	養父を嫌って家出した女子の指導事例	養父による性的虐待	無	司	奈良・高田	身体的虐待以外、虐待の認識薄い
9.	失踪宣告された保護者とその児童（家族）の指導について	両親のネグレクトと心理的虐待	無	司	埼玉・浦和	身体的虐待以外、虐待の認識薄い
10.	不純異性交遊に走った女子非行児の指導事例	両親のネグレクトと心理的虐待 本児の赤養？（性的虐待の疑）	有	相談課長	岡山・中央	心理的虐待を認める
11.	養護施設退園者を両親にもつ養護ケースの取り扱い経過	同居人からの身体的虐待、実母は知的問題からそれを黙認、ネグレクト	無	司	宮城・中央	身体的虐待も認識希薄
12.	親権の制限にかかわる養護ケースについて	両親からのネグレクト、実母は知的問題有	無	司	島根・出雲	身体的虐待以外、虐待の認識薄い
III	父子家庭・未婚の母の場合					
13.	親権の濫用と著しく不行跡があった場合の親権喪失の宣告承認の一事例	実母が家出し、実父から性的・身体的虐待	有	司	東京・立川	認識あるが、一部の性的虐待をいたずらと表現
14.	被虐待ケースの親権辞任に係わる処遇事例	両親離婚後の父子家庭、実父より身体的虐待とネグレクト	有	司	神奈川・横浜	
15.	実母の幼児引渡請求を拒否した里親に人身保護命令を必要とした里子の事例			所長・司	札幌市	
16.	児童福祉法第28条により家庭裁判所の承認を得て養護施設に措置した事例	酒乱の実父による身体的・心理的虐待	無	心	三重・紀州	身体的虐待を体罰や厳格すぎる養育態度と表現
17.	父子家庭における教護児の指導事例	両親のネグレクト 離婚後父子家庭で、父の友人宅で子どものみ生活、ネグレクト	無	司	茨城・鹿行分 室	身体的虐待以外、虐待の認識薄い
18.	強制措置を必要とした父子家庭児童T子の事例	実母死亡後、父親から身体的虐待とネグレクト	無	専門員	愛知・一宮	身体的虐待以外、虐待の認識薄い
19.	多問題家庭における未成年出産母子の取り扱い事例	養父から性的虐待で妊娠、両親はネグレクト	無	司	静岡・西部	身体的虐待以外、虐待の認識薄い

第14集 昭和57年 1982	目次(事例タイトル)	虐待分類/内容	虐待 認識	職名	都道府県	備考
第14集 昭和57年 1982	特集 暴力行為を示した児童の指導事例					
	1. 両親に暴力をふるう女子中学生の事例			司・心	愛知・刈谷	
	2. 家庭内暴力児の指導事例 ～小学校2年生から、中学3年生までの7年間にわたる指導過程～			心・司	岡山・中央	
	3. 急激に多様な症状を示した家庭内乱暴児			心	大阪・堺	
	4. 前思春期に家庭内暴力を起さざるを得なかった児童の治療過程			心	神奈川・中央	
	5. 家庭内暴力を示す男子中学生の取り扱い事例		両親の一貫しない養育 ネグレクトと身体的虐待の混在	無	心・司・指・所 長	札幌市
	6. 精神科に通院中の家庭内暴力児童の取り扱いについて		実父からの心理的虐待	無	司・心・指	兵庫・播磨
	7. 家庭内暴力を伴う登校拒否児の例		養育者である伯母の心理的虐待、実父からの身体的虐待	無	司・心・指	宮城・中央
	8. 障害者家庭における家庭内暴力の事例		実父からの身体的虐待	無	司	鳥取・中央
	9. 母親への暴力を伴う非行少年の事例				司・心	静岡・中央
	10. 攻撃性の高い児童の事例				心	熊本・中央
	11. 攻撃性の強い登校拒否児				心	茨城・土浦
	12. ある中学校における集団非行の相談事例		C君 ネグレクト、D君 心理&ネグレクト、E君 ネグレクト 疑い	無	主任	埼玉・川越
	13. 教護院退院後校内暴力がエスカレートした児童の事例		実母のネグレクト	無	司	奈良・中央
	14. ある教護院のケースをめぐって				司	和歌山・中央
15. 教護児童の指導経過について				司・心	三重・南勢志 摩	
第15集 昭和58年 1983	特集 集団指導事例					
	1. 登校拒否女子中学生のグループ通所指導			心	愛知・半田	
	2. 障害児の集団指導について ～「遊びの教室」の試み～		M君 実母の心理的虐待、K君 実母のネグレクト	無	心	兵庫・中央
	3. 情緒障害児の集団指導訓練について				司・心	福島・浜
	4. 年少登校拒否児のグループセラピーの試み ～ペーパーズによるドールハウス作りを採用して～				心	大阪・堺
	5. 障害児(自閉症児)の親子教室事業について				医・心	茨城・中央
	6. 発達障害児の集団指導について				心	栃木・県北
	7. 地域における障害児のための親子集団療育について ～A市における実地的展開～				司	新潟・中央
	8. 情緒障害児治療キャンプの検討 ～事例を通してみたらからかばキャンプ～		Y子 実父からの心理的虐待とネグレクト	無	心	山梨・都留、 中央
	9. 精神身体症状を持つ児童の夏季集団指導(療育キャンプ)				心	京都・舞鶴
	10. 障害児の母子集団指導				心・司	奈良・高田
	11. 一事例を中心として見た集団通所				心・司	鳥取・米子
12. 自閉症児に対する小集団による課題学習指導				心	徳島	

第16集 昭和59年 1984	目次(事例タイトル)	虐待分類/内容	虐待 認識	職名	都道府県	備考
第16集 昭和59年 1984	特集 育成相談を中心に					
	1. 多問題行動を呈する児童の理解と社会化への援助	実父より身体的虐待(折檻)、実母よりネグレクト(過保護)	無	心	大阪市	
	2. 内気な女子中学生の事例			心	茨城・下館	
	3. 集団不適応児への長期指導	実父のネグレクト、実母からの心理的虐待	無	心	鳥取・倉吉	
	4. 友達と遊べない等の問題で来所した一事例	祖母による心理的虐待、両親はネグレクト	無	心	埼玉・熊谷	
	5. 友達とうまく遊べない小学生の母子通所指導事例	祖父による身体的虐待(折檻)	無	心・司	大阪・池田	
	6. 落ち着きのない子の相談事例	両親から心理的虐待	有	司・心	兵庫・豊岡	心理的虐待を想定、認識
	7. こたわりユキコとの一年間	実父による身体的虐待	無	心	青森・八戸	
	8. 情緒的絆の形成が希薄だった幼児とその家庭への指導事例	実母と祖母のネグレクト	無	心・司	静岡・賀茂	
	9. 未成熟な母親がもたらした性向幼児の通所指導事例	実母からの心理的虐待	無	司・心	石川・中央	
	10. ある場面輔導児への非言語的アプローチ			心	大分・中津	
	11. 食欲不振等の症状を示す幼児の通所指導	母親からの心理的虐待	無	心	広島市	
	12. 催眠暗示と母の態度改善により効果のあった夜尿児例			心	群馬・太田	
	13. 3人の兄弟全員が夜尿の指導例			心	横浜市・南部	
	14. 遺尿・遺ふんと家族治療			司・心	福岡・久留米	
	15. 失禁・漏便を繰り返す、落ち着きのない児童の指導事例	実父からの身体的虐待、母からの心理的虐待	有	心	岐阜・東濃	被虐待の記載あり
	16. チック症状のある男児の指導事例	父の心理的虐待の可能性	無	心・司・所長	札幌市	
	17. 神経性習癖児(難発性吃音、チック)の行動療法的アプローチ			心	山梨・都留	
	18. チック症状を呈する児童の指導事例			心	愛知・豊田	
19. 抜毛癖児童の心理機制と治療経過	実母のネグレクト(民生委員・学校は虐待認識)	無	心・司	奈良・中央	児相 認識無し	

第17集 昭和60年 1985	目次(事例タイトル)	虐待分類/内容	虐待 認識	職名	都道府県	備考
	特集 一時保護事例					
	1. 教護女児の観察指導事例			保母・心・司	宮城・中央	
	2. 登校拒否児の一時保護治療について			心・保母	秋田・中央	
	3. 一時保護所における登校拒否児の指導事例	実母病弱のためネグレクト	無	保母・心・司	群馬・中央	
	4. 多問題家庭に育った情緒障害児の一時保護事例	実母からの心理的虐待、実父のネグレクト、実兄からの性的虐待	無	指導員・司・心	埼玉・浦和	身体的虐待以外、虐待の認識薄い
	5. 授業妨害等を繰り返す男子中学生の相談事例	実父のネグレクト	無	司	新潟・中央	
	6. 集団不応症をおこしたM子の事例			司・心・保母	石川・中央	
	7. 病理家族から分離の必要な児童処遇の問題について	実父からの身体的虐待	無	司	山梨・都留	
	8. 退所後精神分裂症状を呈した不登校児の一時保護指導事例			一時保護課 長	静岡・中央	
	9. 伯父宅寄宿で立ち直りつつある一事例	実父の身体的虐待とネグレクト	無	司・心・指導	愛知・中央	
	10. 特異行動を示す家庭内乱暴児・A子の場合	実母のネグレクト	無	保母	大阪・中央	
	11. 遺棄を主とする情緒障害児の処遇			心・調査・保 母	兵庫・西宮	
	12. 家庭内葛藤が大きく、兄妹が登校拒否に陥ったケース事例			相談・心・司	奈良・高田	
	13. 家出・シンナー等、非行女子中学生の治療指導事例	実父のネグレクト、実母からの心理的・身体的虐待	無	司	鳥取・中央	
	14. 学級内で暴力行為に訴え、ボスとなった児童の一時保護事例	両親からの身体的虐待	無	主事・心・保 母	鳥取・浜田	
	15. 登校拒否児童の観察と指導事例			指導員・心	岡山・中央	
	16. 養護にかける登校拒否児童の一時保護事例	離婚父子家庭で、実父が養育、ネグレクト	無	指導員	山口・中央	
	17. 母の愛を見失った少女の葛藤	実母からの身体的虐待とネグレクト	無	心	愛媛・中央	
	18. 在宅指導につなぐための問題行動児の一時保護			主任主事・心	福岡・久留米	
	19. 家庭内暴力児童の指導事例			心・司・保母	大分・中央	
	20. 養育を拒否された児童の事例	実母と継父からの心理・身体的虐待とネグレクト	有	心・保母・司	札幌市	身体的虐待以外、虐待の認識薄い
	21. 中学3年生の施設不応症児の処遇をめぐって			司・指導員	大塚市	
	22. 思春期混乱を伴う女子児童の処遇について			一時保護係・ 心	神戸市	
	23. 情緒障害児の処遇をめぐっての一考察	実母のネグレクト、実父からの身体的虐待	無	指導員・司	広島市	

第18集 昭和61年 1986	目次(事例タイトル)	虐待分類/内容	虐待 認識	職名	都道府県	備考
特集 いじめ						
I いじめの分析						
1. 「いじめられっ子」の生育史上の特徴・発生機序・対応について ～7ケースの分析を通して～	事例5 両親から身体・心理的虐待	事例5 両親から身体・心理的虐待	無	チーム(医・心・司)	大阪市	
2. 児童相談所におけるいじめ相談Jについて ～相談事例の分析～	事例1 心理・身体的、事例3 身体的・ネグレクト、事例5 身体的・心理的	事例1 心理・身体的、事例3 身体的・ネグレクト、事例5 身体的・心理的	無	心・司	埼玉・越谷	
II 通所指導を中心とする事例						
3. いじめを背景に持つ編入児童への指導事例				心・司	新潟・中央	
4. やや知的に遅れたA君の場合				司	静岡・西部	
5. 傷害事件に発展したいじめの事例検討				専門員・心理	愛知・岡崎	
6. いじめを契機に登校拒否に陥った思春期危機の一事例				心・相談係長	奈良・中央	
7. 友達ができないういじめられる女子中学生の事例	実母のネグレクト	実母のネグレクト	無	心	兵庫・姫路	
8. いじめに起因する登校拒否への対応 ～家庭、児童相談所、学校の連携により改善を見た事例～				司	京都市	
III 転校、施設入所措置を併用した事例						
9. リンチを受け、登校拒否となった中学生の取り扱い事例	両親のネグレクト	両親のネグレクト	無	司・心・指導 員	群馬・高崎	
10. 登校拒否を伴ういじめられの一事例	実父による身体的虐待	実父による身体的虐待	無	心・電話相談 員	千葉・市川	
11. 加害者から被害者へ～母子の意識の変遷過程について～	実母はネグレクト、実父からの身体的虐待	実母はネグレクト、実父からの身体的虐待	無	司	三重・伊賀	
12. 種々の非行をくり返すいじめられタイプの中学生				司	鳥取・米子	
13. いじめにより登校拒否を起こした一例	両親のネグレクト	両親のネグレクト	無	心	岡山・中央	
14. 「いじめ」を契機とした登校拒否児の事例				心・司・保母	札幌市	

第19集 昭和62年 1987	目次(事例タイトル)	虐待分類(内容)	虐待 認識	職名	都道府県	備考
特集 措置困難事例						
I 被虐待児・養護児童の施設入所措置						
1. 酒乱の父から逃れ保護された児童の処遇事例	実母は実父の暴力から家出、父子家庭で実父からネグレクトと身体的虐待	有	同・心	大阪市	身体的虐待以外、虐待の認識深い	
2. 養子縁組がこじれたケース ～虐待による施設入所から、家庭引き取りに至るまで～	養父母からの身体的虐待	有	同	青森・八戸	警察通告 身体的のみ虐待と認識	
3. 家事審判申立てにより養護施設措置に至った事例 ～そのII～	実父からの身体的・心理的虐待	有	児童福祉主 任	鳥根・出雲	身体的虐待以外、虐待の認識深い	
4. 関係機関の連携による児童虐待の抑制効果と措置	離婚父子家庭で、実父からの身体的虐待とネグレクト	有	相談係長・心	奈良・高田	学校と福祉事務所から通告 身体のみ認識	
II 教護・軸法児童の施設入所措置						
5. 性非行を伴う女子教護児童の措置をめぐって	離婚母子家庭。離婚後に実父より身体的虐待	無	保護課主任・ 同	新潟・中央		
6. 養護性の強い教護児の指導 ～親子の絆が希薄な子の措置で思うこと～	実父母、継母からのネグレクト・心理的虐待	無	同	鳥取・倉吉		
7. 精神障害を持つ家族の中で長女・金銭持ち出しの行動があった児童の一事例	精神障害の実父からの身体的虐待・ネグレクト、実母も精神障害からネグレクト	無	心・同	兵庫・中央		
8. 実母のもとに引き取られ一応の安定をみた一非行事例	両親離婚後の父子家庭、実父の心理的虐待・ネグレクト	無	同	愛知・豊橋		
9. 家庭崩壊における教護児童の措置をめぐって	両親からのネグレクト&身体的虐待	無	同	和歌山・中央		
10. 親権者の同意と施設入所措置の限界 ～措置の意義と児童相談所が果たす役割について～	両親からのネグレクト&身体的虐待	無	主事・心	鳥根・中央		
III 登校拒否児童・情緒障害児童の施設入所措置						
11. 教護院に措置された登校拒否児ケース ～農村部の女児家庭から出た登校拒否児の場合～	実父からの身体的虐待・ネグレクト	無	心	神戸市	体罰との記載	
12. 情緒障害児短期治療施設を途中退所した登校拒否児の一事例 ～ナルジシズムの呪縛からの解放を目指して～	両親からの身体的虐待・ネグレクト	無	心	静岡・賀茂		
13. いじめを背景に持つ登校拒否児の指導事例	両親からの身体的虐待・ネグレクト	無	同	山口・下関		
14. 養護施設入所となった登校拒否児の一事例	離婚母子家庭で、実母のネグレクト	無	心	秋田・中央		
15. 家庭内暴力を伴う登校拒否児童の措置をめぐって	離婚母子家庭で、実母のネグレクト	無	心・同	福島・会津		
16. 思春期を迎えて進折した里子の親子葛藤をめぐっての処遇	離婚母子家庭、精神不安定な実母のネグレクト、住込み先店主からの身体的虐待	無	業務課長	岡山・倉敷		
17. 強度の情緒障害児を教護院へ措置した事例	酒乱の実父から身体的虐待と、実母のネグレクト	無	心・同	鳥根・出雲		
18. 不登校を主訴とした道義症児の一事例	ケース1 両親のネグレクト	無	同	長崎・佐世保		
19. ある登校拒否児の記録 ～一時保護所で結ばれた絆～	ケース1 両親のネグレクト	無	同	群馬・太田		
IV 心身障害児童の施設入所措置						
20. ある重複障害児の処遇をめぐって	ケース1 両親のネグレクト	無	同・心	札幌市		



第20集 昭和163年 1988	目次(事例タイトル)	虐待分類/内容	虐待 認識	職名	都道府県	備考
特集 家族へのアプローチ I 家族合同面接、家族療法を中心とするアプローチ 1. 症状が家族を結びつける ～京都児童相談所における家族療法～ 2. 屋敷道保・いじめから登校拒否に至った児童の家族療法的アプローチ 3. 父親が家族面接を通して変化し、症状改善をみた登校拒否児の事例 4. プレイを媒介とした家族療法 5. 婿取り婚家庭に生じた不登校児の事例 6. 登校拒否児の事例 ～家族をめぐるアプローチの試み～ 7. 家族合同面接による登校拒否児の指導事例 II 心理治療、ケースワーク、一時保護等によるアプローチ 8. 関係機関の連携により家庭復帰した母子への援助について 9. 登校拒否児の両親へのアプローチ ～家族画がきっかけとなって改善にむかった事例～ 10. 非行少年とその家族をめぐって 11. 長期に及ぶ盗みと家出を繰り返す少年の家族分析 ～家族診断と治療～ 12. 家族暴力による登校再開ケースについて 13. 家族問題を「ネコの家系図」に象徴化した登校拒否児の事例 14. 家庭内暴力・登校拒否を呈した児童の指導事例 15. 母親との面接のみで継続指導した登校拒否児の事例 16. 姉弟の障害児とその家族との係わり 17. なぐり描き技法における取り入れのプロセス 18. 未成熟な親子への指導を通して ～「家庭内暴力」A君の場合～ 19. 家庭内暴力を伴う登校拒否児の事例 20. ある登校拒否児の家族への面接 21. 登校拒否で親族の和を回復させたK子 22. 要保護家庭における登校拒否児の指導 III 被虐待児の家族へのアプローチ 23. 親権喪失の認められたある虐待ケースについて 24. 盗癖のある被虐待児の家族治療 25. 継母子関係のあつれきと児童相談所の役割 ～自己点検と展望～	心・司	京都・京都				
	心・司	京都・福知山				
	心	京都・宇治				
	心	大塚・堺				
	心	埼玉・中央				
	児童相談員	神奈川・相模原				
	心・司	神戸市				
	司	宮城・中央				
	心	岐阜・東濃				
	心・司	岡山・中央				
	心・司	札幌市				
	心・司	新潟・上越				
	心	静岡・東部				
	心・司	奈良・中央				
	主任主事	鳥根・益田				
	司	愛知・一宮				
	心	神奈川・中央				
	心	福島・浜				
	心	兵庫・豊岡				
	心	鳥根・浜田				
	心	川崎市				
	心	群馬・中央				
	有	大塚市	福祉事務所より通告	性的も虐待と認識		
	有	宮崎・都城	実母からの身体的虐待とネグレクト	身体的虐待以外、虐待の認識薄い		
	有	広島市	実母家出後、父再婚し継母からの身体的・心理的虐待とネグレクト	警察通告	すべてを虐待と認識	

第21集 平成元年 1989	目次(事例タイトル)	虐待分類/内容	虐待 認識	職名	都道府県	備考
特集 児童の権利擁護 I 被虐待児童への援助	1. 小児病に冒された被虐待児 ～アプローチの転換によって事態が好転した事例	両親からの身体的虐待とネグレクト	有	同・心	大阪市	近隣・病院から通報 身体的のみ虐待と認識
	2. 精神病の母親による被虐待女子中学生の記録	精神障害の父母からの身体的・心理的虐待	有	同	大阪・堺	心理的も虐待と認識
	3. 典型的な被虐待児症状を呈した男児のケースについて	実母からの身体的虐待とネグレクト、実父のネグレクト	有	心・司・指導員	広島・福山	両相では虐待を扱うこと多くない すべてを認識
	4. 児童虐待委員の手がかり			心	栃木・中央	
	5. 養父の虐待により養護施設入退所を繰り返すケース	養父による身体的虐待	有	児童福祉主任	島根・中央	身体的虐待以外、虐待の認識薄い
	6. 家庭復帰を拒否する被虐待児の要保護性について ～家事裁判と親の意思にかかわって～	祖父からの心理的虐待と、同居人(母の内縁の夫)からの身体的虐待	有	同・心	札幌市	身体的虐待以外、虐待の認識薄い
	7. 被虐待児童への援助の一事例	実母からの身体的虐待	有	同	北海道・旭川	身体的虐待以外、虐待の認識薄い
	8. 性格に偏りがある母親による虐待事例	実母からの身体的虐待	有	同・心	兵庫・西宮	警察通告 身体的のみ虐待と認識
	9. 養父の性的虐待とその後の経過	実母家出中に、やくざな養父からの性的虐待 実母のネグレクト	有	同	静岡・中央	性的も虐待と認識
	10. 被虐待児の母との関わりについて(初心の立場から)	Y君 身体的虐待・ネグレクト、F君 身体的虐待・ネグレクト	有	同	神奈川・横須賀	警察と児童委員通告 すべて虐待と認識
	11. 性的虐待によるヒステリー発作が頻発し施設措置に至った事例 ～児童福祉法第28条第1項第1号による審判の申立てを中心として～	実父は行方不明 同居人(母の内縁の夫)からの性的虐待 実母のネグレクト	有	同	茨城・中央	性的も虐待と認識
	12. 被虐待ケースに対する10余年の関わり	実父からの身体的虐待	有	同・心	群馬・高崎	保育園通告 性的も虐待と認識
	13. 養父の虐待により家出・窃盗を繰り返し、施設保護をした児童の事例	養父からの身体的虐待	有	同	埼玉・浦和	警察通告 身体的のみ虐待と認識
	14. 幼少時の被虐待体験が残したもの ～母子家庭における登校拒否を伴う家庭内暴力児の事例研究～	事例1 身体的虐待、事例2 身体的虐待、事例3 身体的虐待	有	心・司	青森・弘前	身体的・心理的も虐待と認識
	15. 保護者の妄想により不就学を強いられている事例	両親離婚後、父方祖父母の養子に 祖母と叔父からの心理的虐待とネグレクト	無	主任	新潟・中央	
	16. 精神疾患により「閉じこもり」を続けた母子への援助事例	離婚母子家庭 精神障害の実母によるネグレクト	無	同	福岡・久留米	
	II その他の児童の権利侵害への援助					
	17. 養父のいじめを契機に登校拒否を起こした事例	養父による身体的・心理的虐待	無	同・心	秋田・中央	養父のいじめと記述
	18. ある家庭崩壊児のあゆみ	離婚父子家庭 実父のネグレクト・心理的虐待	無	同	愛知・刈谷	
	19. 親に甘えたことがないと訴える少女の事例	生活能力の低い両親からの身体的・心理的虐待とネグレクト	有	心・同	奈良・高田	身体的虐待以外、虐待の認識薄い
	20. いじめに抗議して登校を拒否 ～しかし不登校児として扱われたM子～			心・司	長野・飯田	
	21. 処遇理論が先行し、結果的に児童の児童のころを傷つけてしまった事例	離婚父子家庭 実父に養育能力なくネグレクト	無	同	山梨・都留	
22. 未就学児童の戸籍権記載を通して	継父からの身体的・心理的虐待 知的に問題のある実母のネグレクト	無	同	相談係長・司		

第22集 平成22年 1990	目次(事例タイトル)	虐待分類/内容	虐待 認識	職名	都道府県	備考
特集 心身障害児に対する援助 I 療育システム事例 1. 東大阪市の早期療育システムの構築と大阪府東大阪児童相談所の役割 2. 心身障害児に対する援助 ～援助システムを中心に～ 3. 郡部における乳幼児の療育援助活動について ～保健所との連携～ 4. 地域における心身障害児療育体制と児童相談所の支援システム 5. 地域における障害児の援助システムについて 6. 在宅重症心身障害児(者)とその家族への援助 ～地域援助システムの基盤づくりのための母子グループ指導の試み～ 7. 障害児をめぐる母親指導とネットワーキング ～わんぱく学級(障害児療育相談事業)～ II 集団指導事例 8. 関係機関との連携による障害児の援助事例 ～発達遅滞を呈する幼児とその母親に対する集団指導～ 9. 発達障害児のグループ指導 ～母子関係促進へのアプローチ～ 10. 心身障害児集団指導訓練について 11. 母子グループ通所を中心とした発達援助 ～昭和63年度水曜グループを中心～ 12. 障害児の集団指導 ～母子へのアプローチ～ III 個別指導事例 13. 発達に遅れのある子を抱え苦悩する母親への援助事例 14. 通所指導により親の障害受容をはかったケース 15. 施設機能の活用による在宅精神薄弱児と家族へのアプローチ 16. 通園施設のない地域で心身障害児をどのように支えるか ～行動障害を伴う精神発達遅滞児への指導・援助 ～コミュニケーション態度の改善～ 18. 中等度難聴児K君への援助 ～相談者との出会いと信頼、そして中央児童相談所との連携～ 19. 里親など社会資源を活用した障害児と家族への援助 20. 家庭指導と関係機関へのコンサルティング ～レット症候群幼児の指導事例を通して～ 21. 言語発達遅滞児の指導について 22. 母親による心身障害児虐待ケースの指導事例 23. 重症障害児の療育に対する関係機関の連携						
	司	大阪・東大阪				
	心	栃木・中央				
	主任	新潟・中越				
	心	福井・敦賀				
	心	徳島				
	無	三重・中央				
	心	福岡市	事例M 家族のネグレクト			
	司	奈良・中央				
	心	千葉・中央				
	心	秋田・中央				
	心	札幌市				
	司	岡山・津山				
	相談員	北海道・北見				
	無	埼玉・川越	実母のネグレクトと身体的虐待 祖父母からの心理的虐待傾向			
	司	神奈川・横浜				
	心	静岡・西部				
	心	兵庫・姫路				
	心	群馬・太田				
	司・心	愛知・半田				
	無	長野・諏訪	両親のネグレクト			養護問題との認識
	心	滋賀・中央				
	有	山形・中央	実母のネグレクトと身体的虐待			福祉事務所通告 すべてを認識
無	相談課長・PHN	両親のネグレクト				

資料5 児童相談事例集(第12集)の事例タイトルと児童虐待に関する記述:昭和55年度(1980年度)

第12集 昭和55年 1980	目次(事例タイトル)	虐待分類/内容	虐待認知	職名	都道府県	備考
特集 児童の人格評価、行動観察等 I 心理学的評価 1. ある事例に試みたRorschach Testのアプローチ 2. 眠痛を訴えた幼児の事例 3. MBD児の特異なパーソナリティーとその確定診断に至る経過 4. 「場面から黙児の人格変化」—その指導と経過について— 5. ある登校拒否児の人格診断—2年間の人格変化— 6. 登校拒否で来所した思春期症例の判定と処遇について 7. 工場全焼事件をおこした児童の診断と心理 8. 非行少年の理解のための時間的展望テスト(T・P・T)の適用(その2) II 行動観察 9. 器質的障害を持つ児童の一処遇例 10. 障害児の行動観察 —ある多動児の母子短期療育施設での行動観察とその治療的かかわりの検討— 11. 行動観察による児童の浮き彫り 12. 一時保護における児童の行動観察について —短時日の行動観察はどこまで可能か— 13. 家庭復帰を前提とした登校拒否児の一時保護所における行動観察の—事例 14. 登校拒否児夏季短期指導におけるM子の行動 15. 女子非行の処遇についての—考察—一時保護所における行動観察を踏まえて— 16. 養護施設入所児童の不適合行動をめぐって III 継続指導 17. 地域から施設収容を要請された非行少女の事例 18. 行動異常児の指導事例 —長期にわたる処遇の変遷をかえりみて— 19. ある触法児の事例について 20. 頻尿を伴う登校拒否児の指導 21. 父子家庭児童の学校適応困難事例について 22. 接近困難な父をもつ養護児童	児童の人格評価、行動観察等	実母による身体的虐待 実父による性的虐待	有	心	横浜市・南部	児童の心理面に注目
	心理学的評価	実母による身体的虐待	無	心	大分・中央	関心は症状への対応
	1. ある事例に試みたRorschach Testのアプローチ	実父による心理的虐待	無	心	山梨・都留	関心は児童の器質的問題
	2. 眠痛を訴えた幼児の事例			心	茨城・下館	
	3. MBD児の特異なパーソナリティーとその確定診断に至る経過			主任	埼玉・中央	
	4. 「場面から黙児の人格変化」—その指導と経過について—			心	徳島	
	5. ある登校拒否児の人格診断—2年間の人格変化—			心・司	奈良・高田	児童本人の問題と認識
	6. 登校拒否で来所した思春期症例の判定と処遇について			心	熊本・中央	
	7. 工場全焼事件をおこした児童の診断と心理			指導員・保母・心・司	兵庫・但馬	
	8. 非行少年の理解のための時間的展望テスト(T・P・T)の適用(その2)			心	愛知・豊橋	
	II 行動観察					
	9. 器質的障害を持つ児童の一処遇例					
	10. 障害児の行動観察 —ある多動児の母子短期療育施設での行動観察とその治療的かかわりの検討—					
	11. 行動観察による児童の浮き彫り	実母による身体的虐待	無	指導員	広島・中央	関心は児童の器質的問題
	12. 一時保護における児童の行動観察について —短時日の行動観察はどこまで可能か—	記載3事例中1事例に、実父による身体的虐待	無	指導員	長野・松本	児童本人の問題と認識
	13. 家庭復帰を前提とした登校拒否児の一時保護所における行動観察の—事例			保護課長・指導員	山口・中央	
	14. 登校拒否児夏季短期指導におけるM子の行動			司・保母	北海道・中央	
	15. 女子非行の処遇についての—考察—一時保護所における行動観察を踏まえて—	両親のネグレクト	無	指導員	神奈川・中央	児童本人の問題と認識
	16. 養護施設入所児童の不適合行動をめぐって	実母のネグレクト 実父服役中	無	心	栃木・中央	児童本人と養護の問題と把握
	III 継続指導					
	17. 地域から施設収容を要請された非行少女の事例	実父の継母に対するDVを見せられる 心理的虐待	無	心	岡山・倉敷	児童本人の問題と認識
	18. 行動異常児の指導事例 —長期にわたる処遇の変遷をかえりみて—	実母による身体的虐待	無	医・司・指導員・心	札幌市	児童本人の問題と認識
19. ある触法児の事例について	実母によるネグレクト	無	司	山形・中央	児童本人の問題と認識	
20. 頻尿を伴う登校拒否児の指導			心	宮城・中央		
21. 父子家庭児童の学校適応困難事例について			司	三重・北勢	児童本人の問題と認識	
22. 接近困難な父をもつ養護児童	両親のネグレクト	無	司・心・保母	大阪市・中央	養護問題と把握	

表1 定義

被虐待児症候群

親または親に代わる養育者による加えられた虐待行為の結果、小児に損傷が生じた状態で、以下の要件を満たすもの。

<虐待行為>:

- a. 非偶発的であること(事故でないこと)
- b. 長期にわたり反復的、継続的であること
- c. 身体的暴行ないし性的虐待を含むこと
- d. 通常の躰、体罰の程度を越えていること

<損傷>: 治療を要する状態であること

<親子関係>: 治療的対応を要する状態であること

愛情剥奪症候群

親または親に代わる養育者が、小児の健康と発育発達に必要な保護、最低限の衣食住の世話、情緒的、医療的ケアを長期、慢性的に放棄した結果、小児に治療を要する症状が生じた状態。

親子関係が治療的対応を要する状態であることを要件とする。

なお、心中、遺棄は、これらには含まないものとする。

表 2

発表年	文献名	発表者	調査	目的	対象と方法
1976	福祉研究34	石井功一	被虐待児についての一考察	虐待される児童の年齢層、加害者の学歴や経済状態、性格傾向等が、虐待児の発生とどのように関連があるかを探る	1970(昭和45)～1975(昭和50)年度の間に、神奈川県、川崎市を除く)の5児童相談所で、被虐待児と判断された児童の事例を検討。(捨て子、子殺し、親子心中は除外)
1976		大阪府児童相談所			
1979	季刊「児童養護国際児童年記念特集号」「親権を問う」	全養協人権問題特別委員会	養護施設児童の人権に関する調査報告	親権と深いかわりをもつ親による子どもの人権侵害の実態についての調査	全都道府県に所在する公私立528養護施設の全児童約3万人が対象。人権侵害の実態および養護施設児童の親の諸側面についてアンケート調査を実施。
1980	日法医誌34(3)	神田瑞穂	日本法医学会課題調査報告(VI)被虐待児の司法解剖例調査、再鑑定に関する調査および医療事故死解剖例調査	被虐待児の司法解剖例調査	1968(昭和43)～1977(昭和52)年における、被虐待児の解剖例に関する調査。
1985	委託調査研究(児童虐待調査研究会)報告	日本児童問題調査会	児童虐待昭和58年度・全国児童相談所における家庭内児童虐待調査を中心として	児童虐待の状況や、その対応について実態を明らかにし、今後の予防ならびに処遇対策に資せんとする。	厚生省が1973(昭和48)年度に行った児童虐待の調査に不ならい、全国の児童相談所を対象とし、1983(昭和58)年度中に受理された児童虐待ケースについて、担当の児童相談所職員に調査票への記入を依頼。
1985		日本児童問題調査会	養護施設児童の人権に関する調査報告		
1985	昭和60年度厚生省心身障害者研究「母子相互作用の臨床応用に関する研究」	池田由子	児童虐待調査から見た母子関係	厚生省が1983(昭和58)年に行った児童虐待の調査の結果から考察される、母子関係の様相に触れる。	1983(昭和58)～1984(昭和59)年度までに、全国の164児童相談所が受理した児童虐待のケースについて、作成した「児童虐待調査法」に記入を求めた。

発表年	文献名	発表者	調査	目的	対象と方法
1985	昭和60年度厚生省心身障害者研究「母子相互作用の臨床応用に関する研究」	内藤和美、多田裕、小林登	被虐待児症候群実態調査	①第1次調査(数的把握) ②第2次調査(内容的把握)	1) 全国の病床数200以上で小児科のある病院計1,006施設に調査票を送付し、1983(昭和58)年1年間の被虐待児症候群診療経験の有無および症例数を調査。 2) 第1次調査で「経験あり」と回答した90施設小児科に、1症例につき1枚の調査票を送付し、症例の性・年齢、以下自由記述形式で、主な所見、診断飛弛、症例の問題点、被虐待児症候群の概念・命名法・問題状況等に対する意見を尋ねた。
1987	昭和62年度厚生省心身障害者研究「家庭保健と小児の成長・発達に関する総合的研究」	松井一郎、内藤和美、小林登	親子関係の失調に関する社会病理的研究—小児医療の場における被虐待児の実態	①医療の場で扱われている被虐待児・被放置児の実態を明らかにすること ②単発的な調査の実施ではなく、小児医療領域で継続的に調査研究を蓄積していくための基礎を作ること ③虐待・放置の発生と再発に關連する、家族の要因を明らかにすること ④以上を踏まえ、現代社会資源の活用、とりわけ多機関・多職種連携による、発生防止、再発防止のための援助のあり方を具体的に提示すること	1) a. 病床数300以上の全国505医療機関に調査用紙を郵送する方法(郵送法)。b. 5医療機関で担当医師から直接聴取し、病歴を参照して調査用紙に記入する方法(直接法)。c. 国内医学雑誌に掲載された症例報告を収集して調査用紙に記入する方法(文献法)。3方法により、年次を問わず、被虐待児症候群および愛情剥奪症候群と診断された症例を収集。 2) 1986年度調査でいずれかの方法で連絡を取り得た全対象、504医療機関小児科に、専ら郵送法で症例報告を依頼。
1988	昭和63年度厚生省心身障害者研究「家庭保健と小児の成長・発達に関する総合的研究」	松井一郎、谷村雅子、小林登	小児医療の場における被虐待児の実態	1) 1986(昭和62)年からの継続調査。 2) 虐待の要因として考えられているもののうちで、児の側の問題を多く持つ、双生児における虐待の実態を調べる。	1) 病床数300以上の全国505医療機関に調査用紙を送付。1987(昭和63)年度調査以降の1年間に診断された、被虐待児症候群、愛情剥奪症候群の例についての調査。 2) 病床数300以上の全国505医療機関で、1986(昭和61)年までに診断された、被虐待児症候群、愛情剥奪症候群228例の中の、双生児症例についての資料解析。(表4-1参照)
1989	小児保健研究48(3)	内藤和美	被虐待児・被放置児の実態と対応に関する研究	1) 初回調査、1986(昭和62)年 2) 継続調査、1987(昭和63)年	1) a. 病床数300以上の全国505医療機関に調査用紙を郵送する方法(郵送法)。b. 5医療機関で担当医師から直接聴取し、病歴を参照して調査用紙に記入する方法(直接法)。c. 国内医学雑誌に掲載された症例報告を収集して調査用紙に記入する方法(文献法)。3方法により、年次を問わず、被虐待児症候群および愛情剥奪症候群と診断された症例を収集。 2) 1986年度調査でいずれかの方法で連絡を取り得た全対象、504医療機関小児科に、専ら郵送法で症例報告を依頼。
1989	大阪府委託調査 研究報告	大阪児童虐待調査研究会	被虐待児のケアに関する調査報告書	保健・福祉・医療の分野において、児童虐待ケースを取り扱っている、各機関での取り組みの実情を把握し、今後の予防並びに処遇対策の検討を試みる。	保健所、児童相談所、家庭児童相談室、小児科の病院及び診療所で、1983(昭和58)年度から1987(昭和62)年度の5年間に、被虐待児として扱ったケースを対象とし、作成した調査票を使用して調査を実施した。
1989	全国児童相談所長会議録47	全国児童相談所長会	「子ども的人権侵害事例の調査及び子ども的人権擁護のための児童相談所の役割」についての意見調査」の報告	児童相談所において関わった子ども的人権侵害ケースの実態把握を行い、併せて子ども的人権擁護のための児童相談所の役割についての児童相談所長の意見を集約することにより、児童相談所として今後これらの児童への対応に資することを目的とする。	1) a. 件数調査: 1988(昭和63)年4月1日から9月30日までの間に、人権侵害が認められたケース、または人権侵害が疑われたケースの件数。b. 被虐待児童調査: aのうち、被虐待児童について、虐待の状況や処遇の状況を個人票により調査を実施。 2) 子ども的人権擁護のための児童相談所の役割についての意見調査: 子ども的人権侵害事例の児童相談所の対応についての意見を調査票により実施。

表 3

発行年	雑誌名	特集名	特集の目次	著者
1983	小児看護6(6)	被虐待児症候群	<p>総説 被虐待児の現況とその問題点</p> <p>事例報告</p> <p>1.実母による被虐待児の看護を経験して 2.被虐待児症候群幼児の成長発達へのかかわり 3.硬膜下血腫をくり返した事例をとおして 4.知識不足の育児から慢性胃炎を起こした乳児の看護 5.被虐待児症候群児の家族へのかかわり 6.母親に拒否反応を示す児へのかかわり 7.被虐待児症候群児の死に至る軌跡 8.被虐待児症候群(母性剥奪症候群)の児の看護をとおして</p> <p>診療と管理</p> <p>1.被虐待児の診断と治療をめぐって 2.被虐待児の家族的社会的背景 3.親の性的暴行 4.被虐待児と法律</p> <p>トピックス 児童虐待をめぐる海外の状況について</p>	<p>家常 恵</p> <p>亀井 クニ子 他 高橋 京子 他 陣田 泰子 本多 和子 他 奥原 芳子 工藤 とし 他 遠藤 幸子 他 水守 法子 他</p> <p>池田 由子 石川 知子 西川 祐一 中谷 瑾子</p> <p>池田 由子</p>
1984	現代のエスプリ20	被虐待児症候群	<p>概説・被虐待児症候群</p> <p>理論と研究</p> <p>実験育児学 —サルの場合— 愛情剥奪症候群 愛情遮断性(母性剥奪性)小人症の内分泌学 幼児虐待の一精神鑑定例 幼児虐待(Child Abuse)の研究</p> <p>社会的・文化的背景 被虐待児の家族的社会的背景 被虐待児の事例研究 家庭崩壊の中で子どもたちは</p> <p>事例研究 被虐待児処遇の問題点 被虐待児症候群児の死に至る軌跡 —極小双胎未熟児M子ちゃん、M枝ちゃんの場合 子どもを代理としたMunchausen症候群 ある被虐待児と親の治療例 親の性的暴行 親権の濫用と親権の喪失 欧米における最近の親権の動向</p>	<p>池田 由子</p> <p>畠山 富而 大久保 修 諏訪 城三 福島 章, 金原 寿美子 内藤 道興</p> <p>石川 知子 池田 由子, 成田 年重 坂巻 熙</p> <p>池田 由子, 成田 年重 遠藤 幸子, 浜崎 信子 他 南風原 幸子, 長畑 正道 池田 由子 西川 祐一 大内 津恵子 中川 高男</p>



表 4-1

発表年	文献	論文	主な事例報告者	年齢 歳・月	性別	家族	概要	経過
1975	小児科16(4)	被虐待児症候群	医師	2・1	男	父 母 本児は同胞3人の中の第3子 ※本児1ヶ月～1歳8ヶ月時は 父方祖父、父、兄嫁が養育	父は酒飲みで、母は神経質な性格。夫婦仲が悪い。虐待していたと思われるのは母である。	発達遅延を主訴として、乳児保健協会医師の紹介で、県立こども医療センターに入院。全身に皮下溢血が多数みられた。
1975	小児科16(4)	被虐待児症候群	医師	2・0	男	父 母 本児は同胞3人の中の第2子 ※経済的貧困	先天性内蔵、脳奇形があり、発育不良のために養育に不熱心。虐待していたと思われるのは父である。	本児9ヶ月時、病院医師からの紹介で、発育障害で県立こども医療センターに第1回目の入院。その後、1歳3ヶ月時に泌尿器科手術で2回目の入院。2歳時に強直性けいれんで3回目の入院。頭蓋内出血、皮下溢血、骨折がみられた。
1975	小児科16(4)	被虐待児症候群	医師	1・5	女	父 母 本児は同胞2人の中の第2子 ※経済的貧困	本児は望まぬ女児であった。虐待していたと思われるのは母である。	本児11ヶ月時、体重増加不良、表情が乏しい等で、保健所保健婦からの紹介で県立こども医療センターに入院。1歳5ヶ月時には顔面損傷で2回目の入院。口唇欠損、血痙性掻癢、骨折、骨端破壊がみられた。
1975	小児科16(4)	被虐待児症候群	医師	3・3	女	父 母 本児は同胞3人の中の第2子	父は酒癮がわるく、虐待していたと思われるのは父である。母も虐待をうけているらしい。	本児2歳2ヶ月時、意識障害で病院医師から紹介され県立こども医療センターに入院。その後、2歳5ヶ月時には眼周囲発赤、腫脹、3歳3ヶ月時には眼周囲発赤、皮下出血、頭部腫脹で計3回の入院。両眼周囲皮下溢血と腫脹、裂傷がみられた。
1975	小児科16(4)	被虐待児症候群	医師	2・3	女	父 母 本児は同胞2人の中の第2子	母は分裂病的性格。夫婦仲が悪い。虐待していたと思われるのは母。	発育障害を主訴として、開業医からの紹介で県立こども医療センターに入院。顔面裂、掻癢痕、皮下溢血、骨折がみられた。
1975	小児科16(4)	被虐待児症候群	医師	5・3	男	父 母 本児は同胞2人の中の第2子 ※本児は養子	母は精神病質な性格。実子があるが、本児を神父から養子にもらう。虐待していたと思われるのは母。	成長障害、多食を主訴として、開業医から紹介され県立こども医療センターに入院。火傷、掻癢痕がみられた。
1975	小児科16(4)	被虐待児症候群	医師	7・6	男	父 母 本児は同胞3人の中の第3子	父は仕事で多忙。母は虚栄心の強い性格。父母ともに実子に疑問があり、1歳まで本児を養育所に預けていた。	成長障害、多食を主訴として、在宅児童指導員から紹介され県立こども医療センターに入院。掻癢痕がみられた。
1975	小児科16(4)	被虐待児症候群	医師	9・4	男	父 母 本児は同胞4人の中の第3子 ※本児のみ養子	本児は父方祖母の弟の孫で、6歳まで祖母が養育。父と祖母は不仲である。虐待していたと思われるのは母と祖母。	成長障害を主訴として、養護学校医師から紹介され県立こども医療センターに入院。顔面乾掻癢と皮下溢血、頭部裂傷痕がみられた。
1979	北関東医学29(3)	被虐待児症候群の1例	医師	6	男	父 母 左官業 精神薄弱 本児は同胞3人の中の第3子 ※父は再婚。本児以外は父の妻。	本児の実父は不明で、母は妊娠にも気づかなかった。出生直後から乳児院に預けられ、母が父と結婚する際に引き取られた。父は、本児の夜尿などを理由に、本児に対し、陰部に熱湯をかける、煙草の火を押し付ける、殴打する、冬季に裸のまま台所に立たせるなどの虐待をした。	近所の人の通報により、児童相談所が本児を施設へ措置するが、5歳時に母の希望で退園し、再び父と同居した。しかし、母が刑務所に入ったため施設に再入園。前回の退園時に戻られなかった肘関節の運動制限が認められ、整形外科を受診し、先天性梅毒の疑いで大学病院を紹介された。

発表年	文献	論文	主な事例報告者	年齢 歳・月	性別	家族	概要	経過
1981	京都教育大学 紀要59	被虐待児の心理 的特性	児童 相談所	7・8	男	父 母	出生3日目には母は本児を遺棄。1ヶ月後に母の所在が判明するが、養育拒否のため乳児院に収容。2歳2ヶ月時に児童福祉司の指導により家庭引取りされたが、2歳7ヶ月時に、父の収監、母の行方不明により養護施設に収容。父の出身を機に4歳10ヶ月時に家庭引取りされたが、両親になつかないという理由で母は体罰・叱責を加えるようになる。本児にも放浪癖、万引きがくり返されすことから折檻がつつつた。	虐待の疑いで警察により通告される。両親の養育忌避のため、養護施設に収容された。
1981	京都教育大学 紀要59	被虐待児の心理 的特性	児童 相談所	7・11	男	父？ 母 次子	本児は出生後1歳まで入院。その後両親のもとで養育されるが、本児に養食癖があることから、母が殴打する、タバコで火傷を負わせる、ペランダに放置するなどの折檻を加えていた。	母の次子出産を機に養育困難となり4歳6ヶ月～6歳9ヶ月の間、養護施設に収容。就学を機に家庭引取りとなるが、性器いじり、放浪夜遊びなどの問題行動が出現し、両親とも拒否感を強めた結果、7歳10ヶ月時に養護施設に収容された。
1981	京都教育大学 紀要59	被虐待児の心理 的特性	児童 相談所	7・11	女	父 継母	本児は2歳7ヶ月時に実母に死別。3歳時に継母を迎えるが、排泄の失敗、つまみ食い行為がみられたため、継母は殴打する、裸にして水をかける、裸で外に放り出す、食事を十分に与えない、などの折檻を加えた。	警察より通告があり、4歳10ヶ月～6歳8ヶ月の間養護施設に収容。就学を機に家庭引取りとなるが、継母との関係悪く、7歳11ヶ月時には継母は養育を忌避して家出した。児童相談所で一時保護した後、里親委託するも里親との関係が悪く、1ヶ月後に養護施設に収容。
1981	京都教育大学 紀要59	被虐待児の心理 的特性	児童 相談所	9・2	男	父 継母	本児6歳11ヶ月時に父母が離婚。直後に継母を迎えるが、本児に夜尿、金品の持ち出し、夜遊び、家出、などの問題行動が見られたため、父がソリッドで殴打する、タバコ等で火傷を負わせる、便所に閉じ込める、食事を与えない、登校させないなど、体罰や折檻を加えた。	児童相談所での一時保護を予定するが、折檻による骨折のために、病院に長期入院した。
1981	京都教育大学 紀要59	被虐待児の心理 的特性	児童 相談所	10・5	女	父 母	非嫡出子として出生。本児4歳時に父が行方不明となり、母子寮に入所。5歳時に父と再び同居するが、9歳3ヶ月時に父は恐喝未遂で逮捕され、精神病院に入院。その直後から、母子は父の従兄弟と同居した。父の従兄弟から木刀で殴る、タバコの火を押し付ける、父の従兄弟と母共々同で家から追い出すなどの虐待が行われた。	本児から警察に保護を求めた。

発表年	文献	論文	主な事例報告者	年齢 歳・月	性別	家族	概要	経過
1981	京都教育大学 紀要59	被虐待児の心理 的特性	児童 相談所	11・4	男	父 母？	未熟児出生。全体的に発達が遅延。2歳時に医師から栄養不良との指摘も受ける。幼稚園時から及だちの玩具を盗る、他家に入らして現金を盗る行為があり、父は殴打する、タバコで火傷を負わせる、戸外に立たせる、裸にして手足を縛るなどの折檻を加えた。	学校の指導で、小学2学期から2年9ヶ月間養護施設に収容。父の転勤による転居を機に家庭引取りとなるが、父の厳格な様子を嫌って、本児は家出。家出中に万引き、無銭飲食、恐喝をする。それを理由に父はさらに体罰を加えた。本児はその後教護院に収容された。
1981	京都教育大学 紀要59	被虐待児の心理 的特性	児童 相談所	11・7	女	父 母	経済的な困窮にともなって父母の仲が悪化し、本児は10歳5ヶ月時に父方祖父母宅に預けられる。その間母が行方不明になり、11歳時に父に引き取られるが、精神的にも生活的にも追いつめられた父から、殴打する、夜間外に放置するなどの虐待が始まった。	本児は教護院に収容された。
1981	京都教育大学 紀要59	被虐待児の心理 的特性	児童 相談所	13・11	女	母	母は妻子ある男性との間に本児をもうける。本児は幼稚園時から、金品の持ち出しや母への不従順を理由に、殴打する、爪にやいと、丸裸で戸外に放置する、熱湯をかける、などの折檻を加えられた。母は多くの稽古事に通わせ、期待もするが、小学4年時から人のものを盗る行為が出現し、折檻を加えた。	中学入学後は、本児も反抗的となり、外泊、喫茶店への出入りが頻繁になり虐待行為はさらに激しいものとなる。本児は養護施設に収容された。
1981	児童精神医学 とその近接領域22(3)	養護施設から家庭引きとり後に起こった被虐待児症候群について	児童 相談所	4・10	男	父(29歳) 母(30歳) 兄(9歳) 兄(6歳)	父母が別居した翌月、本児は未熟児で誕生。母が入院したため、生後3ヶ月時に次男とともに乳児院に措置された。その後父母が再び同居することになるが、本児は発達の遅れがあったため他の兄弟より1年遅れて2歳6ヶ月時に家庭に引き取られた。	引き取り後2年半経ったころから本児への折檻が近所の目にとまるようになり、着の身着のまま逃げ出した本児を警察が発見し、児童相談所が保護した。頭部、顔面、耳介下部に挫創、打撲痕を認め、栄養状態も不良であった。虐待者は母で、父は虐待を知らずながら積極的に関与することを避けていた。母は身体不調に加えて、父やその実家とのトラブルにより心身ともに疲労の極に達していたため、母には入院をすすめ、父親との面接で夫婦関係の安定をはかり、本児は4歳10ヶ月時に養護施設へ措置した。
1981	児童精神医学 とその近接領域22(3)	養護施設から家庭引きとり後に起こった被虐待児症候群について	児童 相談所	4・9	女	父(38歳) 母(42歳) 兄(13歳) 姉(11歳) 兄(9歳)	夫婦仲が悪化して1年経過したころに本児が出生。その後母に盗癖が始まり、執行猶予中の再犯により本児1歳1ヶ月時に実刑判決を受け、それを機に次女と本児は養護施設に預けられた。出所後、本児4歳7ヶ月のときに家庭に引き取られ、6人家族に戻った。	引き取り1ヶ月後に、本児が運び込まれた病院の脳外科より通告があり、激しい虐待が明らかになった。左側頭部硬膜下出血・同部骨折・面側前腕骨骨折・頭頂部外傷性脱毛(直径約5cm)・同部出血斑・顔面を含む全身のタバコによると思われる無数の火傷痕跡および傷痕を認め、栄養状態も不良であった。虐待者は母で、父はかばうとますます折檻がひどくなると早過していた。外科治療がおわった後、児童相談所に一時保護。母は引き取る意志をまったく見せず、本児は養護施設に措置した。

発表年	文献	論文	主な事例報告者	年齢 歳・月	性別	家族	概要	経過
1981	児童精神医学とその近接領域22(3)	養護施設から家庭引きとり後におこった被虐待児症候群について	児童相談所	8・4	女	継父(46歳) 母(41歳) 高卒、化粧品セー ルス、水商売、ウエイブス等 弟(4歳) 異兄妹(4ヶ月)	本児は私生児で実父不明。未熟児で誕生。母は抱金を抱えて水商売をしており、養育困難のため3ヶ月時に乳児院に措置された。4歳3ヶ月時に本児を引き取ったが、しだいに本児の反抗・痲痺・場面緘黙などがはげしくなり、喘息発作も頻発するようになり病院、児童相談所へ通うが、母子関係は日増しに悪化した。その後継父と知り合い、入籍。その後、本児の家出・徘徊・虚言が一層激しくなっていた。	本児8歳時に、弟を連れて家出し、車庫で寝ているところをパトロール中の警官が発見し、児童相談所が保護した。大腿部などに折傷によるものと思われるうっ血・腫脹・傷痕がみられ、母が飲酒時に乱暴したものとわかった。継父、母ともに問題行動の続く本児への養育意欲が急激に減退しているため、養護施設へ入院。療養所への措置変更が検討された。
1982	精神衛生研究 29	被虐待児の研究 第二報 被虐待多胎児の事例研究	医師		女	父 大卒、会社員、婿養子 母 短大卒 姉 双生児の第2子	本児は一卵性双生児の第1子。母方祖父母が双生児を「鬼っ子」として忌避、第1子(昔式に妹とされた)を父方伯母宅に里子に出す。その後不妊を宣告された母が急に懐くなくなり、本児4歳2ヶ月時に連れ帰る。しかし、なつかない、夜尿、滯糞があるなどで体罰を始め、飲食物の制限、殴る、蹴る、タバコの火をつける、屋外にしめ出すなどの行為があった。第2子に対しては、常に母らしい態度を示した。	母は、児童委員や隣人の注意も無視し、ついに警察に通報された。本児は児童相談所に保護、養護施設で学齢まで順調に発育した。父母が引き取りを望み、家庭に戻ったが、虐待が再発し、本児は第二の里親に出された。
1982	精神衛生研究 29	被虐待児の研究 第二報 被虐待多胎児の事例研究	医師	3・1	女		本児は一卵性双生児の第2子。母は妊娠を望まなかったが、今度は男子をという父の期待で出産。7ヶ月の未熟児。養子には養育の悪い第2子を出すつもりが、第1子を希望されたため、「力尽かす」として母は本児を拒否。食物を与えず、放置し、折檻をくりかえす。その後父が癌になり、一ヶ月のうちに精神病院へ入院し、退院をくりかえすようになると、母は姉を連れて実家に帰り、離婚。本児は父母の美家でも拒否される。	本児3歳1ヶ月時に、父が児童相談所に本児を置き去りにした。心身ともに養育滞滞。運動能力、言語、生活習慣など、年齢程度の遅れあり。ひきつけ発作もあり、養護施設から精神薄弱児施設に移った。
1982	精神衛生研究 29	被虐待児の研究 第二報 被虐待多胎児の事例研究	医師	3 3	男 女	父(51歳) とび職 母(45歳) 同胞3人 ※生活保護を受給 ※母は、乳児期に死亡した三つ子を含め13人を出産	母は陣旧性分裂病と思われ、家事や育児が十分できず、異常行動のため保健婦などが絶えず見回る必要がある。とりわけ本児(二卵性異性双生児の第1子と第2子)とその下の1歳の弟に対して、食物やミルクを十分与えず放置し、気に入らぬと頭から水をかけたたり床に投げ付けたりする。とくに本児は殴打のため、頭部が変形していた。	本児は母の折檻を逃れて6歳の兄と家出し、警察に何度も保護された。精神薄弱の父を説得してようやく母を入院させ、年少児は施設に保護された。4人とも垢まみれ、遍疹がひどく、入浴に抵抗。抱い食い、指しゃぶり、かみつき癖などがみられた。
1982	精神衛生研究 29	被虐待児の研究 第二報 被虐待多胎児の事例研究	医師		男	父(29歳) 中卒、運転手 母 中卒 兄(4歳) 三つ子の第1子(女子) ※三つ子の第2子は生後10ヶ月で死亡	本児は出生時体重2050g、骨盤位、仮死で生まれた先天性心臓障害がある。父は女児を望んでいた。貧困のため多子を望まず、産婆も多胎のことを告げていなかったためショックを受けた。9ヶ月まで母方実家に里子に出し、第2子死亡後引き取る。発育が第1子より劣ることで父が殴る、蹴るの体罰を与え、母も拒否的であった。	第1子が交通事故にあり、てんかん重精状態を来し、脳波異常、学習不振などがあらわれ、反対に抑圧的、かん黙であった本児が能力的に高くなってきたので、父の態度が次第に変化し、虐待行為が消失した。

発表年	文献	論文	主な事例報告者	年齢 歳・月	性別	家族	概要	経過
1982 129	精神衛生研究	被虐待児の研究 第二報 被虐待多 胎児の事例研究	医師	2 2	男女	父 行方不明 母 (36歳) 兄 (6歳) ※父母は内縁関係、生活保護 を受給	本児は二卵性異性双生児。未熟児で出生。母は精神分裂病で2回の入院歴がある。退院後自宅で本児を出産したが、そのときは叫び声で隣人が気付き救急車で入院させた。出産後病状が悪化し、口もきかず食事を支度もしないので、兄は近隣の家から食物を盗むことが多い。母は双生児が空腹で泣くと打ったりする。	家主が警察に通報した。福祉関係者が母を入院させ、子どもを保護した。3人とも身長、体重ともに平均以下。心身ともに発達遅滞があった。
1982 129	精神衛生研究	被虐待児の研究 第二報 被虐待多 胎児の事例研究	医師	5・1	男	父 (32歳) 小卒、工員 母 (32歳) 小卒 ※貧困、アパート住まい	本児は二卵性異性双生児の第1子。出生時2200gで保育器に20日収容。父母ともに知的に低い。子どもが欲しくないのに双生児出生でショックを受ける。第2子はL.C.C.があったため自宅に置いたが、第1子は生計困難を理由に6ヶ月から3歳6ヶ月まで乳児院、養護施設に預ける。面会にも訪れず、やむなく引き取った後も、発育が劣るといふ理由で体罰をくり返した。第2子に對してはむしろ甘やかしている。	本児の知能は境界線程度。その後特殊学級に進むが、母は「口もきけぬバカ」と本児を罵り、施設収容を希望し続けている。
1982 129	精神衛生研究	被虐待児の研究 第二報 被虐待多 胎児の事例研究	医師	1・1	男	父 (41歳) 転職をくり返す 母 (26歳) 妊娠中 兄 (2歳) 双生児 (女子) ※父母は内縁関係 ※貧困、アパート住まい	父には先妻との間にも双生児 (男子) がいる。現在の妻と同様、兄が生まれた後年子で異性双生児が生まれる。父は「男の子はもついたらいい」「同時に生まれた女児より発育が遅い」などの理由で本児に対して殴る、蹴る、刃物で顔面を傷つけるなどの虐待を加える。母も積極的に止めない。	医師が全身衰弱、多発性骨折などを発見し、警察に届け出て、両親は検挙された。本児は乳児院に、他の子どもも施設に保護された。
1982 129	精神衛生研究	被虐待児の研究 第二報 被虐待多 胎児の事例研究	医師	0・4 0・4	男女	父 (37歳) 中卒 母 (24歳) 中卒 姉 (4歳) ※生活保護を受給		本児4ヶ月時に肌着を着せただけで紙袋に入れ、秋の雨の日に捨てた。2人は栄養失調、肺炎のため入院。父はその後姉を連れ出し、アパートに捨てて予した。結局母方祖父が双生児を引き取るが、継げた住所は虚構のもので、2人は行方不明になる。母方伯母によると「どこかによつたらしい」と言う。
1982 129	精神衛生研究	被虐待児の研究 第二報 被虐待多 胎児の事例研究	医師	4・1 4・1	女 女	父 母 (7歳) ※父母不和で別居		近隣より通告があり、双生児は児童相談所に保護された。第1子は先天性脳性まひで発育遅滞があり、第2子は知能正常だが、情緒面に多少問題があった。第1子は精神薄弱児施設へ、第2子は養護施設へ入所。第2子は7歳5ヶ月で母方親族に引き取られるが、反抗的、乱暴、夜尿、盗癖などの理由で家族との対人関係が悪くなり、再び児童相談所を経て他の養護施設へ入所した。

発表年	文献	論文	主な事例報告者	年齢 歳・月	性別	家族	概要	経過
1982	精神衛生研究 29	被虐待児の研究 第二報 被虐待多 胎児の事例研究	医師		女	父(61歳) 無職、病弱 母(41歳) 兄 母の連れ子 ※父母は再婚 ※生活保護を受給	本児は二卵性同姓双生児の第1子。父母とも 双胎を喜ばず、母が働いており生計困難という 理由で、本児のみ生後すぐ乳児院に委託。その 後養護施設に入所するも、父母はほとんど面会 に訪れていない。8歳7ヶ月時に引き取られた が、本児は家族になつたかない。母も第2子に比 べてかわいげがなく、養ができていないと拒否、 虐待行為をする。本児が家出、盗み、外泊をくり かえすようになると父母が体罰を与え、食事を 抜いたりした。	非行傾向がすすみ、本児も施設入所を希望したため、教育、 福祉関係者が協議して、他の養護施設に入所した。
1982	精神衛生研究 29	被虐待児の研究 第二報 被虐待多 胎児の事例研究	医師	0・1 0・1 0・1		父(24歳) 転職をくり返す 母(22歳) 非行歴あり 兄(4歳)	経済困窮のため母は妊娠を望まなかったが、 父がもう1人女の子が欲しいと言ったので中絶し なかつた。出産時に三つ子とわたり母はシヨック を受けた。3人とも未熟児で保育器に2週入った が、発育は順調。しかし、子どもたちが啼哭して もミルクも与えず放置し、錯乱状態に陥り、3人 の首をしめて殺そうとする。	母は、精神科に入院。3人は乳児院に送られた。
1982	精神衛生研究 29	被虐待児の研究 第二報 被虐待多 胎児の事例研究	医師	1・3	女	父(28歳) 母(25歳) 妹(1歳3ヶ月)	本児は二卵性同姓双生児の姉。双胎であるこ とが出産直前までわからず、2人とも体重が少な いことにもシヨックを受けた。実家で2人の育児は 大妻だと言われ、体重の多い姉を母方祖母に託 した。9ヶ月時に引き取ったが、手元で育てた妹 に比べて、なつかないし嫉もうまくゆかず、憎ら しくなり、つい体罰を加えたりしてしまう。	祖母や父に協力してもらい、母の精神療法を行ったことで、母 子関係も次第に好転した。
1982	精神衛生研究 29	被虐待児の研究 第二報 被虐待多 胎児の事例研究	医師	7	男	父方祖父 父方祖母 父 母 同姓双生児第1子(7歳)	父方家族は迷信深く、双胎妊娠がわかると 「家系にそのような筋はない」と嫌がり母を外出 させず自宅を出産させた。双生児が二卵性で あつたことから「母方の遺伝」と非難し、本児を母 方実家で学齢まで養育させ、差別した。学齢に なつて父母の元に返ると、父方祖父と父が第1子 より身体的、精神的発育が劣るという理由で激 しく折檻。本児は学校でも落ち着かず、学業不 振、盗みなどの問題行動を生じ、さらに体罰を加 えられた。	折檻の痕が何ヶ所もみられ、本児は父方祖父母と第1子に激 しい敵意を示した。
1982	精神衛生研究 29	被虐待児の研究 第二報 被虐待多 胎児の事例研究	医師	3	男	父 母(31歳) 姉(4歳) 双生児第2子(3歳)	本児は卵生不明の双生児第1子。在胎34週、 未熟児。母は、父の実家にも本児の存在を知ら せず、人前に出さなかつた。3歳まで流動食と少 量の粥を与えたのみで、乳児健診や予防注射 にも連れてゆけなかつた。	3歳1ヶ月で意識障害、呼吸障害を訴え、栄養失調と脱水症で 入院。半昏睡状態。気管切開。入院中、母は冷담であるばかり でなく、点滴筒の中にゴミを入れたり、鼻を強く踏み傷を負わせ たり、夜泣くと暴力をふるつたりした。本児はその後乳児院に収 容されたが、いろいろな面で発達が著しく遅滞していた。

発表年	文献	論文	主な事例報告者	年齢 歳・月	性別	家族	概要	経過
1982	精神衛生研究 129	被虐待児の研究 第二報 被虐待多 胎児の事例研究	医師		女 女	父(30歳) 日雇 母(35歳) 姉(6歳)	本児は一卵性同姓双生児。在胎29週、第1子 1100g、第2子750g。それぞれ1111日と118日未熟 児室入院。	退院2ヶ月目に第1子が負うと、意識障害で入院。3日目に死 亡(1歳3ヶ月)。9ヶ月後に第2子がいるいと蜂窩織炎で第1回 目の入院。その4か月後に栄養障害と骨髄炎で8ヶ月間入院。 1か月後に大腿骨骨折で2ヶ月入院。その2か月後に第4回目の 入院をし、死亡(2歳5ヶ月)した。この間、病院、福祉関係者は 虐待を防ごうとしたが、親の抵抗にあつて本児を施設収容する ことができなかった。
1983	小児看護6(6)	実母による被虐待 児の看護を経験し て	看護	4	男	父(39歳) 大卒、会社員 母(30歳) 高卒、主婦 兄(5歳) 妹(10ヶ月)	本児誕生を境に夫婦仲が悪化。他の兄妹より も本児に期待感をもつ父に対し、母は苛立つて いる。本児は、母のすべてに反抗。何を問いか けても答えない。家中の食べ物を隠れ食いす る。頭を壁にぶつけるなどの自傷が多い。	4歳で家出し、警察に保護された際に身体の傷を指摘され、 入院に至る。入院時の身長88.5cm、体重12.2kg。両足背に凍 傷の傷跡。上肢にアイロンによる火傷の痕。洋服は薄汚く、身 体の垢がめだつ。2年有るの入院を経て、母の希望により家庭 復帰したが、3年後に母に熱湯シャワーをかけられ熱傷で再入 院。
1983	小児看護6(6)	実母による被虐待 児の看護を経験し て	看護	4 7	男 男	継母 その他不明		兄弟が相前後して入院治療。その後施設入所。
1983	小児看護6(6)	実母による被虐待 児の看護を経験し て	看護	10	女	母 軽度精薄 その他不明		入院治療の後、施設入所。
1983	小児看護6(6)	被虐待児症候群 幼児の成長発達 へのかわり	看護	3・5	女	父(22歳) 怪我により無職 母(22歳) 姉(4歳) 妹(2歳) ※生活保護を受給	本児は、両親が生活保護を受けるための方便 として結婚と離婚をくり返していた時期に生まれ ない子として出生。在胎33週で出産。1歳4ヶ月 時、保健所の健診で身体、精神面で異常がみら れ病院を紹介されるが未受診。	3歳5ヶ月時、歩行が遅くかけ足ができない等を主訴として小 児科外来を受診し、精査のため入院。表情は暗く、全身の汚れ が著しく、手などに父親がタバコの灰を押し付けた火傷の跡。 約5ヶ月間の入院では、年齢相当の成長発達を促すことと、基 本的生活習慣の自立が目標とされた。両親に引きとる意志が なく、退院後に施設入所。
1983	小児看護6(6)	硬膜下血腫をくり 返した事例をとお して	看護	2・5	女	父(40歳) 母(34歳) 姉(3歳) 弟(1歳)		1歳時に硬膜下血腫で1回目の入院。コタツの角にぶつかっ た、椅子から落ちた、など母の言うことが再三変わる。生ประวัติ についてもはつきりとした返答がない。母の育児能力の低さが 明らかになり、親戚が交代で状態をみることになり入院。1歳 9ヶ月時にけいれんで再入院。硬膜下血腫、顔面の皮下出血。 両親ともに面談や話し合いに訪れず、重症心身障害者施設へ の入所の可能性が高い。
1983	小児看護6(6)	被虐待児症候群 児への家族への かわり	看護	8	男	父 飲食店経営 母 飲食店経営 兄(10歳) 姉(9歳)	両親とも仕事のため夜間は不在。父はなかな か歩行ができない本児に対し、殴る、蹴るの体 罰を加えるようになってきた。食事を何日も食べさせ ずに餓死に近い状態にさせたこともある。父は、 母が本児に手が加かるようになってから「自分 のことはかまってくれなくなつた」と甘えが強い。	6歳時に、軽度の脳性まひ、代謝疾患、筋肉疾患の疑いと被 虐待児症候群で1回目の入院。本児の強い希望で家庭に戻る が、父の体罰が続き、1ヶ月後に全身衰弱、軽度の意識障害で 2回目の入院。その8歳時に神経チップで3回目の入院。本児 は家庭での生活を望んだが、両親がそれを受け入れず、養護 学校で生活することに。

発表年	文献	論文	主な事例報告者	年齢 歳・月	性別	家族	概要	経過
1983	小児看護6(6)	母に拒否反応を示す児へのかわり	看護	1-9	男	父(36歳) 無職 母(36歳) 20歳で精神分裂病発病 ※両親別居中	生後まもなく心室中隔欠損症で入院。入院初期から、母は本児の反応を受け止められず、反応を返すことも苦手で、泣く本児の顔を手形が残るほど叩くなど不適切な態度をとることが多い。保育者の説明は受け入れれない。父も本児に対して粗暴な扱いがみられる。家庭での養育は意欲面でも能力面でも難しい。	経過は順調であったが、病院から児童相談所に連絡し、「母の精神障害による家庭教育困難」という措置理由で、親の同意を得て小児病院の乳児養育棟(児童福祉施設乳児院)に措置。
1983	小児看護6(6)	母に拒否反応を示す児へのかわり	看護	2	男	父(29歳) 土木建設関係 母(26歳)	4ヶ月健診後、硬膜下水腫で通院。その間母は慢性胃炎、妊娠中毒症の後遺症に悩む。	「母の本児出産後の情緒不安定および育児ノイローゼによる家庭養育困難」という措置理由で、家族の同意を得て小児病院の乳児養育棟(児童福祉施設乳児院)に措置。両親の家庭引き取りの希望が非常に強く、長期外泊という形で退院したが、その後嘔吐、脱水状態などで入院。経過観察中にも本児の身体に出血斑が認められるなど、虐待が疑われたため、乳児養育棟に帰棟。
1983	小児看護6(6)	被害待児症候群 児の死に至る軌跡	看護		女 女	父 無職 母 無職 姉 弟	本児(M子、M枝)は双胎未熟児。母は妊娠中毒症を合併しながらも検診を受けず、出産後初めて母子手帳の交付を受けた。出産してみても未熟児であることが知られたが、未熟児特有の顔貌や、双胎であるということにこだわっていた。	M子は生後約6ヶ月時で昏睡、頭部打撲、顔面擦過傷で乳幼児棟へ入院するが、右硬膜下出血により死亡。M枝は1歳3ヶ月時から不振が外傷により4回にわたる入院をくり返し、2歳10ヶ月時に左硬膜下出血により死亡。
1983	小児看護6(6)	被害待児症候群 (母性剥奪症候群)の児の看護をとおして	看護	6	父 母	父 無職 母 無職	本児は未熟児で出生。母は本児の発育の遅れに気付いたが受診せず、本児が泣いても「うるさい」「だまれ」と言いつづけて、話し掛けるようなことは一切なかった。3歳ころより暗い部屋の隅に外部から中が見えないようなしきりを作り、本児を寝かせていた。5歳半ころまでおむつを使用。その後は下半身露出状態のまま、排泄物は固形のもののみ取り除いていた。布団も交換せず、入浴もせず、着替えも入院前の1度のみであった。	6歳時にひきつけ、眼球固定などの症状で緊急入院。褥創がひどく、床には骨の露出が見られた。股関節、肘関節には拘縮あり、臥床でしか身体を動かさない。発達程度は1〜1歳半くらいであった。母と本児の接触時間を多くするために面会を多くし、本児の拒否的な態度が薄らぎ、母にも母意識が芽生えてきた中で母子同室入院を開始。看護婦のアドバイスを受けながら母子関係を深め、入院後4ヶ月で退院し、家庭に戻った。
1983	小児看護6(6)	被害待児の家族的社会的背景	児童相談所	10	男	父 貨物の運転手 母 専業主婦 弟(5歳)	母は本児が両親のいずれにも似ていないと感じショックを受け、産院で他人の赤ん坊と取り違えられたのではないかと思いつづけた。産後の肥立ちが悪かったこともあり、本児は放置に近い状態であった。1歳過ぎから過食と盗み食いが始まり、反抗的になり、罰として寒中に戸外に出したり、食事を与えなかつたりして厳しく折檻した。	本児の様子を不審に思った担任教師が校長に報告、児童相談所に通告し、保護された。両親が養育の意思はないと申し立て、養護施設に入所。親子関係の調整をはかり、約2年後に転居を契機として家庭に戻ったが、母の本児への拒否感が変わらず、本児は家出して施設に戻ることをくり返したため、約2年後に再び養護施設に入所した。



発表年	文献	論文	主な事例報告者	年齢 歳・月	性別	家族	概要	経過
1983	小児看護6(6)	被虐待児の家族的社会的背景	児童相談所	12	女	父 母 兄 妹 ※両親別居、離婚調停中	母は、年子になる上に丙午の子になるため、本児の出産を希望しなかった。幼いころから本児を他同胞と差別し、些細な過ちや反抗に不寛容でも体罰を加えた。父、伯母が説得したが対立。さらに、本児のみに家事労働を命じ、小遣いや食事も充分に与えず、空腹に耐えかねた本児が食物を盗み食いついたりお金を持ち出して食物を買ったりすると、ひどい折檻を加えた。	学業不振や家事労働の疲れからの居眠り、身体のおさなど不審に思った担任教師は、再三家人に注意を与えたが不寛容であった。母の折檻に耐えかねた本児は、家を出して警察に保護され、児童相談所に送られた。母は児童相談所の呼びかけに応じず、さらには弁護士を通して親権の侵害を主張。本児については、自身の希望により伯母のもとに引き取られた。
1983	小児看護6(6)	被虐待児の家族的社会的背景	児童相談所	7	男	父 母 兄 妹 ※生活保護を受給	父はアル中というべき大酒家であり、虐待は飲酒下でなされることが多い。父の対人関係はきわめて不良で、馬鹿にされたといっている仕事を無断でやめることのくり返して、飲酒による欠勤が重なり失業中である。	本児が虐待されていることを察した養護教諭のすすめで、両親と本児の3人で病院を受診。虐待を加える父が自ら幾分かの非を認めて来談すること自体がきわめて異例のことで、外来診療の形式で問題解決をはかりうる可能性があるという考えから治療チームが作られた。2ヶ月の間、父は面接にきちんと来院し、暴力はふるわれないという約束を守り、就眠のための過度の飲酒を控えてマイナートランキライザーを入民剤として服用した。しかし、ある晩大量の飲酒下で本児に折檻。本児の生命の安全をはかるといふ見地から、児童相談所に緊急一時保護を要請し、入所した。
1983	小児看護6(6)	親の性的暴行	児童相談所	14	女	父(39歳) 溶接工 兄(15歳) 妹(12歳) ※本児3歳時に両親離婚。母はその後死亡。	母がいないため、本児は4歳ころより家事を手伝い、小学1年ころには主婦代わりに家事をまわすようになる。父が本児の身体を求めようになったのは、本児が中学に入ってからである。本児は父からの性的暴行を受容している。	中学1年の3学期から登校せず、担任教師が家庭訪問するも会えないままであった。中学2年の5月に病院で男子出産。病院から家族、学校、児童相談所に連絡が入り、事件が表面化。本児とその子についての話し合いの場でみられた父の態度に疑問をもった児童相談所が退院後、本児を一時保護し、父子相談の結果、妊娠、出産した事実を聞き出した。本人は希望しなかったが、父の承諾も得て、本児は施設へ入所した。新生児は本児が中学卒業まで乳児院へ預けることになった。本児は中学卒業後、家庭に戻り、子どもを引き取って生活している。
1983	小児看護6(6)	親の性的暴行	児童相談所	10	女	父(43歳) とび職 異父姉(16歳) 家事手伝い 兄(12歳) ※母は、本児3歳時に夫婦喧嘩の末死亡。父は傷害致死で4年の実刑を受けた。	父は、出所後1年ほどして姉と肉体関係を持つ。言うことを聞かないと殴る蹴るの乱暴を繰り返す。さらに姉の年齢を偽り、キャバレーで働かせたり売春を供したりした。本児が小学4年時頃から、父は姉がいないと本児に対しても性行為を強要するようになった。	本児が家出し、警察に保護されたが、父が身柄の引き取りを拒否したため、児童相談所で保護することができた。姉は、怖いことと自分がいないと本児に被害が及ぶことを知っていたため家出や自殺を何度も考えたができなかったが、本児が保護された時点で姉も警察に保護を求めた。警察は児童福祉法を適用、父を逮捕した。本児は自己統制力の弱さや衝動的な行動などの問題があるため、施設入所となった。

発表年	文献	論文	主な事例報告者	年齢 歳・月	性別	家族	概要	経過
1983	小児看護6(6)	親の性的暴行	児童相談所	13	女	父(40歳) 運転手 弟(12歳) ※母は父の暴力に耐えかねて約1年前に家出。	本児は、小学5～6年のころより父に性交渉を強要されていた。報酬として1万円近くをくれることもある。本児は中学になって罪責感を持ち始めるが、性交渉も慣れちゃって、もうどうでもいという気持ちになっている。母は父と本児の関係を知らなかったが、暴力が怖いのと、自分自身も夫である父を拒否していたため、本児をかばうことも父をたしなめることもしなかった。	中学2年の2学期、身体があざだらけなのを同級生が学校で見つけ、教諭が調べたところ、家出をしたことに対する父の折檻であることがわかった。その後本児と親しい親友が、父と本児に肉体的関係があることを知り、担任教諭に相談し、事実が明らかになった。学校からは児童相談所に相談をしているが、本児は折檻を恐れ、学校側が納得しても警察や児童相談所に相談しようとしていない。一度、児童相談所、学校、警察と母が協力して本児を母の実家に隠すが、父に発見され連れ戻されてしまった。親権が父にあるため、児童相談所も警察も手を出すことができない。
1985	小児の精神と神経25(1)	子供を代理としたMunchausen症候群	医師	13・11	男	母方祖母(70歳) 父(49歳) 高校教師 母(46歳) 無職	母方祖母は名家の後継ぎで、家族は頭があがらない。祖母は古いや民間薬などに凝って身内に強いることが多い。本児は幼少時から、医師の処方でない多種類の薬剤を母によって大量に投与され、副作用によって中学1年時には覆たきりの状態となった。	食思不振、起座困難、歩行困難を主訴として病院を受診。母は人格的にゆがみがあり、きわめて未熟で依存的で、本児と共生的関係にあることで安定感を得ていた。本児が思春期になり、母からの自立をはかろうとしたことで母が極度に動揺し、問題が表面化した。7ヶ月の入院治療の結果、本児は復学。
1985	児童精神臨床床5	近接領域との連携上の問題—虐待児の処遇をめぐって—	医師	3・4	男	父 母第2子 ※父母ともに再婚。 ※兄(母の連れ子)がいたが、本児妊娠中に、父母が共謀して虐待、殺害した。	父は、5人の子どもを虐待したため前妻と離婚。本児出生時は受刑中で、服役後、本児1歳時より同居。その当初から、本児がなつかないことで、父は殴る、蹴る、煙草の火を押し付けるなどの虐待を発作的にしていた。	2歳3ヶ月時に児童相談所に一時保護されるが、父が強引に引き取る。その後母は保健所に保護を求め、保健婦らと警察を訪れるが事件扱いにはならず、ついで保護を求めた婦人相談所でも保護されなかった。その後、児童相談所で診察した医師の判断により、両親を説得し入院させた。しかし、本児の他児へ向ける攻撃性が目立つようになり入院生活が困難になるが、児童相談所では保護されず、自宅に戻ることもなく、外来で経過観察するも、再び虐待が始まり、婦人相談所に母とともに保護されるが、その後も家庭復帰、虐待の再発、家庭裁判所の介入などを経てようやく本児は養護施設に措置された。
1986	からだの科学130	被虐待児症候群	医師	1・1	男	父 定職がない 母 兄(2歳) 異性双生児第1子 ※父母は内縁関係	本児は二卵性異性双生児の第1子。父には別れた先妻との間にも男の子がいる。父は、「男の子はもういらぬ」と、本児に対し殴る、蹴る、刃物で傷つけるなど虐待をくり返した。母は傍観するのみであった。	全身衰弱、多発性骨折、顔面刺傷などがあり、診察した医師が警察に届け出て、本児は入院した。退院後、施設に収容された。
1986	からだの科学130	被虐待児症候群	医師	0・4 0・4	男女	父 母 姉(4歳)	本児は二卵性異性双生児の第1子と第2子。2人とも未熟児。出生時に父は事故で入院中であつた。母は子育てが面倒で、2人を養子に出したかった。父の反対で仕方なく手もとに置くが、食事やおムツの世話もほとんどしなかった。	本児4ヶ月時に、肌着を一枚着せただけで紙袋に入れ、2人を他家の玄関に棄てた。2人とも栄養失調、発育はいちじるしく遅れていた。寒い雨の日に棄てられていたので肺炎をおこしており、入院した。

発表年	文献	論文	主な事例報告者	年齢 歳・月	性別	家族	概要	経過
1986	からだの科学 130	被虐待児症候群	医師	8 3	男 男	継父 バーテン 母	母は男性問題で前夫と別れ、本児を引き取り、年下の継父と同棲した。継父と母は、2人がなつかない、夫婦の行動のじゃまになるという理由で、殴る、蹴る、ベルトで手首をしぼる、タバコの火を頭や顔や臀部につける、などの虐待をした。	弟は全身の火傷のため入院し、兄は手指の神経むひが残った。退院後は2人とも養護施設に収容された。
1986	からだの科学 130	被虐待児症候群	医師	5	男	母 ホステス	母は、本児を連れて家を出をし、年下の愛人(バーテン)と同棲した。愛人がなつかないと本児をいじめ、愛人の意を迎えるために、母も暴行に加わっていた。	発熱し、はだしでさまよっているところを警察に保護され、入院した。全身打撲、内出血、皮下出血、手足や首に火傷があった。
1986	からだの科学 130	被虐待児症候群	医師	3	父? 母 双子 ※中流階層		本児は卵生不明の双子児第1子。在胎34週、未熟児室に入院。母は、本児3歳時まで流動食と少量の粥しか与えなかった。	3歳1ヶ月時に意識障害、呼吸困難を訴え、栄養失調と脱水症の疑いで入院。半昏睡状態。気管切開、OTで軽度の脳萎縮像。入院中も母は冷淡であるだけでなく、暴力的ですらあった。発達遅滞があり、退院後、施設に収容された。
1987	児童青年精神 医学とその近 接領域28(5)	性的虐待について	少年 鑑別所	15・9	女	父 本児4歳時に死亡 無職、半身不随 姉 (17歳) 弟 (6歳) 異母弟	本児小学3年時から母の内縁の夫と同居。まもなく、母の内縁の夫から、姉と本児に対して、殴打や蹴るといった身体的虐待や性関係の強要が始まり、約5年間続いていた。母に打ち明けたが、虚言としてかえって非難され姉も本児もただ耐えていた。本児小学1年時に、姉が自ら警察に保護を願い出て、一時保護を経て施設へ入院したため、虐待は本児ばかりに向けられるようになった。	本児は、家出、深夜徘徊、不良交友をくり返し、シンナー吸引、万引きなどの非行を顕著に示すようになった。中卒後、風俗営業に従事しているところを捕縛され、少年鑑別所に入所。少年院送致となった。
1987	児童青年精神 医学とその近 接領域28(5)	性的虐待について	少年 鑑別所	15・7	女	養父(46歳) 無職 養母(49歳) 飲食店勤務	本児は生後まもなく母方伯母の養子となった。小学3年時に、同居していた祖母が入院し、その付き添いで養母が不在中に、養父に性関係を強要され、以後頻繁に同様のことがあったが、本児は誰にも相談できずにいた。	本児は中学卒業後、職を転々と変え、家に帰るのを嫌がり、知り合ったばかりの男性と泊り歩いたり、さらには売春行為も続けるようになったため、少年鑑別所に入所。少年院送致となった。
1987	児童青年精神 医学とその近 接領域28(5)	性的虐待について	少年 鑑別所	14・4	女	父(35歳) 無職 母(35歳) 飲食店勤務 兄(15歳) 無職 ※家計が困窮	父はアルコール依存があり、酔うと家族に暴力をふるうことが多く、本児小学5年時に、母はそれに耐えかねて家出し行方不明になる。小学6年時から父から本児に対して性関係の強要が約1年間続いた。兄は見て見ぬふりをするのみであった。	性的虐待が起きた直後より、本児は不登校状態に陥り、中学進学後もなから万引き、不良交友、シンナー吸引などの非行をくり返すようになったため、頻回の補導を経て少年鑑別所に入所。少年院送致となった。
1987	児童青年精神 医学とその近 接領域28(5)	性的虐待について	少年 鑑別所	14・4	女	父(30歳) ホステス 弟 小学5年 ※本児小学6年時に父母が離婚	本児が幼少時から不仲だった両親の離婚により、本児は母に引き取られたが、まもなく母の愛人が内縁の夫として同居。中学1年時、母の内縁の夫に性関係を強要され、その後も続いた。母に訴えたが、本児が誘惑したからだと言われ、逆	本児は外泊をくり返すようになり、不良交友も始まり、夜間徘徊の末、少年鑑別所に入所、保護観察処分となった。

発表年	文献	論文	主な事例報告者	年齢 歳・月	性別	家族	概要	経過
1987	児童青年精神医学とその近接領域28(5)	性的虐待について	少年鑑別所	14・9	女	継父 母 行方不明 行方不明	父母は本児小学1年時に離婚。父に引き取られて継母を迎えたが、その翌年にはすでに再婚していた母に引き取られた。継父にはアルコール依存があり、同居後、本児は殴る、蹴るの身体的虐待をたびたび受けるようになった。小学4年時から性は性関係も強要されるようになり、本児は誰にも相談できずにいた。	小学3年時には万引きがくり返されたため児童相談所が関与。性的虐待が始まった直後から、深夜徘徊がくり返され、非行が顕著となったため数回の輔導の後に少年鑑別所に入所、教護院送致となった。しかし、教護院での暴力事件にかかわり、再度少年鑑別所に入所し、児童相談所送致となった。
1987	児童青年精神医学とその近接領域28(5)	性的虐待について	少年鑑別所	18・9	女	父(56歳) 自営業 母 兄(20歳) 妹 高校生 ※母は本児小学3年時より別居中	母が愛人をつくらせて家出してから、本児は父に養育された。父は次第にアルコール依存の傾向を強め、本児に対して暴力をふるうようになった。中学2年時に父に内密で母に会ったことが発覚してから虐待は激化し、母に引き取られたが、まもなく母と同居していた内縁の夫から性関係を強要されるようになった。本児は母に打ち明けたが、虚言として非難され、自殺未遂をした。	高校進学後も性的虐待は続き、家出、シンナー乱用にはしり、高校2年で中退し、売春行為をしていたところを逮捕され、少年鑑別所入所、試験観察処分となった。
1987	児童青年精神医学とその近接領域28(5)	性的虐待について	少年鑑別所	15・3	女	父 母 ※父母は本児3歳時に離婚 ※母は本児が殺害	本児は出生後、父に実家の反対によって認知されずに母方祖父母に預けられた。小学5年時に母が再婚し、母と生活するようになるが、継父や義祖父とうまくいかず、親戚宅を転々とした末に再び祖父母宅に預けられた。その後まもなく、同居していた伯父から頻りに性関係を強要されるようになった。やがて貧乏な家出とともに非行が活発化する。	本児中学1年時に母が離婚して帰省し、母との生活が始まるが、母は薬物乱用が常習化しており、本児は母に対して憎悪をむき出しにし、連日口論に明け暮れし、母を殺害するに至った。少年鑑別所を経て少年院送致となった。
1987	児童青年精神医学とその近接領域28(5)	性的虐待について	少年鑑別所	14・4	女	父(51歳) 無職 母(50歳) 主婦 弟 小学1年 妹 小学5年 妹 小学3年 ※生活保護を受給	アルコール依存状態の父は、本児小学3年時から本児に対して暴力をふるうようになり、母にも暴力が及んだ。小学6時には、父から上腕骨骨折の怪我を負わされている。やがて、中学1年時から性は性関係を強要された。母にも相談できずにいた。	家出をくり返し、不良交友、シンナー乱用などの非行がみられ、中学卒業後は職を転々と変えながら売春を頻回にくり返したため、少年鑑別所入所、少年院送致となった。
1987	小児科臨床40(6)	被虐待児症候群の臨床と予後	医師	0・9		本児は同胞2人の中の第2子 ※経済的貧困	母による虐待。	発育障害により、保健所の紹介で小児科に入院。
1987	小児科臨床40(6)	被虐待児症候群の臨床と予後	医師	6・6		本児は同胞3人の中の第2子	母による虐待。	発育障害により、養護学園の紹介で小児科に入院。
1987	小児科臨床40(6)	被虐待児症候群の臨床と予後	医師	2・7		本児は同胞3人の中の第3子 ※経済的貧困	母による虐待。	発育障害により、保健所の紹介で小児科に入院。
1987	小児科臨床40(6)	被虐待児症候群の臨床と予後	医師	1		本児は同胞2人の中の第2子	母による虐待。	発育障害により、保健所の紹介で小児科に入院。髄膜瘤を合併。退院後、保健所の訪問指導も行われたが体重増加がまったくみられず、原因不明の骨折もみられたため、再入院させられた。その後は家庭で養育しているが、虐待は再発していない。

発表年	文献	論文	主な事例報告者	年齢 歳・月	性別	家族	概要	経過
1987	小児科臨床40 (6)	被虐待児症候群 の臨床と予後	医師	6		本児は同胞3人の中の第3子	母による虐待。	発育障害により、他院からの紹介で小児科に入院。
1987	小児科臨床40 (6)	被虐待児症候群 の臨床と予後	医師	2・2		本児は一人っ子	母による虐待。	骨折で入院。その後も骨折をくりかえし、両親へのカウンセリ ングにても改善がみられず、病院から養護施設へ転院。
1987	小児科臨床40 (6)	被虐待児症候群 の臨床と予後	医師	2・6		本児は同胞2人の中の第2子	母による虐待。	体重も増えず、紫斑をたえずつくっていることで不審に思った 保母の勧めで病院を受診するが、両親が入院は必要ないと強 硬に主張し自己退院。本児は半年後に養護施設へ入所した。
1987	小児科臨床40 (6)	被虐待児症候群 の臨床と予後	医師	5		本児は同胞5人の中の第4子 ※経済的貧困	父による虐待。	発育障害により、近所の人のすすめで小児科に入院。
1987	小児科臨床40 (6)	被虐待児症候群 の臨床と予後	医師	0・7		本児は一人っ子 ※経済的貧困	父による虐待。	頭蓋内出血により、保健所の紹介で小児科に入院。
1987	小児科臨床40 (6)	被虐待児症候群 の臨床と予後	医師	2・9		本児は同胞2人の中の第2子 ※経済的貧困	母による虐待。	発育障害により、保健所の紹介で小児科に入院。
1987	小児科臨床40 (6)	被虐待児症候群 の臨床と予後	医師	0・3		本児は同胞2人の中の第2子 ※経済的貧困	母による虐待。	発育障害により、保健所の紹介で小児科に入院。
1987	小児科臨床40 (6)	被虐待児症候群 の臨床と予後	医師	0・9		本児は同胞2人の中の第2子	母による虐待。	発育障害により、保健所の紹介で小児科に入院。
1987	小児科臨床40 (6)	被虐待児症候群 の臨床と予後	医師	1・2		本児は同胞4人の中の第4子 ※経済的貧困	両親による虐待。母親はアルコール中毒。	頭をうつた後けいれんをおこし救急車で受診。救急隊から以 前にも同じことがあったとことで虐待が疑われた。頭蓋内出 血で入院。母親が、酒をやめ、本児を通園施設に通わせること を約束したが、退院後まもなく虐待が再発したため乳児院に指 置された。
1987	小児科臨床40 (6)	被虐待児症候群 の臨床と予後	医師	0・9		本児は同胞4人の中の第4子 ※経済的貧困	母による虐待。	発育障害により、保健所の紹介で小児科に入院。
1987	小児科臨床40 (6)	被虐待児症候群 の臨床と予後	医師	0・3		本児は一人っ子 ※経済的貧困	母による虐待。	易刺激性により、他院からの紹介で小児科に入院。
1987	小児科臨床40 (6)	被虐待児症候群 の臨床と予後	医師	5		本児は同胞2人の中の第1子 ※経済的貧困	両親による虐待。	発育障害により、保健所の紹介で小児科に入院。
1988	昭和63年度厚 生省心身障害 研究	小児医療の場 における被虐待児の 実態	医師	3・11 3・11	女 女	父 母 兄	本児は同性双生児の第1子と第2子。被虐待児 症候群。痛み食い・その他の行動が理由で母が 身体的暴行を加えた。母側の問題としては、身 体疾患、性格の問題、不和、経済等があった。	

発表年	文献	論文	主な事例報告者	年齢 歳・月	性別	家族	概要	経過
1988	昭和63年度厚生省心身障害者研究	小児医療の場における被虐待児の実態	医師	0・5 0・5	女 男	死亡 父 母 兄 姉	本児は異性双生児の第1子と第2子。被虐待児症候群。母が身体的暴行を加えた。母親の問題としては、父の死亡、孤立、経済不安定等があった。	
1988	昭和63年度厚生省心身障害者研究	小児医療の場における被虐待児の実態	医師	0・4 0・4	男 男	父 母 兄 兄	本児は同性双生児の第1子と第2子。被虐待児症候群。父が身体的暴行を加えた。父親の問題としては、望まぬ出産、神経症、母の無関心、精薄の疑い等があった。	
1988	昭和63年度厚生省心身障害者研究	小児医療の場における被虐待児の実態	医師	7・3 7・3	女 女	父 母 姉 弟	本児は同性双生児の第1子と第2子。被虐待児症候群。異食があったことで、父母が心理的虐待をしていた。夫婦の不和、籍の目覚がないこと、等があった。他児にも常にならなっていた。	
1988	昭和63年度厚生省心身障害者研究	小児医療の場における被虐待児の実態	医師	3・2	女	父 母 異性双生児の第2子	本児は異性双生児の第1子。被虐待児症候群。小人症。夜泣き、失禁、手がつけられないことを理由に母が身体的暴行を加えた。母親には、神経症、経済等の問題があった。	
1988	昭和63年度厚生省心身障害者研究	小児医療の場における被虐待児の実態	医師	3・6	男	父 母 同性双生児の第2子	本児は同性双生児の第1子。被虐待児症候群。反抗的、排泄がうまくいかないなどの理由で、父母が身体的暴行を加えた。父母には、経済、性格等問題があった。	
1988	昭和63年度厚生省心身障害者研究	小児医療の場における被虐待児の実態	医師	4・10	男	父 母 三つ子の第1子 三つ子の第2子	本児は三つ子の第3子。仮死状態で誕生。被虐待児症候群。他の2児より成長が遅いことから、母が身体的暴行を加えた。母は育児ノイローゼであった。	
1988	昭和63年度厚生省心身障害者研究	小児医療の場における被虐待児の実態	医師	1・3	男	父 母 異性双生児の第2子	本児は異性双生児の第2子。被虐待児症候群。母が身体的暴行を加えた。育児が大変であること、性格的な問題、父との不和、父が育児に非協力的であることなどがあった。	
1988	昭和63年度厚生省心身障害者研究	小児医療の場における被虐待児の実態	医師	0・8	女	父 母 双生児の同胞	本児は双生児の一人。被虐待児症候群。身体的暴行を加えたのは母の疑い。父はファンマンで育児に非協力的で、父母は不和であった。	
1988	昭和63年度厚生省心身障害者研究	小児医療の場における被虐待児の実態	医師	1・6	男	父 母 姉 双生児の第2子	本児は双生児の第1子。被虐待児症候群。身体的暴行、心理的虐待を加えたのは母の疑い。	

発表年	文献	論文	主な事例報告者	年齢 歳・月	性別	家族	概要	経過
1988	昭和63年度厚生省心身障害研究	小児医療の場における被虐待児の実態	医師	1・8	男	父母姉弟 同性双生児の第2子	本児は同性双生児の第1子。被虐待児症候群。アルコール中毒の父が身体的暴行を加えた。	
1988	昭和63年度厚生省心身障害研究	小児医療の場における被虐待児の実態	医師	4・3	男	父母兄弟 同性双生児の第1子	本児は同性双生児の第2子。被虐待児症候群。望まぬ双胎で、中絶が遅れた。発育が悪く、愛情がわかないという理由で母が身体的暴行を加え、養育を拒否した。	
1988	昭和63年度厚生省心身障害研究	小児医療の場における被虐待児の実態	医師	2・8	男	父母兄弟 同性双生児の第1子	本児は同性双生児の第2子。被虐待児症候群。父母は出生まで双胎を知らなかった。2人目は余計と、母が身体的暴行、心理的虐待を加え、養育を拒否した。父母の不和、経済や性格の問題等もあった。	
1988	昭和63年度厚生省心身障害研究	小児医療の場における被虐待児の実態	医師	4・11	男	父母姉 同性双生児の第1子	本児は同性双生児の第2子。被虐待児症候群。かわいげがない、鈍い、という理由で母が身体的暴行、心理的虐待を加え、養育を拒否した。母は勝気で短気、偏頭痛があった。父は職業柄不在がらであった。	
1988	昭和63年度厚生省心身障害研究	小児医療の場における被虐待児の実態	医師	1・3	男	父母兄弟 異性双生児の第1子	本児は異性双生児の第2子。被虐待児症候群。父母が身体的暴行を加え、養育を拒否した。	
1988	昭和63年度厚生省心身障害研究	小児医療の場における被虐待児の実態	医師	1・9	女	父母兄弟 同性双生児の第2子	本児は同性双生児の第1子。被虐待児症候群。6ヶ月時まで本児のみ祖母が養育した。その後養育した母が、本児がなつかないことを理由に身体的暴行、心理的虐待を加え、養育を拒否した。母の性格上の問題、父母の不和等があった。	
1988	昭和63年度厚生省心身障害研究	小児医療の場における被虐待児の実態	医師	6・0	男	父母兄弟 異性双生児の第1子	本児は異性双生児の第2子。愛情剥奪症候群。何事も第1子より遅れることを理由に、母が養育を拒否した。母は性格的に自己中心的であった。産後の肝疾患もあった。	
1988	昭和63年度厚生省心身障害研究	小児医療の場における被虐待児の実態	医師	5・10	女	父母 双生児の同胞	本児は双生児の一人。愛情剥奪症候群。非常に消極的な母が、養育を拒否した。	

発表年	文献	論文	主な事例報告者	年齢 歳・月	性別	家族	概要	経過
1988	昭和63年度厚生省心身障害者研究	小児医療の場における被虐待児の実態	医師	2・11	男	父 母 兄 姉 異性双生児の第1子	本児は異性双生児の第2子。愛情剥奪症候群。本児が拒否的、自閉的であることを理由に、父母は心理的虐待を加え、養育を拒否した。母は病弱であった。	
1988	昭和63年度厚生省心身障害者研究	小児医療の場における被虐待児の実態	医師	3・0	男	父 母 同性双生児の第2子	本児は同性双生児の第1子。愛情剥奪症候群。母は本児がみつともないと、父の実家に秘密にし、養育を拒否した。	
1988	昭和63年度厚生省心身障害者研究	小児医療の場における被虐待児の実態	医師	2・5	女	父 母 兄 同性双生児の第2子	本児は同性双生児の第1子。愛情剥奪症候群。母は中絶も考えたが出産。愛せない、汚らわしいと、本児に心理的虐待を加え、養育を拒否した。	
1988	精神研ケース研究4	一児童虐待例にみられた心身反応と恨みの解消過程	医師	7	男	父(34歳) 母(36歳) 妹(3歳)	母は、本児が生まれたときから異物感があって好きになれず、悪いところばかりが目につき、1歳をすぎたころからひっばつばつが始めた。後で悪いことをしたと思うが止められない。夫に止めてほしいが、夫も一緒に叱られて叱るようになる。	小学2年時に、本児が集中力に欠けるなどで、担任から児童相談所を勧められた。児童相談所では親の側の対応に問題があるといわれ、精神衛生センターに相談し、病院を受診。母自身に治療意欲があったため、母の治療が行われた。
1988	文京女子短期大学保育科紀要7	被虐待児童の実態事例研究—母性的養育の剥奪—	児童福祉司	10	男	父(45歳) 大卒、会社役員 母(40歳) 主婦 兄(14歳) 弟(8歳)	父は、妻子があることを隠して母と同棲。兄が生まれたことで発覚し、先妻と離婚。父は飲酒すると暴れ、母に暴力をふるい、夫婦喧嘩が絶えない。母は、本児の顔や動作が父に似ていてにくらしく感じ、幼児期から本児をたたいたり、ときには食事を与えなかったりしていた。	本児が小学5年になってまもなく、家出浮浪し、食べものや金を盗んでいたことから、警察から児童相談所に通告された。一時保護され、父と母それぞれに担当者(児童福祉司)がつき、面接がすすめられた結果、本児は養護施設へ措置された。
1989	愛媛大学教養部紀要22(1)	児童の問題行動と被虐待の関連性に関する研究	児童相談所	13	女	父 母 本児中学2年時に死亡 妹	父は、本児が2～12歳の間、服役していた。出所後同居するようになってまもなく、父は本児に性交を強要するようになった。本児は母にはそのことを言えずにいた。	父が性交を強要する際拒否すると殴られるなどの理由での家出、徘徊があり、児童相談所に妹とともに一時保護された。自分がいなくなると妹が同じ目にあうから、という本児の希望もあり、姉妹とも養護施設に措置された。
1989	愛媛大学教養部紀要22(1)	児童の問題行動と被虐待の関連性に関する研究	児童相談所	6	男	父(26歳) 母 姉 ※父母は本児9ヶ月時に離婚	本児は、父母の離婚により、生後9ヶ月から3歳まで父の実家で養育された。その後母と暮らすのが、家出、徘徊し家に居つかないため、母は本児を座敷に置いて犬小屋に閉じ込めたり、手足を縛り物置に入れたりしている。満腹感がなく深夜冷蔵庫をあさる。排泄は誘えば自分でできるが、自ら用を足すことはない。	家出、徘徊し家に居つかないため、施設への収容を希望する相談があった。母子関係や環境の改善・変化の可能性が乏しい等の理由から、本児は養護施設へ措置された。



発表年	文献	論文	主な事例報告者	年齢 歳・月	性別	家族	概要	経過
1989	愛媛大学教養部紀要22(1)	児童の問題行動と被虐待の関連性に関する研究	児童相談所	7	男	父 無職 同胞8人(5男3女) ※父母は離婚。児童扶養手当などで生計を立てる。	家出、徘徊、窃盗(金銭、自転車)、夜尿、虚言などがある。	警察署からの触法通告により、児童相談所に一時保護される。薄汚れた身なりで異臭がし、手や頭に大小無数の傷跡がみられた。父母のいずれかがどの程度折檻を加えていたかは不明。母と祖母の希望により祖母が引き取ったが、同様の問題による再保護され、養護施設へ措置された。
1989	愛媛大学教養部紀要22(1)	児童の問題行動と被虐待の関連性に関する研究	児童相談所	6 7	女 男	アルコール依存症 精神疾患で通院中 ※生活保護を受給	両親は兄妹が小さいころから家に閉じ込めて、2人でよく遊びに出かけていた。	両親は妹の就学に際して、言語の遅れがあることなどから、費用のかからない精神薄弱児施設への入所を希望。妹は精神発達遅滞がみられ、年齢に比して極端に小柄でやせ細っている。体中には打ち身の痕がみられる。妹は、精神薄弱と判断しかねる状態であり、養護施設へ措置された。その後、兄の盗み(菓子等)がきっかけで兄に対する虐待が続いていたことを両親が認め、兄も一時保護の上、妹と同じ養護施設へ措置された。
1989	愛媛大学教養部紀要22(1)	児童の問題行動と被虐待の関連性に関する研究	児童相談所	10	男	父 継母	本児は2歳から父と継母と同居。継母は「私流のやり方でやる」と、約束を破ったという理由で本児をコンクリートの上に正座させたり、竹刀で叩いたりする。	警察及び小学校から、家出、万引きの通告と、家庭環境に問題があるとのことで児童相談所に相談。これを受けて家庭に連絡し、「一時保護の上、指導してほしい」という相談が引き出された形で、本児の一時保護に至った。父は相談の表面に出ない。
1989	愛媛大学教養部紀要22(1)	児童の問題行動と被虐待の関連性に関する研究	児童相談所	8	女	父 無職 母 内職 ※生活保護を受給 ※父母は本児4歳時に協議離婚したが、本児のために再婚。	父のバザンゴに興じる生活態度が改まらず、母は本児を連れて、父が恐れている父方叔父と同居している。叔父とその内縁者が本児に厳しく接するが母は何も言えない状態。	本児は家出をくり返し、家出先から学校へ連れ帰り、家族に引き渡そうとする「怖い」と泣き叫んで帰ろうとしない。仕方なく学校長宅などに泊めると、保護者はそれを逆手にとって責める。家族の了解が得られないまま、関係機関と協議の上、児童相談所に一時保護となる。
1989	愛媛大学教養部紀要22(1)	児童の問題行動と被虐待の関連性に関する研究	児童相談所	15 14	男 男	父 韓国籍、露店商 母 ※父母は父の暴力と生活苦を理由に協議離婚。	兄弟は父母の離婚により母方祖父と叔父に引き取られたが、祖父の死亡後、父に引き取られた。父は、兄弟が仕事を手伝わない、嘘を言う、学校の成績が悪いなどの理由で暴力をふるっていた。	一度は、再婚して他県にいる母の元に逃げ、保護されて養護施設に措置されていたが、父に探し出され連れ帰られる。その後もたびたび暴力を受け、兄が警察に逃げ込み、緊急一時保護となる。
1989	愛媛大学教養部紀要22(1)	児童の問題行動と被虐待の関連性に関する研究	児童相談所	6	男	父 継母	本児3歳10ヶ月時に父母が離婚。母方祖母に引き取られたが、父が継母と再婚したのを機に父に引き取られた。本児は約1年前から近所のスーパーで万引きしたり、友人宅で小銭を盗んだりする。	父と継母が、他の相談機関で教護施設に入るよう言われたと、児童相談所を訪れた。継母の訴えと保身園等からの情報があまりにかけ離れていたことから一時保護となった。その後家庭引取りとなるが、本児の窃盗行為がますます増加、家庭からの要望で再び一時保護され、養護施設へ措置された。
1989	小児内科21(2)	被虐待児童症候群の諸問題—失明を主訴として来院した頭部外傷の既往のある4歳女児例をめぐって—	医師	3	女	父 新聞社勤務 母(22) 主婦 弟(1歳7ヶ月) 妹(6ヶ月) ※父母ともに再婚。 ※本児のみ母の連れ子。弟と妹は父母の息子。	母は、再婚するまでは、手を上げることなく本児を可愛がっていたが、再婚後、子どもは甘やかして育ててはいけないという父の方針により、しつこく非常に厳しくするようになった。父は、母のしつけがルーズだったという理由から本児にはとくに厳しくしていた。	目が見えない、周囲への関心の低下という主訴で、大学病院を経て国立小児病院を受診。頻回の頭部外傷の既往、頭部外傷による慢性脳圧亢進、視力障害を伴う視神経の萎縮、皮膚の外傷、火傷の跡、骨折の既往、愛情遮断などから、Battered Childと診断された。2ヶ月の入院治療後、児童相談所、ケースワーカーと相談の結果、親から分離することが必要と判断され、本児は母方祖母に預けられた。

表 4-2

No.	年齢 歳・月	性別	被疑者 年齢 職業	加害の原因・動機	手 段	死 因	解剖主要所見
1	4・4	男	実父 25 工具	夜泣き、両親に反抗的	日頃からせっかん	創傷及び打撲傷、貧血、肺炎などによる全身衰弱	身長84cm、体重8kg。るいそう極めて著しく、足部になら強い浮腫。ほぼ全身にわたる新旧雑多な多数の表皮剥脱・皮下出血等の打撲傷。
2	2・1	男	継父	継父になじまない、養育の遅れ	日頃からせっかん	死亡前日の暴行による脳硬膜下血腫及び脳腫脹に基づく脳圧迫	身長83cm、体重9.5kg。栄養状態はかなり不良。顔面には陳旧な痙攣と皮下出血が数箇所、頭部には右頭頂部中心に手掌面大厚層の皮下出血。その他ほぼ全身にわたる陳旧な表皮剥脱と皮下出血。頭蓋内には硬膜下血腫、くも膜下血腫。脳回転は扁平、脳溝は浅度で、脳底部回転の膨隆が強い。
3	0・5	女	実母 24	泣きやまない	何らかの器物に衝突させたものと思われる	後頭部の外力による脳圧迫	身長82cm、体重5kg。栄養養育やや不良。後頭部左側に表皮剥脱と皮下出血、背面の所々に軽度の皮下出血等、新旧の皮下出血。脳硬膜下血腫。浮腫が強く認められる。
4	0・7	男	実母	泣きやまない	殴る、かむ	呼吸障害、外力性の脳圧迫。	顔面にうっ血。結膜に溢血点。頭部等に表皮剥脱、皮下出血。くも膜下出血。脳容積の増大と強い浮腫。脳底部が膨隆。血液は暗赤色流動性で、神経細胞に酸素欠乏性の変化。
5	3・0	女	実母	なつかない、生活苦	うつ伏せの本児に熱湯をかける	熱傷shockによる全身の機能低下、多量の嘔吐物の吸引による窒息状態	背面から臀部、左右側胸部、右前胸上腹部にわたる上下39cm、幅15～39cmの範囲に概ね第2度から極く皮膚外層に止る第3度の熱傷。右側頭部や左前胸、手背、右下腿等に陳旧な多数の皮下出血。脳室がやや強く拡張。咽頭・咽頭から小気管支内にわたる気道内に食物残渣多量。
6	2・0	女	実母	事故？	日頃からせっかん	母の目を盗みほおぼったハムによる窒息死	頭部、その他に多数の表皮剥脱と皮下出血。左上腕、右大腿の計4箇所のは、大人の歯牙による咬傷。咽頭部に泥状化した褐色のハンパ様物、食道内には径約1.5cm長さ6.5cmの円柱状となった白色のハンパ塊。血液は暗赤色流動性で内臓にうっ血があり、組織学的に肺泡の拡大と肺胞壁の破壊が認められた。
7	0・3	女	実父 19 店員	驚たきりになった実母に代わり家事・育児を引き受けたことによる心身の疲労、知能の低さ	仰向けに寝ていた本児の胸部を1回強く踏みつける	前胸部への強い圧迫	頭部にやや陳旧な皮下出血と小養皮剥脱。顔面に小皮下出血。前頭部に痙攣した蕁麻疹様状態。前胸部に淡紫褐色の皮膚変色。右第Ⅱ～Ⅳ肋骨、左第Ⅲ、Ⅳ肋骨に骨折。左右鎖骨上窩から下方第Ⅶ肋骨の高さに亘り筋肉内出血、全縦隔血腫、胸腺・同肺・心に挫傷、肝破裂等の重大な損傷。
8	1・7	女	保母 22	おもむきを取り替える際にむずかかった本児に憤慨	両手で力を加えて約1mの高さからカーペット敷畳上に突き落とす	硬膜下血腫、脳浮腫、脳圧迫	頭部及び前額には小鶏卵大の、概ねやや陳旧性の皮下出血。顔面や下肢にかなり多数の小皮下出血。硬膜下血腫。脳回転は扁平、海馬回鈎・小脳扁桃の突出著明。著しい脳浮腫。
9	0・2	男	実父 36 空手師範	打撃の錯誤	本児に授乳中の内妻と口論になり手拳で殴りつけたところ本児の頭部に当たる	脳腫脹	頭皮下に厚層の出血。大泉門から後左右に向かい、右方は頭蓋底に達する骨折。硬膜は大きく断裂して、著しく挫滅した脳が突出。
10	3・10	女	継父 31 無職	(本児は内妻の連れ子)	せっかんの為頭部や顔面を殴る	脳腫脹兼くも膜下出血	頭皮下出血、くも膜下出血、葉腫脹、全身多数の打撲傷、右上行結腸膀胱化出血
11	3・4	男	実父 29 継母 17	しつけ面での成長状態への不満、本児が実母を慕う	せっかん暴行	脳圧迫	頭頂部打撲傷(手術痕有り)、全身の打撲擦過傷及び火傷痕
12	6・1	女	実母 31	盗み食いをやめさせるため	冷水をかけ放置	肺炎	るいそう著明(身長101cm・体重11kg)、肺炎、腎盂腎炎(組織学的検査)

No.	年齢・歳・月	性別	被疑者 年齢 職業	加害の原因・動機	手 段	死 因	解剖主要所見
13	10・11	女	実母 32	自宅内でごろごろしていたことに立腹	右眼窩部を平手打ち	くも膜下出血	頭部、顔面打撲傷(頭皮下くも膜下出血)、多数の新旧打撲擦過傷(上腕骨骨折)
14	5・3	男	実父 28 実母 28		生来虚弱児だったが医師に診せない、せつかん	肺炎	全身に多数の新旧打撲擦過傷、脳浮腫、諸臓器軽度腐敗、肺炎(組織学的検索)、頭皮下出血
15	3・1	男	実母 46	(私生児であるが実父は認知せず)	パン2個を与え、マンションに3日間放置	脱水症の疑い	るいそう、諸臓器貧血状、肝脂肪変性
16	2・5	女	実父 27 (ワレモン)	寝小使、食事の嫌	顔を殴る	硬膜下血腫及び脳腫脹	頭部打撲傷(硬膜下血腫他)、全身各所の打撲擦過傷、肺水腫
17	2・4	男	実母 26 継父 24			脳挫傷兼脳浮腫	頭部打撲傷(くも膜下出血他)、全身各所の打撲擦過傷
18	2・7	女	実母 24		日頃からせつかん	くも膜下出血	頭部打撲傷(くも膜下出血他)、全身各所の打撲擦過傷
19	3・8	女	実母 23	(夫と離婚、生活保護を受給)	オモチャのピアノで殴る	脳腫脹兼脳ヘルニア	前頭部打撲傷(硬膜下血腫他)、全身に新旧多数の打撲擦過傷、腸間膜出血
20	0・11	女	実父? 20	(本見虐待のための逮捕歴5回)	(死亡後山中に捨てる)	不詳	腰部より上の皮膚・筋肉、諸臓器は消失し骨が露出、残存部死ろう化
21	3・1	男	実母 27	放尿した	洋服ダンスの把手にくくりつけて連続殴打	くも膜下出血	側頭部打撲傷(くも膜下出血、硬膜下血腫)、全身多数の打撲擦過傷、火傷痕等
22	4	男	実母 27	大小便を教えず、衣服を汚す	身体をかかえて茶の間の柱に頭部を打ちつける	急性硬膜下出血による脳機能障害	身長101cm、体重13.5kg、右前頭部、顔、四肢に表皮剥奪と皮下出血、四肢にはさらに古い火傷痕、圧迫痕が新旧混在。右上腕骨の骨折端が皮膚を破って露出。左右ともに頭蓋窩にかけて硬膜下出血がみられた。
23	0・3	男	実母 34	夫が、浮気相手の名前の一字を本児の名前につけた	標準ミルク(15%)及びスキムミルクを3.25～1.625%に薄めたものを1日40ml、3ヶ月にわたって与え続けた。	飢餓死	身長48cm、体重2420g、胸囲31cm、頭囲31cm、出生時には、身長45cm、体重3050g、胸囲31cm、頭囲32cmであった。老人性顔容でしわが多く、皮下脂肪はほとんど認められず、諸臓器も極めて小さく胸腺も小さかった。
24	5	女	実父 30	再婚相手(継母)に反抗的、小便をもらさず	頭部を殴打、身体を抱きかかえて床に4、5回投げつける	左側急性硬膜下出血、くも膜下出血による脳機能障害	身長112.5cm、体重19kgで栄養状態不良。頭部、顔、胸腹部前面、背面、左右上下肢には極めて多数の表皮剥奪、皮下出血。爪による損傷の痕と考えられる包菜脱臼。腰部、臀部に痙攣を伴う線香によると考えられる火傷痕。頭皮下には広範囲に出血が認められた。
25	2・11	男	実父 25	ぐずぐずしていることに立腹	浴槽の水の中に顔を3回つける	心肺機能不全	身長86cm、体重11.5kg、栄養状態悪く皮膚蒼白。反復して生じた腹部皮下下坐傷及び帽状腱膜下出血。反復して生じた肋骨骨折と外傷性胸膜炎。肺臓の新旧胸膜下肺出血及び肺動脈枝のファイブリン栓塞、肺水腫。甲状腺、胸腺、副腎、肝臓、肝臓の結合組織増殖。副腎皮質の肥厚及び胸腺皮質の萎縮。

出典：1～9 日本法医学会課題調査報告(W)「被虐待児の司法解剖例調査、再鑑定に関する調査および医療事故死例剖検例調査」日本法医学雑誌 34(3) 1980  
10～21 河野 朗久 他「被虐待児(Mal-treated child)に関する法医学的、社会医学的考察」小児科臨床 42 1989  
22～24 植野 寛 他「被虐待児症候群の剖検例12例の法医学的検討」日本法医学雑誌 39(5) 1985  
25 黒田 曜子「被虐待児屍の解剖所見について」日本法医学雑誌 35(6) 1981

表5 出生率・乳児死亡率・新生児死亡率の推移

年次	出生率 (人口1000対)	乳児死亡率 (出生1000対)	新生児死亡率 (出生1000対)	
1900	明治33	32.4	155.0	79.0
1905	38	31.2	151.7	71.2
1910	43	34.8	161.2	74.1
1915	大正4	34.1	160.4	69.7
1920	9	36.2	165.7	69.0
1925	14	34.9	142.4	58.1
1930	昭和5	32.4	124.1	49.9
1935	10	31.6	106.7	44.7
1940	15	29.4	90.0	38.7
1945	20	...	...	...
1947	22	34.3	76.7	31.4
1950	25	28.1	60.1	27.4
1951	26	25.3	57.5	27.5
1952	27	23.4	49.4	25.4
1953	28	21.5	48.9	25.5
1954	29	20.0	44.6	24.1
1955	30	19.4	39.8	22.3
1956	31	18.4	40.6	23.0
1957	32	17.2	40.0	21.6
1958	33	18.0	34.5	19.5
1959	34	17.5	33.7	18.6
1960	35	17.2	30.7	17.0
1961	36	16.9	28.6	16.5
1962	37	17.0	26.4	15.3
1963	38	17.3	23.2	13.8
1964	39	17.7	20.4	12.4
1965	40	18.6	18.5	11.7
1966	41	13.7	19.3	12.0
1967	42	19.4	14.9	9.9
1968	43	18.6	15.3	9.8
1969	44	18.5	14.2	9.1
1970	45	18.8	13.1	8.7
1971	46	19.2	12.4	8.2
1972	47	19.3	11.7	7.8
1973	48	19.4	11.3	7.4
1974	49	18.6	10.8	7.1
1975	50	17.1	10.0	6.8
1976	51	16.3	9.3	6.4
1977	52	15.5	8.9	6.1
1978	53	14.9	8.4	5.6
1979	54	14.2	7.9	5.2
1980	55	13.6	7.5	4.9
1981	56	13.0	7.1	4.7
1982	57	12.8	6.6	4.2
1983	58	12.7	6.2	3.9
1984	59	12.5	6.0	3.7
1985	60	11.9	5.5	3.4
1986	61	11.4	5.2	3.1
1987	62	11.1	5.0	2.9
1988	63	10.8	4.8	2.7
1989	平成元	10.2	4.6	2.6
1990	2	10.0	4.6	2.6
1900～1990までの 最高値	1920(大正9) 36.2	1918(大正7) 188.6	1918(大正7) 81.3	

(資料)総務省統計局「平成10年 人口動態統計」

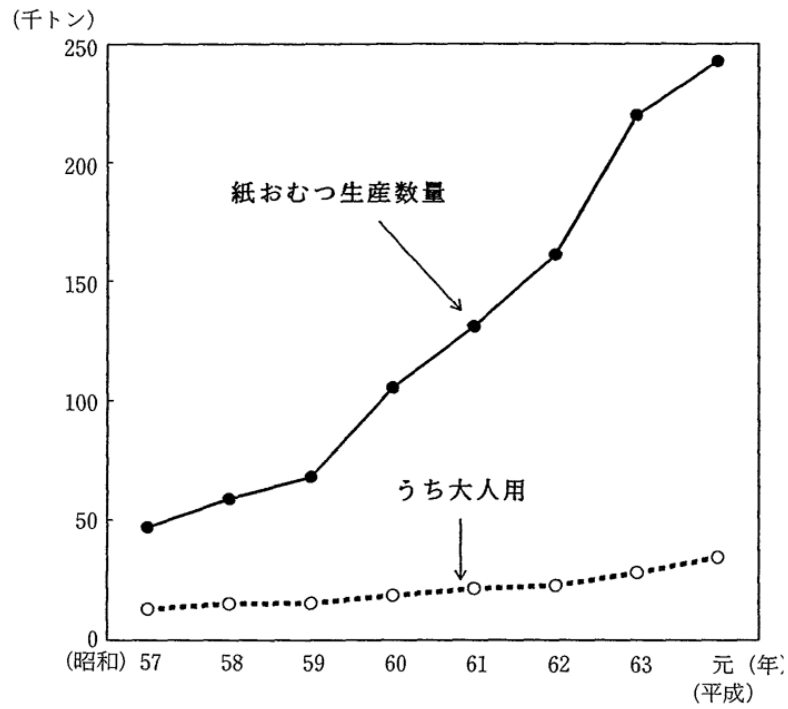
表6 出生コホート別既婚女性の出生児数：出生児数の女性の割合

女性の出生年	出生児数					平均出生児数
	0人	1人	2人	3人	4人以上	
1890年以前(明治24年以前)	11.8	6.8	6.6	8.0	66.8	4.96
1891～1895(明治24～28)	10.1	7.3	6.8	7.6	68.1	5.07
1896～1900(明治29～33)	9.4	7.6	6.9	8.3	67.9	5.03
1901～1905(明治34～38)	8.6	7.5	7.4	9.0	61.8	4.99
1911～1915(明治44～大正4)	7.1	7.9	9.4	13.8	29.6	4.18
1921～1925(大正10～14)	6.9	9.2	24.5	29.7	29.0	2.86
1928～1932(昭和3～7)	3.6	11.0	48.0	29.0	9.4	2.33
1933～1937(昭和8～12)	3.6	10.8	54.2	25.7	5.7	2.21
1938～1942(昭和13～17)	3.6	10.3	55.0	25.5	5.6	2.20
1943～1947(昭和18～22)	3.8	8.9	57.0	23.9	5.0	2.18

(資料)総務庁統計局「国勢調査報告書」厚生省人口問題研究所「出産力調査」  
「出生動向基本調査」

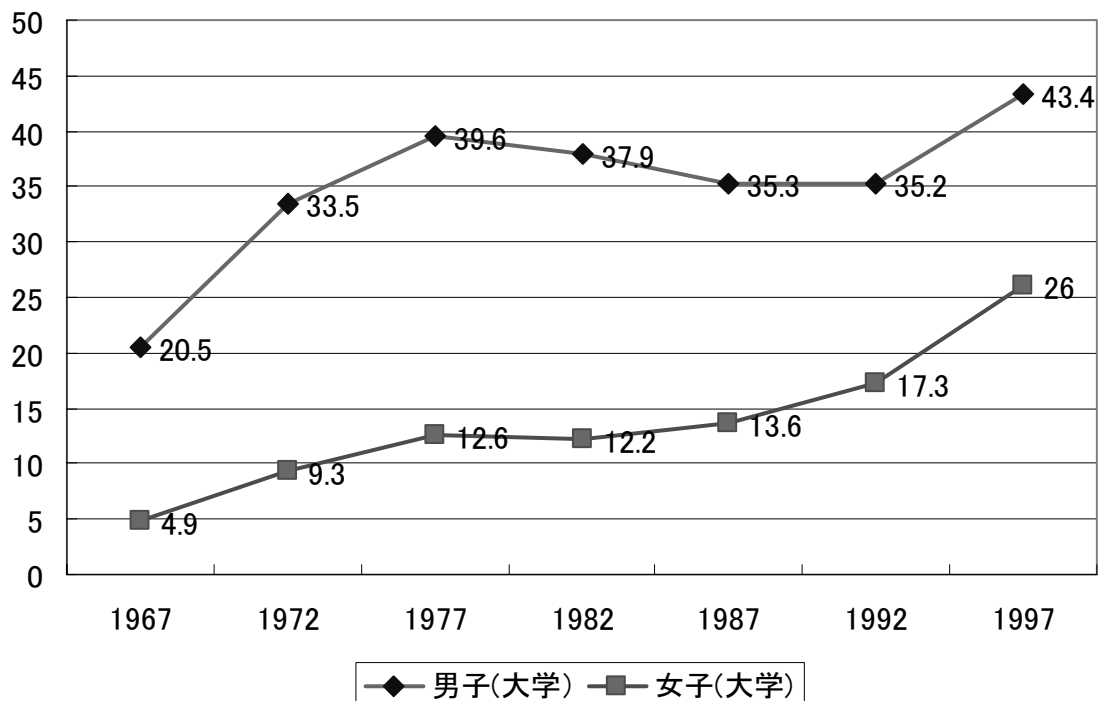
(出所)厚生省人口問題研究所編『人口の動向：日本と世界(1966年版)』表4-26より

\*落合(1997)が作成したものを転載



資料出所: 内閣府「平成2年度国民生活白書」より転載

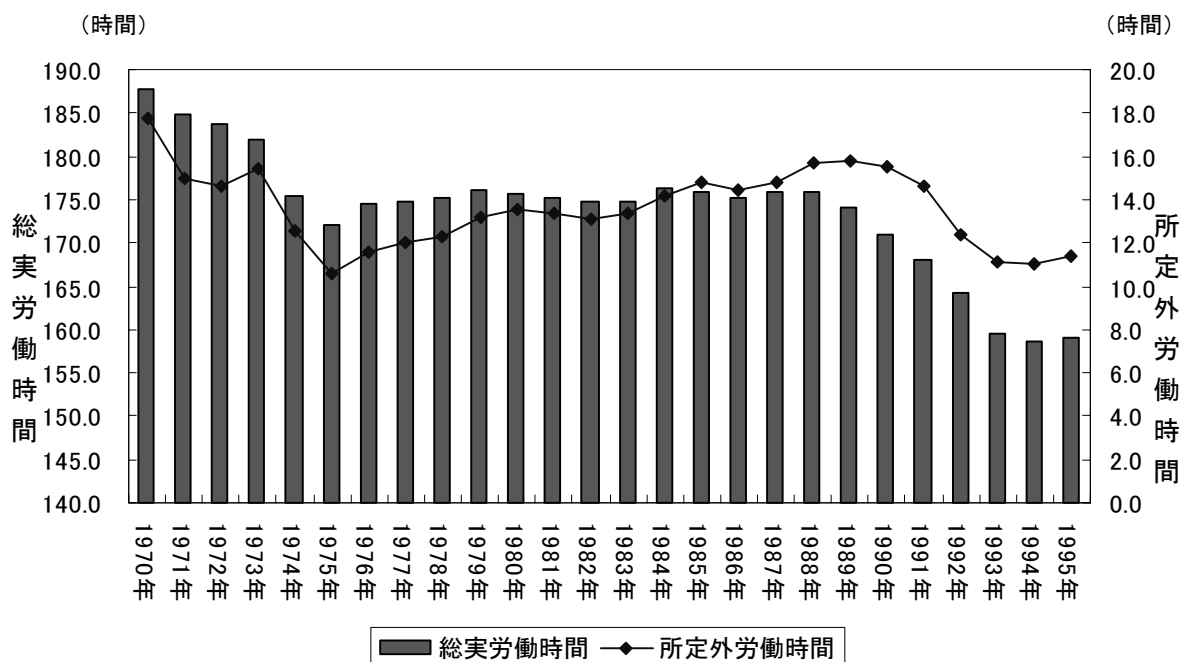
図1 紙おむつの生産量の推移



注) 「進学率」は大学学部入学数を3年前の中学卒業生数で除した比率

資料出所: 文部科学省「学校基本調査」

図2 男女別大学進学率の推移

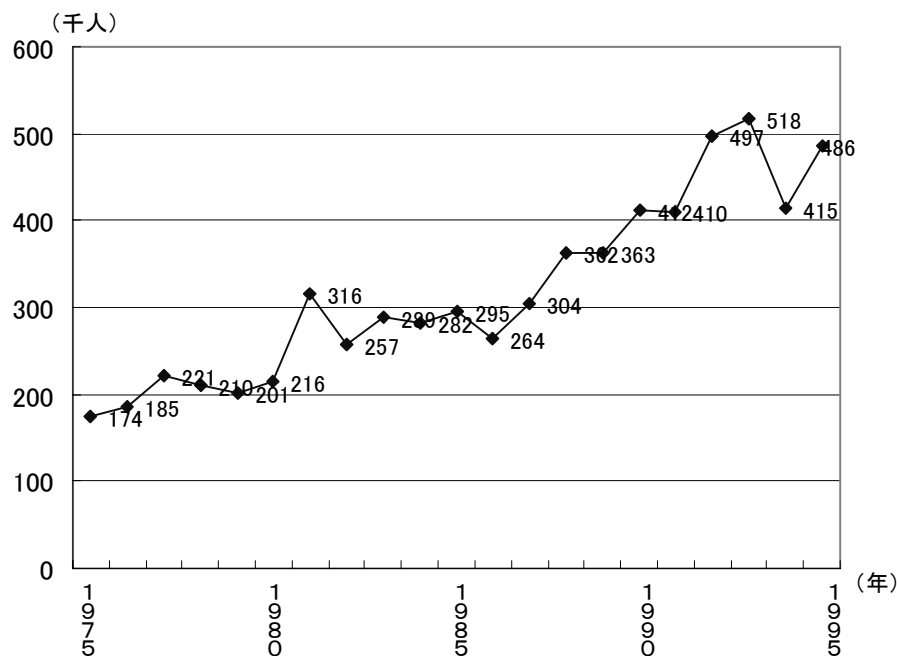


注) 事業者数 30 人以上規模の事業所における月平均労働時間

「所定外労働時間数」とは、早出・残業・臨時の呼出・休日出勤等の実労働時間数をさす

資料出所: 厚生労働省「毎月勤労統計調査」

図3 所定外労働時間の推移

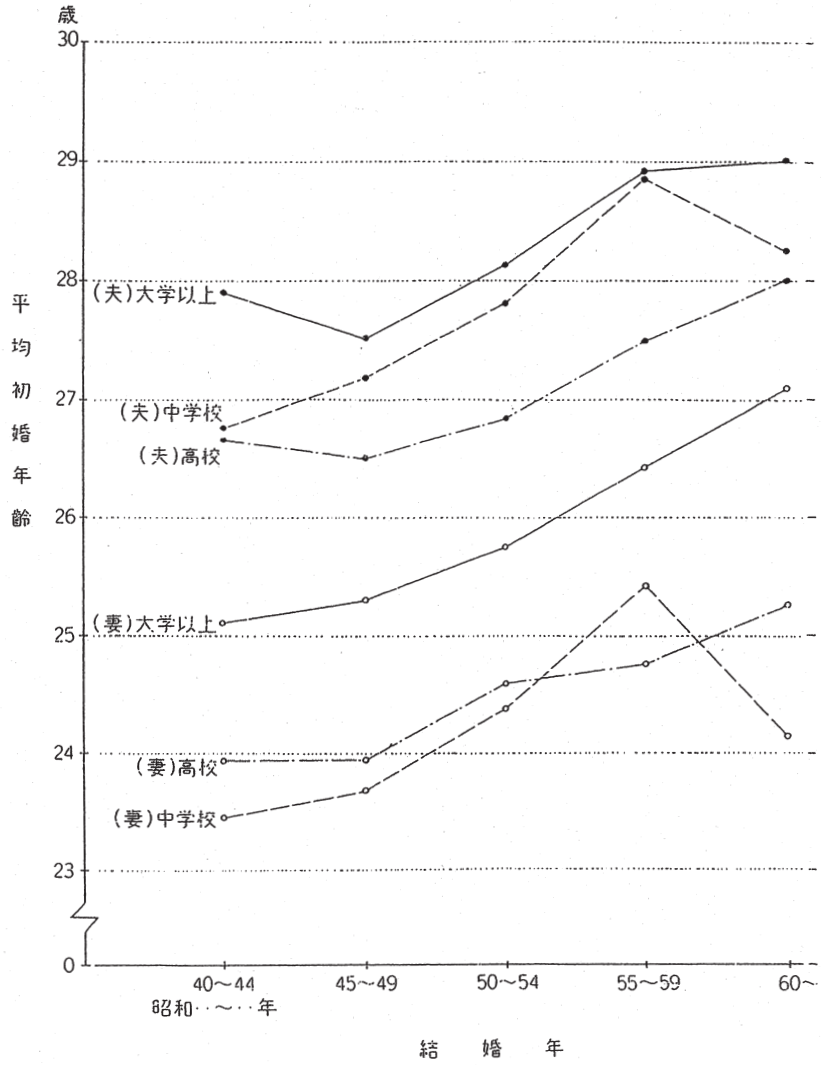


注) 男性単独世帯員のうち有配偶者の人数

資料出所: 厚生労働省「国民生活基礎調査」

図4 単身赴任・別居の推移

# 結婚年・学歴別にみた平均初婚年齢



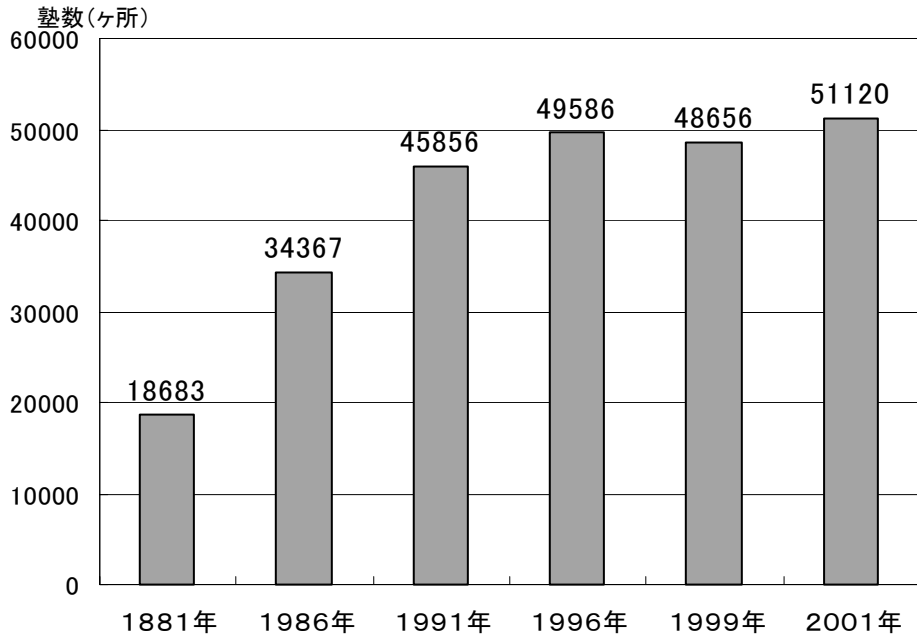
(編集部)

資料 厚生省人口問題研究所「昭和62年日本人の結婚と出産-第9次出産力調査-」

注「厚生」第36巻第1号(1989)より引用

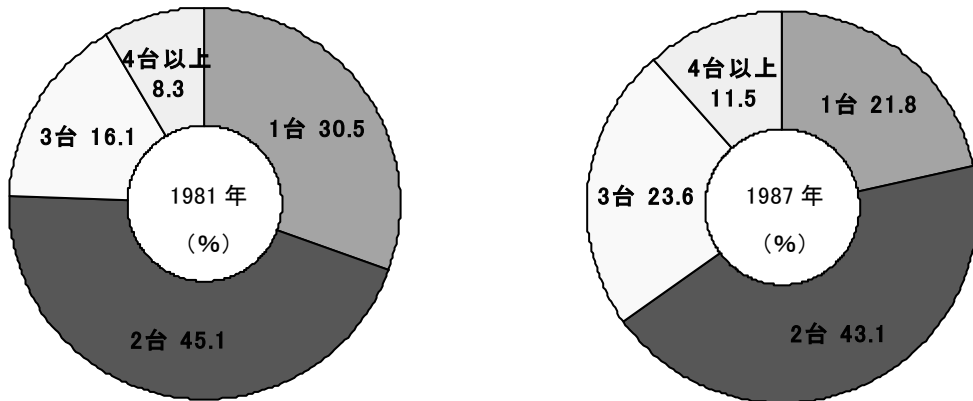
図5 平均初婚年齢の推移





資料出所: 総務省「事業所数・企業統計調査」

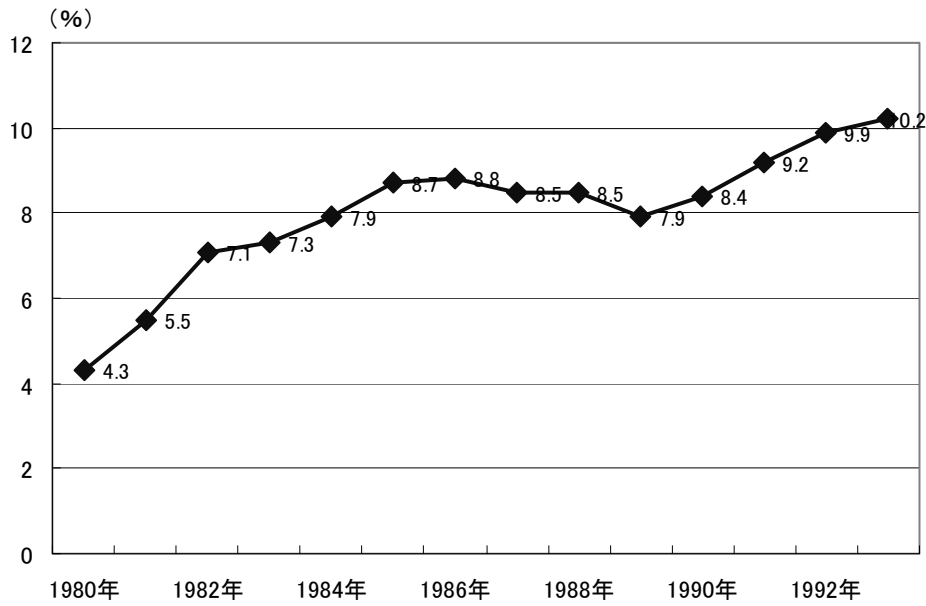
図6 学習塾開設数の推移



注) 1981年は首都圏および奈良・大阪の小学校4～6年生2,049名、1987年は大阪・愛知・神奈川の小学校4～6年生1,409名に調査したもの

資料出所: ベネッセ教育研究開発センター モノグラフ・小学生ナウ Vol.1-2「子どもとテレビ」(1981), Vol.7-12「テレビ」(1987)

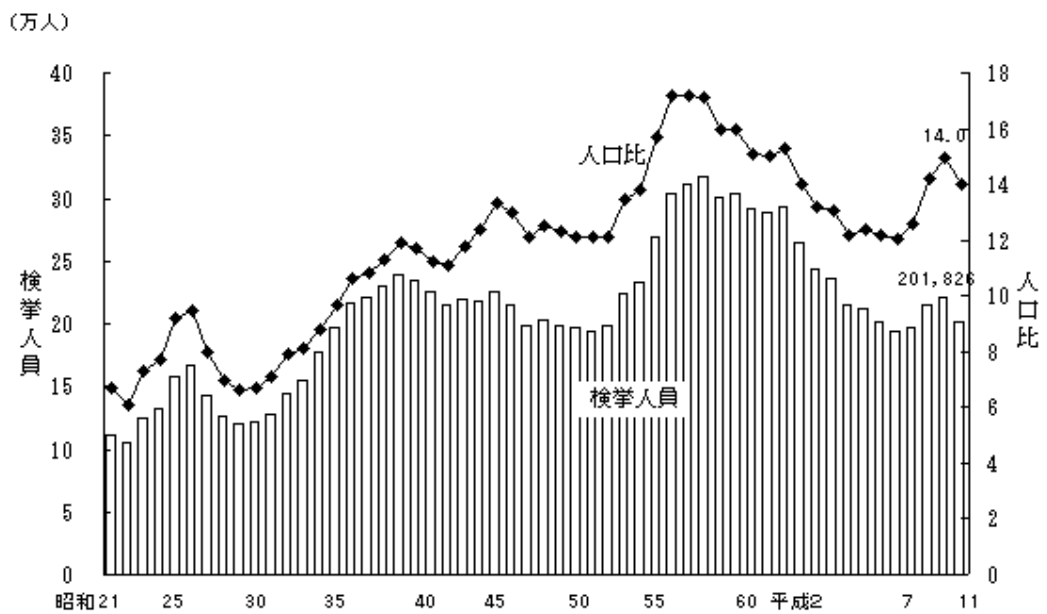
図7 テレビの所有台数



注) 騒音苦情件数全体に占める家庭生活からの騒音による苦情件数の割合

資料出所: 環境庁「環境白書」より作成

図8 家庭からの騒音苦情件数の推移

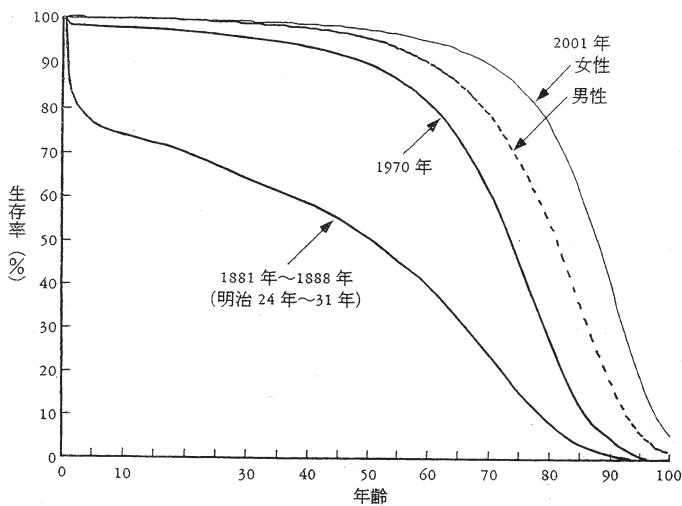


注1) 検挙人員とは、交通業過を除く刑法犯(ただし、昭和40年以前は盗品等に関する罪、住居侵入等も除く)で検挙した14歳から19歳までの少年をいう。

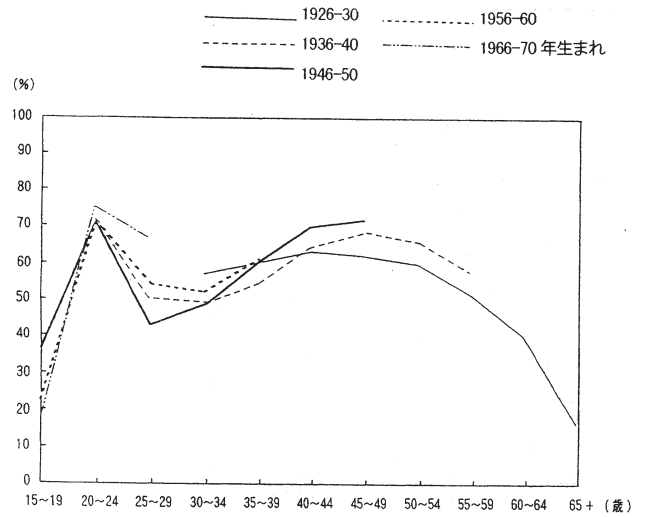
注2) 人口比とは、14歳から19歳までの少年人口1,000人当たりにおける検挙人員をいう。

資料出所: 警察庁「平成12年版犯罪白書」より転載

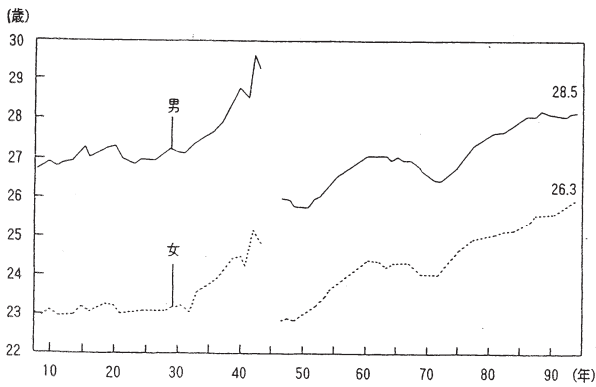
図9 刑法犯少年検挙人員・人口比の推移(昭和24~平成12年)



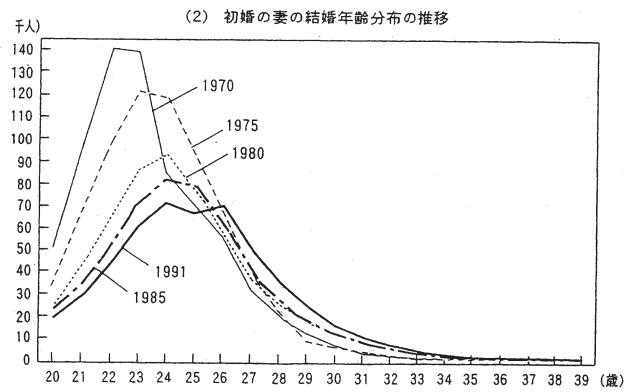
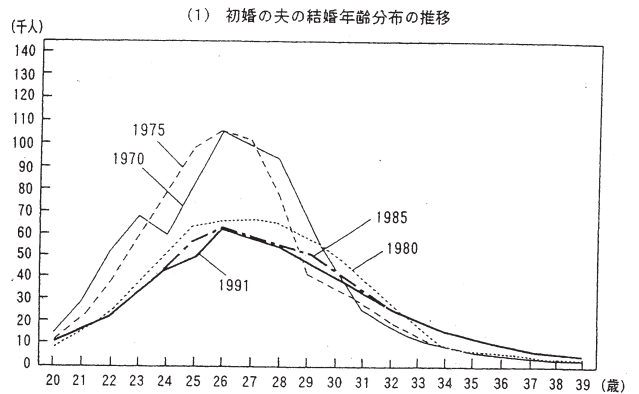
(出典)厚生労働省 平成13年簡易生命表  
 図10 日本人の2001年における生存曲線



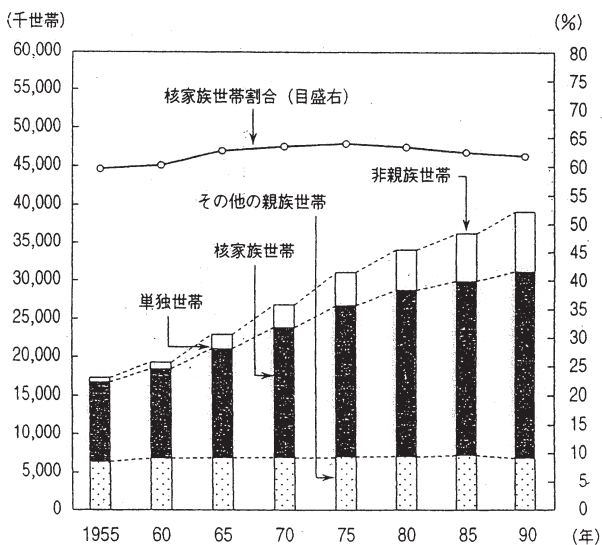
(資料)総務庁統計局「労働力調査」  
 図11 出生コホート別年齢別女子労働力率



(資料)厚生省「人口動態統計」  
 図12 平均初婚年齢の推移(1908~1995年)



(資料)厚生省「人口動態統計」  
 (出所)経済企画庁『国民生活白書(平成4年版)』  
 図13 初婚年齢分布の年次比較



(資料)総務庁統計局「国勢調査」  
 (出所)経済企画庁『国民生活白書(平成6年版)』第I-3-15図より作成  
 図14 核家族率と世帯類型別世帯数

\* 図10~14は、落合(1997)より転載

平成16年度研究報告書  
児童虐待の援助法に関する文献研究  
(第2報：1980年代)  
戦後日本社会の「子どもの危機的状況」という  
視点からの心理社会的分析

平成17年9月30日発行

発行 社会福祉法人 横浜博萌会  
子どもの虹情報研修センター  
(日本虐待・思春期問題情報研修センター)  
〒245-0062 横浜市戸塚区汲沢町983番地  
TEL. 045-871-8011 FAX. 045-871-8091  
mail : info@crc-japan.net  
URL : <http://www.crc-japan.net>

編集 主任研究者 保 坂 亨  
共同研究者 増 沢 高  
秋 山 邦 久  
大 川 浩 明  
佐々木 宏 二  
渡 邊 智 子  
石 倉 陽 子

印刷 (有)創文社 TEL. 045-716-0018